

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月31日

【発行者名】 トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジ
メント・カンパニー・エス・エイ
(Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 加 茂 政 司

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一 木 剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一 木 剛太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約9,304億円)を上限とする。
 - ()ユーロ・ポートフォリオ
50億ユーロ(約6,246億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
50億オーストラリア・ドル(約4,264億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,568億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約3,305億円)を上限とする。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注2) 米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成22年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=93.04円、1ユーロ=124.92円、1豪ドル=85.28円、1加ドル=91.36円および1NZドル=66.10円)による。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(NIKKO MONEY MARKET FUND)(以下「トラスト」という。)

「日興外貨MMF」または「外貨建てMMF」と呼称することがある。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンド受益証券を「ファンド受益証券」または「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」、ユーロ・ポートフォリオを「ユーロMMF」、「ニッコウユーロMMF」、「日興ユーロMMF」、オーストラリア・ドル・ポートフォリオを「豪ドルMMF」、「ニッコウ豪ドルMMF」、「日興豪ドルMMF」、カナダ・ドル・ポートフォリオを「カナダ・ドルMMF」、「加ドルMMF」、「ニッコウカナダ・ドルMMF」、「日興カナダ・ドルMMF」、「ニッコウ加ドルMMF」、「日興加ドルMMF」、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオを「ニュージーランド・ドルMMF」、「NZドルMMF」、「ニッコウニュージーランド・ドルMMF」、「日興ニュージーランド・ドルMMF」、「ニッコウNZドルMMF」、「日興NZドルMMF」等と呼称することがある。

USドル・ポートフォリオ・ファンド受益証券につき以下の格付を取得している。

名称 : ムーディーズ(Moody's)

格付 : Aaa/MR 1+

取得日 : 2000年2月3日

ファンド証券は、追加型である。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

() USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約9,304億円)を上限とする。

() ユーロ・ポートフォリオ

50億ユーロ(約6,246億円)を上限とする。

() オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

50億豪ドル(約4,264億円)を上限とする。

() カナダ・ドル・ポートフォリオ

50億カナダ・ドル(約4,568億円)を上限とする。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

50億ニュージーランド・ドル(約3,305億円)を上限とする。

(注1) 円貨換算は便宜上、平成22年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=93.04円、1ユーロ=124.92円、1豪ドル=85.28円、1カナダ・ドル=91.36円および1ニュージーランド・ドル=66.10円)による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

各申込が受領された営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格とする。(ただし、通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、ユーロ・ポートフォリオは1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1カナダ・セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1ニュージーランド・セントである。)

なお、発行価格に関する照会先は、下記(8)申込取扱場所に同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はない。

(6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う株式会社あおぞら銀行における申込単位は、申込日に株式会社あおぞら銀行が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。また、USドル・ポートフォリオ受益証券およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う静銀ティーム証券株式会社における申込単位は、100,000口以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う中央証券株式会社における申込単位は、申込日に中央証券株式会社が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱うソニー銀行株式会社における申込は、各ポートフォリオの当該通貨のみによって行われ、それぞれ100米ドル以上1米セント単位、100ユーロ以上1ユーロ・セント単位、100豪ドル以上1豪セント単位、100カナダ・ドル以上1カナダ・セント単位および100ニュージーランド・ドル以上1ニュージーランド・セント単位とする。

(7) 【申込期間】

平成22年6月1日(火曜日)から平成23年5月31日(火曜日)まで

(8) 【申込取扱場所】

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(以下「日興コーディアル証券」という。)

かざか証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町13番2号

(以下「かざか証券」という。)

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(以下「東海東京証券」という。)

東洋証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

(以下「東洋証券」という。)

マネックス証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

(以下「マネックス証券」という。)

水戸証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

(以下「水戸証券」という。)

静銀ティーエム証券株式会社 静岡県静岡市葵区追手町1番13号

(以下「静銀ティーエム証券」という。)

SMBCフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

(以下「SMBCフレンド証券」という。)

株式会社あおぞら銀行 東京都千代田区九段南一丁目3番1号

(以下「あおぞら銀行」という。)

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(以下「みずほ証券」という。)

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

(以下「岡三証券」という。)

ばんせい山丸証券株式会社 東京都中央区新川一丁目21番2号

(以下「ばんせい山丸証券」という。)

三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目4番1号

(以下「三菱UFJメリルリンチPB証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

安藤証券株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号

(以下「安藤証券」という。)

宇都宮証券株式会社 栃木県宇都宮市池上町4番4号

(以下「宇都宮証券」という。)

中央証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番18号

(以下「中央証券」という。)

ソニー銀行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目26番

(以下「ソニー銀行」という。)

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

(以下「みずほインベスターズ証券」という。)

ニュース証券株式会社 東京都渋谷区東三丁目11番10号

(以下「ニュース証券」という。)

キャピタル・パートナーズ証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目12番2号

(以下「キャピタル・パートナーズ証券」という。)

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

(以下「エイチ・エス証券」という。)

ワイエム証券株式会社 山口県下関市豊前田町三丁目3番1号

(以下「ワイエム証券」という。)

前田証券株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号

(以下「前田証券」という。)

常陽証券株式会社 茨城県水戸市南町三丁目4番12号

(以下「常陽証券」という。)

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

(以下「立花証券」という。)

浜銀TT証券株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

(以下「浜銀TT証券」という。)

楽天証券株式会社 東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイド楽天タワー

(以下「楽天証券」という。)

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(以下「SBI証券」という。)

中銀証券株式会社 岡山県岡山市北区本町2番5号

(以下「中銀証券」という。)

西日本シティTT証券株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

(以下「西日本シティTT証券」という。)

百五証券株式会社 三重県津市東丸之内33番1号

(以下「百五証券」という。)

むさし証券株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

(以下「むさし証券」という。)

新潟証券株式会社 新潟県長岡市城内町三丁目8番地26

(以下「新潟証券」という。)(2010年7月1日申込取扱い開始予定)

(上記各社を「販売会社」ということがある。)

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

USドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、水戸証券、静銀ティーエム証券、SMBCフレンド証券、あおぞら銀行、ばんせい山丸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、エイチ・エス証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、浜銀TT証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、新潟証券(2010年7月1日申込取扱い開始予定)

ユーロ・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、ニュース証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、安藤証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、みずほ証券、岡三証券、三菱UFJメリルリンチPB証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、安藤証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、静銀ティーエム証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、常陽証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券、新潟証券(2010年7月1日申込取扱い開始予定)

カナダ・ドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、安藤証券、みずほ証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、岡三証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、みずほ証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券

(9) 【払込期日】

申込日の翌営業日

(10) 【払込取扱場所】

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、ユーロ・ポートフォリオの場合はユーロ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合はカナダ・ドル、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合はニュージーランド・ドルで払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

- (a) 各販売会社は、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻に関する契約に基づきファンド証券の募集を行う。
- (b) 販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文、買戻および転換請求を管理会社へ取次ぐ。
- (c) 管理会社は日興コーディアル証券を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売・買戻取扱会社(以下、販売会社と合わせて「販売取扱会社」という。)に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込等により行うものとする。ソニー銀行での申込みの場合は、円貨での支払いは認められず、申込みにかかる受益証券の通貨での同銀行の外貨預金口座からの振替えによる支払いのみが認められる。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座に、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで払込まれる。日本以外の地域における発行

本募集に並行して、アメリカ合衆国を除く海外でファンド受益証券の販売を行うことがある。ただし、管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド受益証券の販売活動を行わない。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

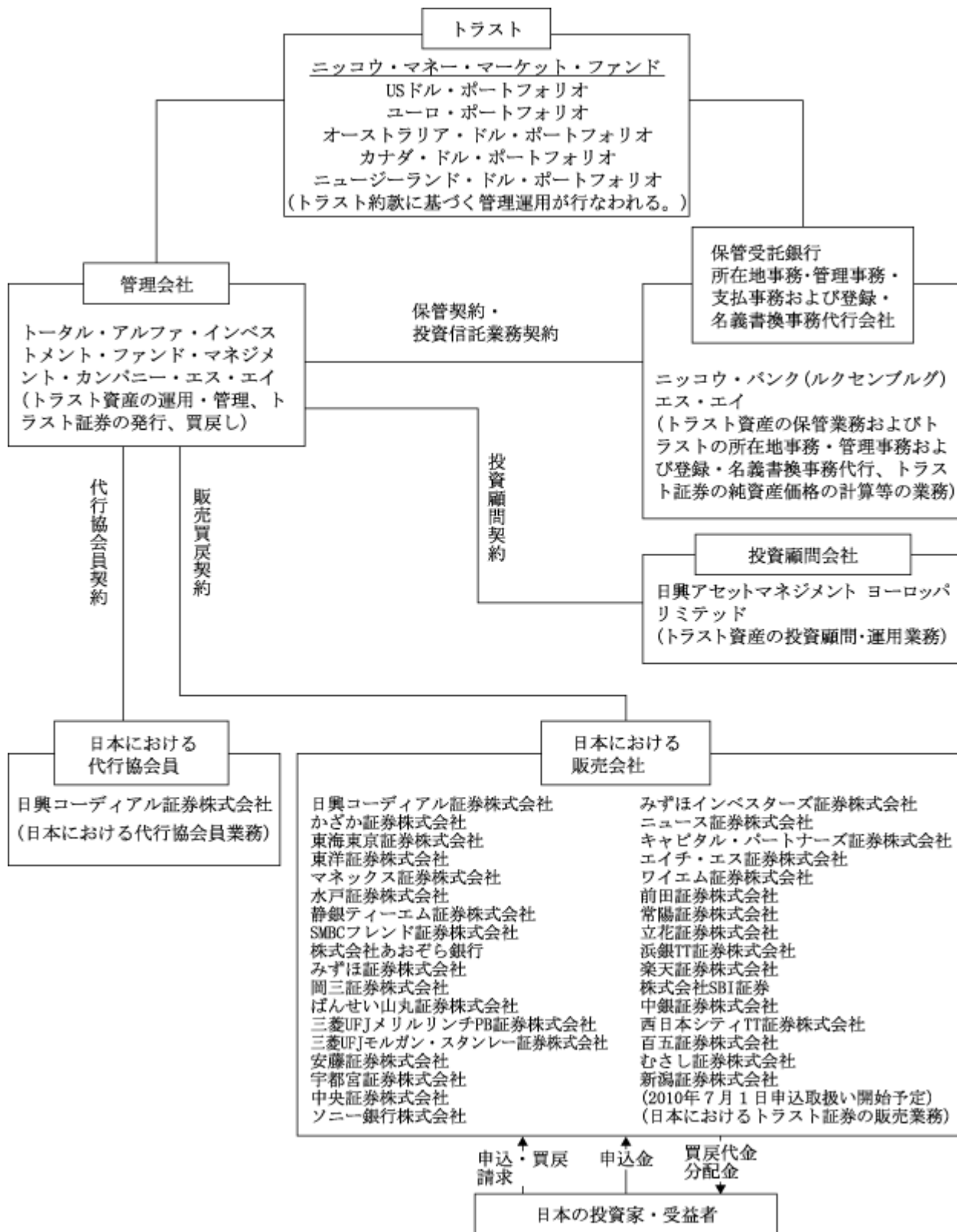
ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンド受益証券を「ファンド受益証券」または「ファンド証券」という。)。トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1カナダ・セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1ニュージーランド・セントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

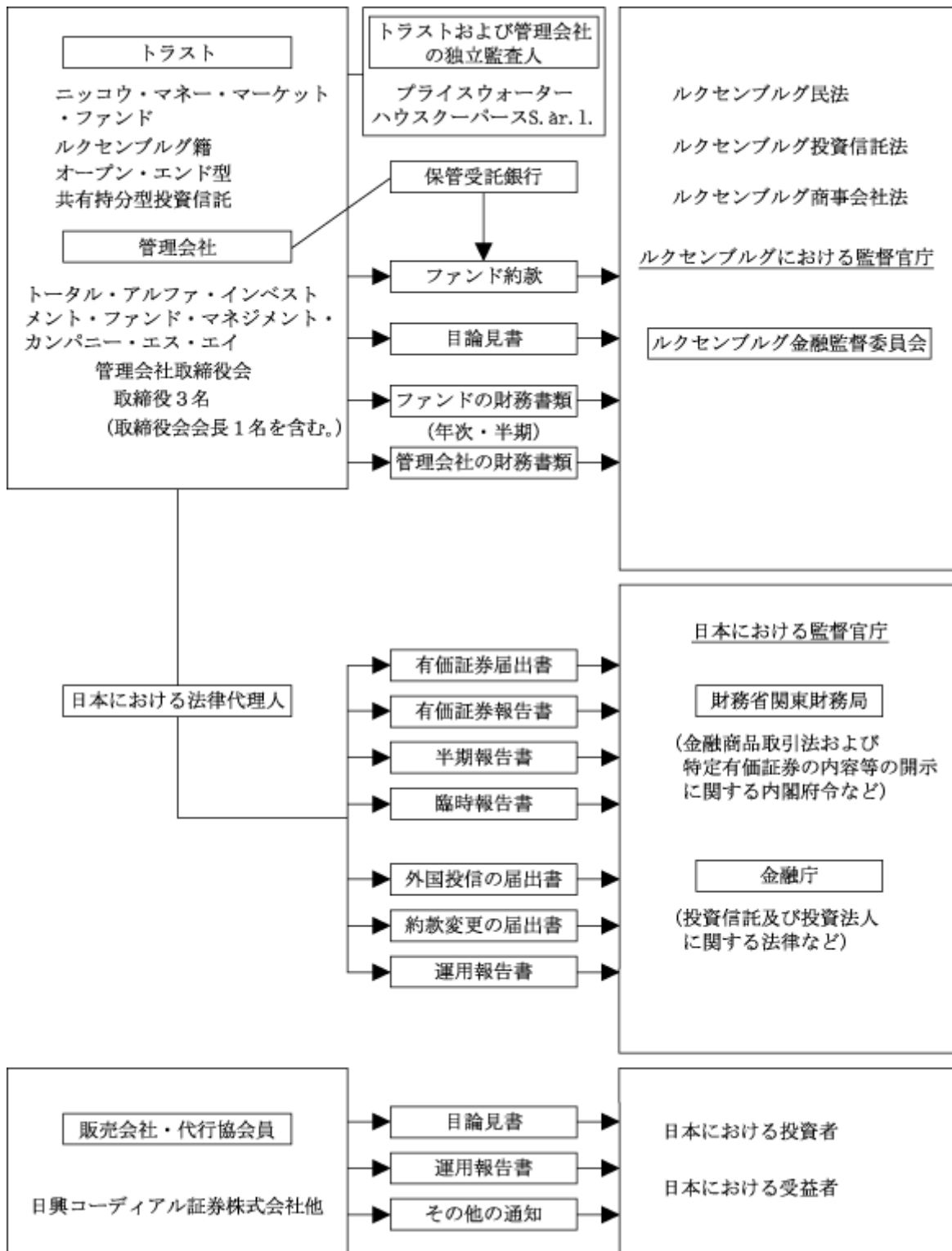
トラストは、ルクセンブルグ籍のオープン・エンド型、共有持分型外国投資信託である。

(2) 【ファンドの仕組み】

(1) ファンドの仕組み～管理・運用関係～



(2) ファンドの仕組み～準拠法・規制法と書類関係～



(3) 管理会社とトラスとの関係法人との契約関係

トラスト運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)	トラスト改正約款(2003年8月23日効力発生)および約款の変更(2007年2月15日効力発生)
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ (Nikko Bank(Luxembourg)S.A.)	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラスト資産の保管業務。(注1) 1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく投資信託業務。
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資顧問契約(注3)に基づく、トラストに関する投資顧問業務。
日本における代行協会員	日興コーディアル証券株式会社	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
日本における販売会社	日興コーディアル証券株式会社 かざか証券株式会社 東海東京証券株式会社 東洋証券株式会社 マネックス証券株式会社 水戸証券株式会社 静銀ディーエム証券株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 株式会社あおぞら銀行 みずほ証券株式会社 岡三証券株式会社 ばんせい山丸証券株式会社 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 安藤証券株式会社 宇都宮証券株式会社 中央証券株式会社 ソニー銀行株式会社 みずほインベスターズ証券株式会社 ニュース証券株式会社 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 エイチ・エス証券株式会社 ワイエム証券株式会社 前田証券株式会社 常陽証券株式会社 立花証券株式会社 浜銀TT証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社SBI証券 中銀証券株式会社 西日本シティTT証券株式会社 百五証券株式会社 むさし証券株式会社 新潟証券株式会社 (2010年7月1日申込取扱い開始予定) (上記各社を「販売会社」ということがある。)	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるトラスト証券の販売・買戻し業務。

- (注1) 保管契約とは、トラスト約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラスト資産の保管業務等を行うことを約する契約である。
- (注2) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。
- (注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、トラスト資産の投資、再投資に関して一般的助言を行い、投資方針および投資制限に従ってトラスト資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がトラスト証券に関する目論見書の配布、トラスト証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、トラスト証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたトラスト証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

(4) 管理会社の概要

管理会社	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づきルクセンブルグにおいて1992年2月27日に設立された。1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。ルクセンブルグ投信法第14章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。
事業の目的	投資信託の管理運営を行うことである。
資本の額	2010年3月末日現在、管理会社の資本は、446,220ユーロ(約5,574万円)で、全額払込済である。1株24.79ユーロ(約3,097円)で記名株式18,000株を発行済である。
沿革	1992年2月27日：設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグL-2557、ロベルトシュトゥンパー通り9Aのニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ(Nikko Bank(Luxembourg)S.A.)で、発行済株式18,000株全株を所有している。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

USドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12ヵ月超60ヵ月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、格付の高い金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

ファンドの投資・運用方針に基づき、ファンドは、ムーディーズ社からAaa/MR1+の格付けを付与されている。Aaa/MR1+の格付けは、マネー・マーケット・ファンドに対してムーディーズ社が付与する最高の格付けである。

ムーディーズ社のマネー・マーケット・ファンドに対する格付けは、主として短期債券に投資する投資信託受益証券や類似する投資商品の、投資対象としての信用の質に関する意見である。格付けは、投資信託のパフォーマンス、純資産価格の変動性、利回りといった面での見通しは考慮されていない。Aaaの格付けを付与された投資信託は、Aaaと格付けされた債券(すなわちもっとも優れた質を有すると判断された債券)と同様の投資の質を有すると判断されている。ムーディーズ社の投資信託マーケット・リスク格付によるMR1+は、ファンドが受益証券1口当たり純資産価格を1米セントに常に維持するという評価を示している。ムーディーズ社によるファンドの格付けは、ファンド証券の買付け、売却または保有を推奨するものではない。付与された格付けを維持するためには、ファンドは選別された投資および運用基準を遵守し続けなければならない。ファンドおよびその投資方針に関する情報の変化や欠如の結果、格付けが変更されたり撤回されることがある。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12ヵ月超60ヵ月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、格付の高い金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12ヵ月超60ヵ月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、格付の高い金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1カナダ・セントに維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12ヵ月超60ヵ月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならない。取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、格付の高い金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1ニュージーランド・セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12ヵ月超60ヵ月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、格付の高い金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

(2) 【投資対象】

USドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、CP、BA、CD、定期預金証書、買戻し条件付契約(現先契約)等の米ドル建短期債券および証書である。ファンドは、また米ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を対米ドルにヘッジすることができる。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、CP、BA、CD、定期預金証書、買戻し条件付契約(現先契約)等のユーロ建短期債券および証書である。ファンドは、またユーロ建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を対ユーロにヘッジすることができる。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、CP、BA、CD、定期預金証書、買戻し条件付契約(現先契約)等の豪ドル建短期債券および証書である。ファンドは、また豪ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップにより投資対象を対豪ドルにヘッジすることができる。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、CP、BA、CD、定期預金証書、買戻し条件付契約(現先契約)等のカナダ・ドル建短期債券および証書である。ファンドは、またカナダ・ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップにより投資対象を対カナダ・ドルにヘッジすることができる。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、CP、BA、CD、定期預金証書、買戻し条件付契約(現先契約)等のニュージーランド・ドル建短期債券および証書である。ファンドは、またニュージーランド・ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を対ニュージーランド・ドルにヘッジすることができる。

(3) 【運用体制】

管理会社は、約款第6条「投資制限」に規定された制限に従い、受益者のために、有価証券の売買、応募、交換および受領ならびにトラストの資産に直接または間接に付随する一切の権利の行使等、トラストを管理、運用する最大の権限を付与されている。

管理会社の取締役会は、約款第6条「投資制限」に規定された制限内でトラストの投資方針を決定する。

管理会社の取締役会は、投資方針の遂行ならびにトラスト資産の管理および運用を行うために、ジェネラル・マネージャー1名もしくはマネージャー数名および管理業務代行者数名を任命することができる。

管理会社は、目論見書に記載された投資目的および投資制限にしたがって、ファンドの資産の投資および再投資について一般的な助言を得るため、またファンドの資産の日々の運用を確実なものとするため、投資顧問会社をファンドの投資運用者および投資顧問として任命している。

具体的な投資運用体制は以下のとおりである。

投資チームの運用体制

ファンドの運用は、10年超にわたって共同してこれらのファンドを運用している3名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーからなるコア・チームにより実施されている。彼らは、これら5本のファンドの運用をサポートするチーフ債券ディーラーおよび3名の追加的インベストメント・スタッフにより補佐されている。投資チームは、4名で構成される投資管理チームにより補佐されている。

意思決定プロセス

意思決定プロセスは、ポートフォリオの構成を決定するにあたって、明瞭な四つのステージから構成されている。

第一段階として、ポートフォリオ・マネージャーらは広範囲のマーケット分析を行う。ファンダメンタルの分析により、ポートフォリオ・マネージャーらは、異なるマーケット間の金利変動予想を構築する。マネー・マーケットのイールド・カーブの形状は、何のどの満期のものに投資するかを決定するために分析される。

第二段階として、ポートフォリオ・マネージャーらは、決定された分析表に沿うように個々の証券を選択して最終的なポートフォリオの構成を決定する。ファンドの信用ガイドラインの範囲で、数百の銘柄の徹底的な調査と最も魅力的な利回りを有する銘柄の認定により達成される。

第三段階として、チームは、ファンドの目的にしたがって厳しいリスク管理を適用する。証券の購入にあたっては、常に、リスク分野の中の2つの主要な分野、即ち金利リスクおよび信用リスクが付随する。

最終段階として、すべてのポートフォリオの特性についての定期的なレビューを含むポートフォリオの継続的な監視が行われる。

職務および権限

2名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーおよび1名のチーフ・ディーラーがファンドの運用について直接責任を負う。彼らは、チーフ・インベストメント・オフィサーであるスチュアート・キナーズリーにより監督される。

この分野で20年超の経験を有するジャスティン・イールズは、USドル・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオに責任を負う。10年超の直接的な経験を有するサイモン・ダウンは、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオに責任を負う。両者共に、日々の運用に直接携わっているマイケル・ラックにより補佐およびカバーされている。

会議

投資チーム内の公式の会議は、ポートフォリオの特性とポジショニングをレビューするため定期的に行われる。すべてのファンドのパフォーマンスのレビューは、毎月別途行われる。両会議とも、チーフ・インベストメント・オフィサーが出席する。

(4) 【分配方針】

管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては、1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1カナダ・セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1ニュージーランド・セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言する予定である。日々の分配金は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで表示され、1口当たり米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、日本の受益者に支払われる、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と各販売会社との間の契約に基づいて各販売会社が取り扱う。ファンド証券の買戻しの場合に発生済で再投資が行われていない分配金を買戻代金と同時に支払われる以外、現金による分配金支払いは行われない。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たり純資産価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回るような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、当該ファンドに帰属する。(約款第16条)

(5) 【投資制限】

トラスト約款に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

- (1) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、かかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

- (2) 管理会社は、ファンドのために、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%(または、管理会社が運用する他のファンドとあわせて15%)を超えて保有することとなる場合、かかる有価証券に投資することができない。

ただし、かかる制限はOECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

- (3) 管理会社は、ファンドのために、当該投資により投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、かかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資される場合、ファンドの投資資産について、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬が課されてはならない。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を、他の投資法人の投資証券に投資してはならない。

- (4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他のファンドのため、支配または管理を目的として投資しない。

- (5) 管理会社は、証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けられることができる。)。また、証券の空売りをしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合も、ファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。

- (6) 管理会社は、ファンドのために、不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。

- (7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には貴金属およびこれらを表象する証券も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令および本約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証券、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。
- (8) 管理会社は、ファンドのために、第三者に貸付けをしない。ただし、かかる制限のためには、社債またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマーシャル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証券、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。
- (9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは、暫定的にのみ行うことができる。
- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限はOECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。ただし、本制限は恒常的に流通する金融市場証券には適用されない。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 -) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを発行することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない。)
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを発行することができる。

(13)管理会社は、為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために、為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを発行し、プット・オプションを買付けることができる。

a) これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ポートフォリオのためにこれらの取引に習熟している格付けの高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。

b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えてはならない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。

(14)管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。

b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。

管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。

管理会社は、ファンド資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。)をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証書の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

管理会社は、専門的な銀行、信用機関および格付の高いその他の金融機関に対して、またはクリアストリーム・バンキングもしくはユーロクリア等の公認の決済機関を通じてファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことができる。

証券の貸付期間は30日間を超えることはできない。かかる貸付は、現金またはOECD加盟国またはかかる加盟国の地方公共団体により発行または保証された証券により構成される担保により継続的に保証される。ただし、当該担保は、貸付契約締結時に、少なくとも貸し付けられた有価証券の総評価額と同額でなければならない。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければならない。

貸付けは、組入れ証券の市場価額総額の50%を超えないものとする。ただし、この制限は、管理会社がいつでも貸付契約を解約し、貸し付けた証券の返還を受ける権利を有する場合は、適用されない。当該貸付取引に関する費用のすべてはファンドが負担する。

管理会社は、ファンドのため、買主としてまたは売主として、この種の取引に精通した格付の高い金融機関と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)の期間中、()相手方が証券の買戻しを実行するより前に、または()買戻し期間が終了するより前に当該契約の対象となる証券を売却することはできない。管理会社は、ファンドに関して、受益者の請求により、受益証券の買戻しを行うことができる水準で、買戻し条件付契約の対象となる購入済証券を維持するよう確保しなくてはならない。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

トラストは、公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資する。これらの投資対象証券には、主として以下のような性質があり、ファンド証券の1口当たり純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となる。従って、トラストは投資元本が保証されているものではない。また、トラストは預金保険または保険契約者保護機構の対象ではなく、投資した資産の減少を含むリスクは受益者が負う。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、発行体の格付の変更に伴い、価格が下落するリスクもある。

為替リスク

トラストの、米ドル・ポートフォリオは米ドルを、ユーロ・ポートフォリオはユーロを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオはカナダ・ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはニュージーランド・ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割込むことがある。

上記投資リスクの防御のため、約款第5条「投資方針」に以下の規定がある。

()USドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12ヵ月超60ヵ月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならず、

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

()ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12ヵ月超60ヵ月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、上記()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならない。ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(「S&P」)の格付でA-1以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(「ムーディーズ社」)の格付でプライム-1以上の証券または証書、格付がなされていないものについては、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものに限られる。ファンドの債券への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3またはS&PのAA-格以上の格付を有するものまたは、格付がなされていない場合、投資顧問会社が裁量でこれと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンド資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項上の有価証券に該当するものに投資される。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのフィクスト・インカム・チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付けおよびその金利に対する感応度を監視し、これにより、ファンドの主なリスク要因の大半の軽減が可能である。

4 【手数料等および税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料はない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料はない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

(3) 【管理報酬等】

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、トラストの各ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。

「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、()トラストの各ファンドの総利益(有価証券の売買損益、銀行利息、債券利息を含む。)より、()ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

管理報酬、投資顧問報酬および代行協会員報酬

管理会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%を上限とする。

投資顧問会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資顧問報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、以下のように計算される。

()USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億米ドル以下の部分	0.15 %
2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
20億米ドル超の部分	0.09 %

()ユーロ・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億ユーロ以下の部分	0.15 %
2億ユーロ超 5億ユーロ以下の部分	0.125%
5億ユーロ超 20億ユーロ以下の部分	0.10 %
20億ユーロ超の部分	0.09 %

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億豪ドル以下の部分	0.15 %
2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分	0.125%
5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分	0.10 %
20億豪ドル超の部分	0.09 %

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億カナダ・ドル以下の部分	0.15 %
2億カナダ・ドル超 5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
5億カナダ・ドル超 20億カナダ・ドル以下の部分	0.10 %
20億カナダ・ドル超の部分	0.09 %

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15 %
2億ニュージーランド・ドル超 5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
5億ニュージーランド・ドル超 20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10 %
20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09 %

投資顧問会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

代行協会員は、各ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.65%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

2009年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ101,926米ドル、1,121,426米ドル、2,038,402米ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ19,094ユーロ、269,823ユーロ、476,489ユーロであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ201,618豪ドル、2,180,955豪ドル、10,080,672豪ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ1,279カナダ・ドル、18,267カナダ・ドル、35,328カナダ・ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ124,097ニュージーランド・ドル、1,416,220ニュージーランド・ドル、6,204,718ニュージーランド・ドルであった。

保管報酬

保管受託銀行は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される保管報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、保管報酬は、各ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。

また、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラスト資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

2009年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は245,056米ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は44,501ユーロであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は806,515豪ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は3,212カナダ・ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は496,415ニュージーランド・ドルであった。

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理事務代行報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理事務代行報酬は、各ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする。管理事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負担する。

2009年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、367,549米ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は66,726ユーロであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は1,208,899豪ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は4,808カナダ・ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は744,088ニュージーランド・ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

トラストはその他次の費用を負担する。

トラスト資産および収益に課せられる一切の税金。

トラストが負担する税金は、トラストの純資産総額に対し四半期毎に課せられる年率0.01%と算出され、四半期毎に支払うべき年次税およびトラストの投資証券の収益支払の際に当該支払国において徴収される源泉徴収税等である。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。

(当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差引かれる。)

支払事務代行会社の費用

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的および監査費用。

その他、次の費用を含む管理費用。

- ・ 券面印刷費。
- ・ トラスト証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局(証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含めその他のトラストに関する書類を作成、印刷し提出する費用。
- ・ 法律または上記監督当局の所管する諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
- ・ 会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。
- ・ 受益者への通知・公告の作成、配布費用。
- ・ 弁護士および監査人の報酬。
- ・ 以上に類似するその他のすべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびトラスト証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

トラストの設定費用は約15万米ドルであり、トラスト設定後当初の5年間で償却された。ただし、未償却の設定費用の一部は、各ファンドの純資産総額の割合に応じて5年の残存期間中に償却された。

トラストに合併するファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間の残存期間に引続き償却される。

トラスト内に設定されるファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間で償却される。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができる。

2009年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は552,482米ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は81,377ユーロであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は714,507豪ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は4,031カナダ・ドルであった。

2009年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は415,517ニュージーランド・ドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)、なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	300,413,875	16.93
	ドイツ	284,911,196	16.05
	オランダ	234,824,772	13.23
	スウェーデン	69,995,291	3.94
	オーストラリア	44,992,526	2.54
	カナダ	9,998,801	0.56
	小計	945,136,461	53.26
債券	ルクセンブルグ	51,086,483	2.88
	ドイツ	10,076,743	0.57
	小計	61,163,226	3.45
預金証書	デンマーク	154,911,626	8.73
	オーストラリア	99,981,110	5.63
	イギリス	24,986,908	1.41
	小計	279,879,644	15.77
中期債券	ノルウェイ	86,784,486	4.89
	フィリピン	20,348,266	1.15
	小計	107,132,752	6.04
その他の資産(負債控除後)		381,420,932	21.49
合計 (純資産総額)		1,774,733,015 (165,121百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()ユーロ・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ユーロ	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	19,183,855	7.15
	アイルランド	9,996,214	3.73
	スウェーデン	6,999,522	2.61
	小計	36,179,591	13.49
債券	オランダ	29,981,726	11.18
	フランス	28,154,175	10.50
	ベルギー	18,989,369	7.08
	ドイツ	16,012,813	5.97
	小計	93,138,083	34.72
預金証書	デンマーク	26,976,646	10.06
	フランス	9,999,351	3.73
	イギリス	9,994,783	3.73
	小計	46,970,780	17.51
中期債券	ルクセンブルグ	18,438,089	6.87
	オランダ	3,999,844	1.49
	アメリカ合衆国	2,999,706	1.12
	カナダ	1,000,087	0.37
	小計	26,437,726	9.86
その他の資産(負債控除後)		65,517,318	24.42
合計 (純資産総額)		268,243,498 (33,509百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	145,908,620	8.66
	オーストラリア	109,325,282	6.49
	オランダ	99,414,345	5.90
	イギリス	54,867,093	3.26
	アメリカ合衆国	51,452,231	3.05
	デンマーク	49,736,435	2.95
	小計	510,704,006	30.31
債券	ドイツ	144,332,988	8.57
	イギリス	84,494,460	5.01
	アメリカ合衆国	83,503,051	4.96
	オーストラリア	29,000,073	1.72
	ルクセンブルグ	19,895,325	1.18
	スペイン	6,247,191	0.37
	小計	367,473,088	21.81
預金証書	オーストラリア	114,412,998	6.79
	小計	114,412,998	6.79
中期債券	オランダ	124,275,510	7.38
	スイス	52,284,153	3.10
	フランス	50,000,000	2.97
	デンマーク	50,000,000	2.97
	アメリカ合衆国	34,385,404	2.04
	フィリピン	31,817,459	1.89
	フィンランド	25,305,718	1.50
	アラブ首長国連邦	25,000,000	1.48
	スウェーデン	18,154,165	1.08
	ドイツ	10,058,146	0.60
	スペイン	5,992,895	0.36
	ノルウェイ	2,785,280	0.17
	小計	430,058,730	25.52
	その他の資産(負債控除後)		262,385,273
合計 (純資産総額)		1,685,034,095 (143,700百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	2,698,653	10.71
	小計	2,698,653	10.71
債券	カナダ	14,992,100	59.51
	小計	14,992,100	59.51
中期債券	オランダ	665,074	2.64
	アメリカ合衆国	509,968	2.02
	小計	1,175,042	4.66
その他の資産(負債控除後)		6,325,857	25.11
合計 (純資産総額)		25,191,652 (2,302百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニュージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	174,678,330	16.06
	ドイツ	94,394,339	8.68
	オーストラリア	66,752,031	6.14
	オランダ	49,311,010	4.53
	小計	385,135,710	35.41
預金証書	イギリス	93,810,405	8.62
	小計	93,810,405	8.62
中期債券	ドイツ	81,657,335	7.51
	ルクセンブルグ	50,894,542	4.68
	デンマーク	50,000,000	4.60
	フィンランド	50,000,000	4.60
	アメリカ合衆国	45,007,510	4.14
	アイルランド	29,999,437	2.76
	ニュージーランド	29,999,437	2.76
	オーストラリア	20,000,000	1.84
	スイス	18,583,272	1.71
	カナダ	9,999,363	0.92
	スウェーデン	7,126,476	0.66
	オランダ	4,274,120	0.39
	ノルウェイ	4,146,077	0.38
	小計	401,687,569	36.93
その他の資産(負債控除後)		207,035,947	19.03
合計 (純資産総額)		1,087,669,631 (71,895百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

()USドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 13APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月13日	95,500,000	95,445,648	95,491,887	5.37
2	SOC PRISE DE PARTICIPAT CP 12MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月12日	90,000,000	89,955,522	89,979,012	5.07
3	KOMMUNALBANKEN 4.5 06OCT10	中期債券	4.500	2010年10月6日	85,000,000	87,968,050	86,784,486	4.89
4	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 23JUN10	コマーシャル・ ペーパー		2010年6月23日	70,000,000	69,954,949	69,958,868	3.94
5	RABOBANK NEDERLAND AUST ECD 01APR10	預金証書		2010年4月1日	50,000,000	49,979,592	49,999,710	2.82
6	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月18日	50,000,000	49,974,673	49,986,340	2.82
7	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 10MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月10日	50,000,000	49,905,388	49,979,205	2.82
8	JYSKE BANK CD 08JUN10	預金証書		2010年6月8日	50,000,000	49,956,743	49,967,061	2.82
9	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 08JUL10	コマーシャル・ ペーパー		2010年7月8日	50,000,000	49,914,674	49,953,330	2.81
10	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 28JUN10	コマーシャル・ ペーパー		2010年6月28日	45,000,000	44,956,055	44,974,436	2.53
11	SWEDEN KINGDOM OF CP 09APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月9日	40,000,000	39,991,879	39,998,300	2.25
12	MIZUHO CORP BANK CD 17MAY10	預金証書		2010年5月17日	40,000,000	39,974,816	39,985,908	2.25
13	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 02JUN10	コマーシャル・ ペーパー		2010年6月2日	40,000,000	39,979,782	39,984,082	2.25
14	EIB 4.125 15SEP10	債券	4.125	2010年9月15日	30,000,000	30,762,000	30,520,389	1.72
15	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 06APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月6日	30,000,000	29,982,385	29,998,827	1.69
16	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 07APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月7日	30,000,000	29,997,400	29,998,482	1.69
17	NORDEA BANK AB CP 19APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月19日	30,000,000	29,994,776	29,996,991	1.69
18	BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 04MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月4日	30,000,000	29,985,174	29,994,336	1.69
19	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 25MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月25日	30,000,000	29,984,804	29,990,610	1.69
20	JYSKE BANK CD 17MAY10	預金証書		2010年5月17日	30,000,000	29,987,405	29,990,604	1.69
21	JYSKE BANK CD 04JUN10	預金証書		2010年6月4日	30,000,000	29,973,573	29,981,328	1.69
22	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 09JUL10	コマーシャル・ ペーパー		2010年7月9日	30,000,000	29,958,807	29,972,538	1.69
23	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 03AUG10	コマーシャル・ ペーパー		2010年8月3日	30,000,000	29,960,082	29,972,433	1.69
24	BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 16JUN10	預金証書		2010年6月16日	25,000,000	24,984,357	24,986,908	1.41
25	EIB 4.625 15SEP10	債券	4.625	2010年9月15日	20,170,000	20,867,882	20,566,094	1.16
26	ASIAN DEV BANK 4.125 15SEP10 GMTN	中期債券	4.125	2010年9月15日	20,000,000	20,391,800	20,348,266	1.15
27	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 08APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月8日	20,000,000	19,997,200	19,998,934	1.13
28	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 11MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月11日	20,000,000	19,992,692	19,994,650	1.13
29	SOC PRISE DE PARTICIPAT CP 19MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月19日	20,000,000	19,990,116	19,994,558	1.13
30	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 12MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月12日	20,000,000	19,967,874	19,992,546	1.13

()ユーロ・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量	ユーロ		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1	NEDERLAND T BILL 0.00 31MAY10	債券	0	2010年5月31日	30,000,000	29,958,794	29,981,726	11.18
2	JYSKE BANK CD 10JUN10	預金証書		2010年6月10日	27,000,000	26,972,619	26,976,646	10.06
3	CAISSE AMOR DETTE SOC 3.125 12JUL10	債券	3.125	2010年7月12日	23,000,000	23,365,700	23,163,061	8.64
4	GERMAN T BILL 0.00 19MAY10	債券	0	2010年5月19日	12,000,000	11,958,544	11,990,234	4.47
5	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 30JUL10	コマーシャル・ ペーパー		2010年7月30日	11,000,000	10,975,862	10,983,952	4.09
6	EIB 5.625 15OCT10 EARN	中期債券	5.625	2010年10月15日	10,000,000	10,340,000	10,272,551	3.83
7	BNP PARIBAS CD 06APR10	預金証書		2010年4月6日	10,000,000	9,990,043	9,999,351	3.73
8	GE CAP EUROPEAN FUNDING CP 05MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月5日	10,000,000	9,990,369	9,996,214	3.73
9	BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 17MAY10	預金証書		2010年5月17日	10,000,000	9,990,010	9,994,783	3.73
10	BELGIUM KINGDOM T BILL 0.00 17JUN10	債券	0	2010年6月17日	10,000,000	9,982,369	9,991,240	3.72
11	BELGIUM KINGDOM T BILL 0.00 15APR10	債券	0	2010年4月15日	9,000,000	8,980,542	8,998,129	3.35
12	SOCIETE GENERALE CP 01APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月1日	8,200,000	8,193,294	8,199,903	3.06
13	EIB 3.75 24NOV10	中期債券	3.75	2010年11月24日	8,000,000	8,193,360	8,165,538	3.04
14	NORDEA BANK AB CP 06APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月6日	7,000,000	6,992,832	6,999,522	2.61
15	FRANCE T-BILL 0.00 01JUL10	債券	0	2010年7月1日	5,000,000	4,967,545	4,991,114	1.86
16	NRW BANK 3.25 SERIES 5 30JUN10	債券	3.25	2010年6月30日	4,000,000	4,079,400	4,022,579	1.50
17	ING BANK NV FRN 20OCT10	中期債券		2010年10月20日	4,000,000	3,998,800	3,999,844	1.49
18	BANK OF AMERICA CORP FRN 15FEB12	中期債券		2012年2月15日	3,000,000	2,999,250	2,999,706	1.12
19	ROYAL BANK OF CANADA FRN 23MAR11	中期債券		2011年3月23日	1,000,000	1,000,330	1,000,087	0.37

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1	KREDITANST FUR WIED 5.5 16AUG10	債券	5.5	2010年8月16日	133,200,000	133,854,156	133,708,828	7.94
2	BANK NEDERLANDSE GEM 5 16JUL10	中期債券	5	2010年7月16日	124,113,000	124,489,709	124,275,510	7.38
3	NETWORK RAIL INFRA FIN 5.5 20JUL10	債券	5.5	2010年7月20日	74,200,000	75,012,840	74,494,509	4.42
4	UBS AG LONDON CP 22APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月22日	55,000,000	54,643,572	54,867,093	3.26
5	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 30APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月30日	55,000,000	54,616,727	54,817,488	3.25
6	BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 15JUN10	コマーシャル・ ペーパー		2010年6月15日	55,000,000	54,410,650	54,507,794	3.25
7	MIZUHO CORP BANK CD 15JUN10	預金証書		2010年6月15日	55,000,000	54,403,556	54,507,283	3.23
8	DANSKE BANK A/S FRN 11JUN10	中期債券		2010年6月11日	50,000,000	50,000,000	50,000,000	2.97
9	DEXIA CREDIT LOC FRANCE FRN 03JUN10	中期債券		2010年6月3日	50,000,000	50,000,000	50,000,000	2.97
10	BANK OF TOKYO MITSU ECD 14APR10	預金証書		2010年4月14日	50,000,000	49,690,813	49,922,705	2.96
11	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 13MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月13日	50,000,000	48,544,777	49,770,790	2.95
12	NYKREDIT BANK CP 19MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月19日	50,000,000	48,531,556	49,736,435	2.95
13	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 21MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月21日	50,000,000	49,139,043	49,707,275	2.95
14	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月26日	50,000,000	48,571,956	49,707,070	2.95
15	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 16DEC10	コマーシャル・ ペーパー		2010年12月16日	50,000,000	47,732,697	48,362,505	2.87
16	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 08MAR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年3月8日	50,000,000	47,645,227	47,775,325	2.84
17	GOLDMAN SACHS GROUP FRN 12APR11	債券		2011年4月12日	42,000,000	41,994,740	41,998,528	2.49
18	EUROFIMA 6.9 30JUL10	中期債券	6.9	2010年7月30日	30,000,000	30,422,850	30,237,150	1.79
19	ASIAN DEV BANK 7.5 10JUN10	中期債券	7.5	2010年6月10日	25,640,000	26,429,713	25,813,901	1.53
20	IBRD 5.34 26OCT10	中期債券	5.34	2010年10月26日	25,361,000	25,444,184	25,409,026	1.51
21	ABU DHABI COM BK FRN 17JAN12	中期債券		2012年1月17日	25,000,000	25,000,000	25,000,000	1.48
22	EUROFIMA 6 16AUG10	中期債券	6	2010年8月16日	21,920,000	22,156,190	22,047,003	1.31
23	EIB 6.125 21MAY10	債券	6.125	2010年5月21日	19,830,000	20,265,723	19,895,325	1.18
24	MUNI FIN KUNTA PLC 6.5 28APR10	中期債券	6.5	2010年4月28日	18,564,000	18,882,067	18,597,533	1.10
25	FNMA ECP 31AUG10	コマーシャル・ ペーパー	0	2010年8月31日	18,228,000	17,889,662	17,889,663	1.06
26	FNMA ECP 01JUN10	コマーシャル・ ペーパー	0	2010年6月1日	17,011,000	16,687,845	16,886,554	1.00
27	FANNIE MAE CP 25JUN10	コマーシャル・ ペーパー	0	2010年6月25日	16,850,000	16,552,605	16,676,014	0.99
28	HBOS TREASURY SERV FRN 19OCT11 S TD	債券		2011年10月19日	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0.89
29	MERRILL LYNCH FRN 30NOV11	債券		2011年11月30日	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0.89
30	GENERAL ELEC CAP AUS FRN 10FEB11	債券		2011年2月10日	14,000,000	14,000,420	14,000,073	0.83

[次へ](#)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量	カナダ・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1	CANADA T-BILL 0.00 22JUL10 SER182	債券	0	2010年7月22日	15,000,000	14,981,250	14,992,100	59.51
2	FNMA ECP 06MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月6日	2,700,000	2,693,938	2,698,653	10.71
3	BK NEDERLANDSE GEM 4.125 16JUL10	中期債券	4.125	2010年7月16日	658,000	672,347	665,074	2.64
4	IBRD 0.5 28MAY10	中期債券	0.5	2010年5月28日	510,000	509,878	509,968	2.02

[次へ](#)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量	ニュージーランド・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月20日	100,000,000	99,312,263	99,847,170	9.18
2	LANDWIRT RENTENBANK 6.625 27MAY10	中期債券	6.625	2010年5月27日	79,485,000	80,723,522	79,902,940	7.35
3	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 30APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月30日	75,000,000	74,487,855	74,831,160	6.88
4	EIB 7.75 26OCT10	中期債券	7.75	2010年10月26日	49,723,000	51,138,934	50,894,542	4.68
5	MUNICIPAL FINANCE PLC FRN 30JUN10	中期債券		2010年6月30日	50,000,000	50,000,000	50,000,000	4.60
6	DANSKE BANK A/S FRN 11JUN10	中期債券		2010年6月11日	50,000,000	50,000,000	50,000,000	4.60
7	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 12JUL10	コマーシャル・ ペーパー		2010年7月12日	50,000,000	49,537,594	49,615,905	4.56
8	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 13SEP10	コマーシャル・ ペーパー		2010年9月13日	50,000,000	49,232,149	49,311,010	4.53
9	BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 30APR10	預金証書		2010年4月30日	35,000,000	34,759,690	34,920,778	3.21
10	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 28MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月28日	35,000,000	34,762,744	34,848,783	3.20
11	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 22JUN10	コマーシャル・ ペーパー		2010年6月22日	35,000,000	34,759,626	34,783,140	3.20
12	UBS AG LONDON CP 26APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月26日	34,000,000	33,760,302	33,930,752	3.12
13	RABOBANK NEDERLAND CP 10MAY10	コマーシャル・ ペーパー		2010年5月10日	32,000,000	31,779,889	31,903,248	2.93
14	BANK OF NEW ZEALAND FRN 16JAN11	中期債券		2011年1月16日	30,000,000	29,996,750	29,999,437	2.76
15	BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	中期債券		2011年7月1日	30,000,000	29,997,800	29,999,437	2.76
16	WESTPAC SEC NZ LTD CP 21APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月21日	25,000,000	24,823,751	24,958,875	2.29
17	COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	中期債券		2011年12月4日	20,000,000	20,000,000	20,000,000	1.84
18	EUROFIMA 6.5 21OCT10	中期債券	6.5	2010年10月21日	18,280,000	18,653,364	18,583,272	1.71
19	BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	中期債券		2012年3月8日	15,000,000	15,000,000	15,000,000	1.38
20	INTER AMERICAN DEV BK 7.07 30APR10	中期債券	7.07	2010年4月30日	14,000,000	14,239,540	14,047,469	1.29
21	CAN IMPERIAL BK COMMERC FRN 20APR11	中期債券		2011年4月20日	10,000,000	9,997,000	9,999,363	0.92
22	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 06APR10	コマーシャル・ ペーパー		2010年4月6日	10,000,000	9,908,225	9,995,294	0.92
23	KOMMUNINVEST SVERIGE 7.1 28MAY10	中期債券	7.1	2010年5月28日	7,085,000	7,231,043	7,126,476	0.66
24	IBRD 7.02 25FEB11 GDIF	中期債券	7.02	2011年2月25日	4,793,000	4,924,808	4,914,527	0.45
25	BANK NEDERLANDSE GEM 6.75 29APR10	中期債券	6.75	2010年4月29日	4,262,000	4,298,772	4,274,120	0.39
26	KOMMUNALBANKEN 7.25 16APR10	中期債券	7.25	2010年4月16日	4,140,000	4,259,646	4,146,077	0.38
27	INTL FINANCE CORP 6.77 28MAY10	中期債券	6.77	2010年5月28日	4,000,000	4,095,200	4,023,596	0.37
28	INTER AMERICAN DEV BK 7.65 13MAY10	中期債券	7.65	2010年5月13日	3,500,000	3,554,250	3,518,662	0.32
29	IBRD 6.9 21SEP10	中期債券	6.9	2010年9月21日	2,500,000	2,549,000	2,533,700	0.23
30	KREDITANST FUR WIED 6.75 20APR10	中期債券	6.75	2010年4月20日	1,751,000	1,773,238	1,754,395	0.16

[前へ](#)

【投資不動産物件】

該当事項なし(2010年3月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2010年3月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

() USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2010年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第9会計年度末 (2000年12月31日)	1,861,881	173,229	1	1
第10会計年度末 (2001年12月31日)	1,353,094	125,892	1	1
第11会計年度末 (2002年12月31日)	1,384,526	128,816	1	1
第12会計年度末 (2003年12月31日)	1,458,215	135,672	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	1,789,083	166,456	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	1,562,292	145,356	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	1,639,434	152,533	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,646,805	153,219	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,843,144	171,486	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,793,581	166,875	1	1
2009年4月末日	1,757,250	163,495	1	1
5月末日	1,773,895	165,043	1	1
6月末日	1,763,445	164,071	1	1
7月末日	1,744,224	162,283	1	1
8月末日	1,768,058	164,500	1	1
9月末日	1,786,948	166,258	1	1
10月末日	1,798,108	167,296	1	1
11月末日	1,821,256	169,450	1	1
12月末日	1,793,581	166,875	1	1
2010年1月末日	1,785,690	166,141	1	1
2月末日	1,825,636	169,857	1	1
3月末日	1,774,733	165,121	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2010年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ・セント	円
第9会計年度末 (2000年12月31日)	135,318	16,904	1	1
第10会計年度末 (2001年12月31日)	241,296	30,143	1	1
第11会計年度末 (2002年12月31日)	192,299	24,022	1	1
第12会計年度末 (2003年12月31日)	142,276	17,773	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	149,425	18,666	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	145,757	18,208	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	152,229	19,016	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	214,715	26,822	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	269,070	33,612	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	251,164	31,375	1	1
2009年4月末日	259,388	32,403	1	1
5月末日	255,689	31,941	1	1
6月末日	245,002	30,606	1	1
7月末日	249,240	31,135	1	1
8月末日	245,712	30,694	1	1
9月末日	247,756	30,950	1	1
10月末日	250,812	31,331	1	1
11月末日	246,081	30,740	1	1
12月末日	251,164	31,375	1	1
2010年1月末日	256,304	32,017	1	1
2月末日	266,350	33,272	1	1
3月末日	268,243	33,509	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2010年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第9会計年度末 (2000年12月31日)	711,673	60,691	1	1
第10会計年度末 (2001年12月31日)	573,073	48,872	1	1
第11会計年度末 (2002年12月31日)	461,488	39,356	1	1
第12会計年度末 (2003年12月31日)	438,417	37,388	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	659,595	56,250	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	812,655	69,303	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	1,083,261	92,380	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,321,872	112,729	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	2,223,792	189,645	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,776,365	151,488	1	1
2009年4月末日	2,176,585	185,619	1	1
5月末日	2,169,082	184,979	1	1
6月末日	2,087,676	178,037	1	1
7月末日	1,958,163	166,992	1	1
8月末日	1,843,481	157,212	1	1
9月末日	1,776,213	151,475	1	1
10月末日	1,713,527	146,130	1	1
11月末日	1,750,406	149,275	1	1
12月末日	1,776,365	151,488	1	1
2010年1月末日	1,790,671	152,708	1	1
2月末日	1,833,218	156,337	1	1
3月末日	1,685,034	143,700	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度末ならびに2010年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
第12会計年度末 (2003年12月31日)	37,093	3,389	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	38,500	3,517	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	34,587	3,160	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	15,493	1,415	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	17,926	1,638	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	28,470	2,601	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	27,241	2,489	1	1
2009年4月末日	28,493	2,603	1	1
5月末日	28,411	2,596	1	1
6月末日	29,852	2,727	1	1
7月末日	30,675	2,802	1	1
8月末日	28,999	2,649	1	1
9月末日	29,274	2,674	1	1
10月末日	28,058	2,563	1	1
11月末日	28,189	2,575	1	1
12月末日	27,241	2,489	1	1
2010年1月末日	26,834	2,452	1	1
2月末日	26,440	2,416	1	1
3月末日	25,192	2,302	1	1

(注1) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度末ならびに2010年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第12会計年度末 (2003年12月31日)	62,137	4,107	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	90,780	6,001	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	271,776	17,964	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	634,597	41,947	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	663,031	43,826	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,163,339	76,897	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,122,130	74,173	1	1
2009年4月末日	1,270,014	83,948	1	1
5月末日	1,317,394	87,080	1	1
6月末日	1,304,106	86,201	1	1
7月末日	1,311,501	86,690	1	1
8月末日	1,279,557	84,579	1	1
9月末日	1,228,655	81,214	1	1
10月末日	1,244,846	82,284	1	1
11月末日	1,151,499	76,114	1	1
12月末日	1,122,130	74,173	1	1
2010年1月末日	1,152,893	76,206	1	1
2月末日	1,104,812	73,028	1	1
3月末日	1,087,670	71,895	1	1

(注1) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

【分配の推移】

()USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	116,591,628.49米ドル(10,847,685,114.71円)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	65,503,431.66米ドル(6,094,439,281.65円)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	18,395,393.39米ドル(1,711,507,401.01円)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	8,475,145.65米ドル(788,527,551.28円)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	13,325,555.21米ドル(1,239,809,656.74円)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1口当たり 0.000253920米ドル(0.023624717円)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	1口当たり 0.000429982米ドル(0.040005525円)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	1口当たり 0.000457122米ドル(0.042530631円)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	1口当たり 0.000208095米ドル(0.019361159円)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	1口当たり 0.000035237米ドル(0.003278450円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	3,786,320.78ユーロ(472,987,191.84円)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	7,415,426.14ユーロ(926,335,033.41円)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	6,235,587.10ユーロ(778,949,540.53円)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	3,009,897.17ユーロ(375,996,354.48円)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	2,112,546.20ユーロ(263,899,271.30円)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1口当たり 0.000142858ユーロ(0.017845821円)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	1口当たり 0.000212772ユーロ(0.026579478円)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	1口当たり 0.000325405ユーロ(0.040649593円)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	1口当たり 0.000334557ユーロ(0.041792860円)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	1口当たり 0.000055442ユーロ(0.006925815円)

(注1) 第13会計年度までは分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	39,574,732.48豪ドル(3,374,933,185.89円)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	30,650,493.82豪ドル(2,613,874,112.97円)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	19,614,328.11豪ドル(1,672,709,901.22円)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	18,473,603.19豪ドル(1,575,428,880.04円)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	27,822,328.14豪ドル(2,372,688,143.78円)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1口当たり 0.000483248豪ドル(0.041211389円)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	1口当たり 0.000512499豪ドル(0.043705915円)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	1口当たり 0.000578423豪ドル(0.049327913円)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	1口当たり 0.000617574豪ドル(0.052666711円)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	1口当たり 0.000269238豪ドル(0.022960617円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1カナダ・セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

運用開始以来の各会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	236,788.68加ドル(21,633,013.80円)
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	658,885.37加ドル(60,195,767.40円)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000190339加ドル(0.017389371円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000307125加ドル(0.028058940円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000363980加ドル(0.033253213円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000278253加ドル(0.025421194円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000027819加ドル(0.002541544円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1ニュージーランド・セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

運用開始以来の各会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	854,566.69NZドル(56,486,858.21円)
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	3,417,261.30NZドル(225,880,971.93円)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000603305NZドル(0.039878461円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000661106NZドル(0.043699107円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000716108NZドル(0.047334739円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000735475NZドル(0.048614898円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000239685NZドル(0.015843179円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

【収益率の推移】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	5.837%
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	3.742%
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	1.343%
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	0.632%
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	0.836%
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	2.539%
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	4.300%
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	4.571%
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	2.081%
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	0.352%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その後については、当該期間の総収益の平均値をもとに算出している。

()ユーロ・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	3.472%
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	3.879%
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	2.740%
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	1.796%
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	1.468%
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1.429%
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	2.128%
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	3.254%
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	3.346%
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	0.554%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その後については、当該期間の総収益の平均値をもとに算出している。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	5.447%
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	4.560%
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	4.042%
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	4.167%
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	4.752%
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	4.832%
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	5.125%
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	5.784%
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	6.176%
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	2.692%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その後については、当該期間の総収益の平均値をもとに算出している。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	1.934%
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	1.656%
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1.903%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	3.071%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	3.640%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.783%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.278%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その後については、当該期間の総収益の平均値をもとに算出している。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	4.265%
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	4.905%
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	6.033%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	6.611%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	7.161%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	7.355%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.397%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金 / 受益証券口数 × 10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その後については、当該期間の総収益の平均値をもとに算出している。

6 【手続等の概要】

(1) 日本における申込（販売）手続

申込日

平成22年6月1日(火曜日)から平成23年5月31日(火曜日)までの各営業日

管理会社は、

- a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

特に、

- a 管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。
- b ファンド証券は、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領の市民もしくは居住者またはアメリカ合衆国または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対して発行、譲渡しまたはそれらの者のために登録を行ってはならない。

約定日と受渡日

通常、各申込日当日を約定日とし(取扱時間等は各販売会社へ問合せされたい。)、受渡日は各申込日の翌営業日

申込価格と申込手数料

各申込が受領された営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格とする。申込手数料はない。

申込単位

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の金利、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合等は、1口以上1口単位。

買付代金の支払

買付代金の支払は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、円貨または販売取扱会社が応じ得る範囲内で、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルによるものとし、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

ソニー銀行での申込みの場合は、円貨での支払いは認められず、申込みにかかる受益証券の通貨での同銀行の外貨預金口座からの振替えによる支払いのみが認められる。

受益証券の発行

記名式無額面受益証券

(2) 日本における買戻し手続

買戻日

各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。

買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

買戻手数料は請求されない。信託財産留保額もない。

買戻単位

1口以上1口単位

買戻代金の支払

買戻代金は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日の翌営業日に支払われる。

(2) 日本における転換手続

転換にかかる二つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限る。)に、販売取扱会社を通じてポートフォリオ証券の転換を請求することができる。

7 【管理及び運営の概要】

資産の評価

(1) 純資産価格の計算

各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、各ポートフォリオの表示通貨で表示され、毎日、管理会社が決定する。営業日でない日については、管理会社が、当該非営業日の直前の営業日に事前に当該非営業日に適用される1口当たり純資産価格を決定する。

USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ユーロ・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

管理会社は、純資産価格の計算をニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイに委託している。

ファンドの組入れ証券および金融市場証券は均等償却法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額が当該ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに安定させる手続を設けている。

すべての場合、各ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドのすべての組入証券およびその他の資産を合計し、その債務を控除し、発行済ファンド証券の口数で割ることにより決定される。

直近の各ファンドの純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

(2) 販売および買戻しの停止

管理会社は、一定の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

かかる停止は、発行、買戻しおよび転換請求を行った受益者に通知され、停止が一週間を超えるものと管理会社が判断する場合、かかる通知は公告される。

保管

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

信託期間(存続期間)

トラストの存続期間は無期限である。ただし、トラストは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。

また、ファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散される。

ルクセンブルグ投信法第104条ないし107条によれば、トラストの登録が金融監督委員会により拒絶され、または撤回された場合には、トラストは地方裁判所の決定により解散されうる。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、()いつでもファンドを解散することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または()いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散される(監査報告により評価される)ファンドの資産を譲与し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンド受益者に分配することができる。上記()の解散および分配は、当該ファンドのサイズ、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。上記()のファンドの解散の場合、解散の効力発生日は受益者に郵便またはファックスにて通知される。上記()のファンドの解散の場合、当該ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとする。解散の効力発生日まで、受益者はファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

解散最終時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、6か月間保管受託銀行に保管され、その後、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管される。

トラストの解散事由が発生した場合、発行、買戻しおよび転換は、行われない。

計算期間

トラストの決算期は毎年12月31日である。

その他

(1) 約款

管理会社は、受益者の利益のため保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合は、トラストに関して管轄権ある監督当局の承認を得て約款の全部または一部を変更することができる。変更は、当該変更文書がルクセンブルグの商業および法人登記所に寄託された旨の通知がメモリアルに公告された日に発効する。

(2) ワラント・新受益証券引受権等の発行

ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買付ける権利を付与することを管理会社は、禁止されている。

開示制度の概要

(1) ルクセンブルグにおける開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査の半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

(2) 日本における開示

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「交付目論見書」という。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」という。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局において閲覧することができる。

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

投資信託及び投資法人に関する法律に従って作成される運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

受益者の権利等

() 受益者の権利等

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンドに登録されていないなければならない。

従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(イ) 分配金請求権

(ロ) 買戻・転換請求権

(ハ) 残余財産分配請求権

(ニ) 損害賠償請求権

() 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

() 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

() 裁判管轄等

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第2 【財務ハイライト情報】

- a 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)を記載している。これらの記載事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(以下「財務書類」ということもある。)から抜粋して記載されたものである。
- b トラストの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- c トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ = 米ドル

ユーロ・ポートフォリオ = ユーロ

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ = オーストラリア・ドル

カナダ・ドル・ポートフォリオ = カナダ・ドル

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ = ニュージーランド・ドル

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成22年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル = 93.04円

1 ユーロ = 124.92円

1 オーストラリア・ドル = 85.28円

1 カナダ・ドル = 91.36円

1 ニュージーランド・ドル = 66.10円

1 【2009年12月31日終了年度】

貸借対照表

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2009年12月31日現在

結合

米ドル 千円

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	3,768,323,950	350,604,860
投資有価証券 - 期末評価額	3,770,708,382	350,826,708
現金および預金	783,589,461	72,905,163
未収投資有価証券利息	19,331,402	1,798,594
未収預金利息	220,848	20,548
未収申込金	7,269,819	676,384
資産合計	4,581,119,912	426,227,397
負債		
買戻未払金	13,763,147	1,280,523
未払分配金	5,726,099	532,756
未払代行協会員報酬	3,427,440	318,889
未払投資顧問報酬	903,035	84,018
未払管理事務代行報酬	422,422	39,302
未払保管報酬	281,795	26,218
未払年次税	114,353	10,639
未払弁護士報酬	85,009	7,909
未払管理報酬	79,919	7,436
未払公告費	38,643	3,595
未払設立費	24,692	2,297
未払専門家報酬	21,433	1,994
負債合計	24,887,987	2,315,578
純資産額	4,556,231,925	423,911,818

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	USドル・ポートフォリオ	
	米ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	1,412,026,042	131,374,903
投資有価証券 - 期末評価額	1,412,386,138	131,408,406
現金および預金	377,006,838	35,076,716
未収投資有価証券利息	1,235,723	114,972
未収預金利息	1,211	113
未収申込金	3,595,555	334,530
資産合計	1,794,225,465	166,934,737
負債		
買戻未払金	5,208,701	484,618
未払分配金	272,787	25,380
未払代行協会員報酬	281,994	26,237
未払投資顧問報酬	155,023	14,423
未払管理事務代行報酬	42,300	3,936
未払保管報酬	28,198	2,624
未払年次税	44,850	4,173
未払弁護士報酬	30,178	2,808
未払管理報酬	14,103	1,312
未払専門家報酬	186	17
負債合計	6,078,320	565,527
純資産額	1,788,147,145	166,369,210
発行済受益証券口数	178,814,714,466口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.93円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ

ユーロ 千円

	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	200,002,458	24,984,307
投資有価証券 - 期末評価額	200,218,419	25,011,285
現金および預金	50,605,839	6,321,681
未収投資有価証券利息	411,752	51,436
未収預金利息	3,229	403
未収申込金	298,943	37,344
資産合計	251,538,182	31,422,150
負債		
買戻未払金	135,837	16,969
未払分配金	71,930	8,985
未払代行協会員報酬	65,220	8,147
未払投資顧問報酬	45,652	5,703
未払管理事務代行報酬	9,784	1,222
未払保管報酬	6,525	815
未払年次税	6,281	785
未払弁護士報酬	4,552	569
未払管理報酬	3,261	407
未払公告費	1,438	180
未払専門家報酬	335	42
負債合計	350,815	43,824
純資産額	251,187,367	31,378,326
発行済受益証券口数	25,118,736,710口	
1口当たり純資産価格	0.01	1.25円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	オーストラリア・ ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	1,511,926,478	128,937,090
投資有価証券 - 期末評価額	1,514,015,398	129,115,233
現金および預金	256,681,992	21,889,840
未収投資有価証券利息	11,496,449	980,417
未収預金利息	195,328	16,658
未収申込金	2,260,985	192,817
資産合計	1,784,650,152	152,194,965
負債		
買戻未払金	3,770,915	321,584
未払分配金	4,491,565	383,041
未払代行協会員報酬	2,216,271	189,004
未払投資顧問報酬	487,100	41,540
未払管理事務代行報酬	265,783	22,666
未払保管報酬	177,315	15,121
未払年次税	44,476	3,793
未払弁護士報酬	40,088	3,419
未払管理報酬	44,326	3,780
未払公告費	33,588	2,864
未払専門家報酬	23,268	1,984
負債合計	11,594,695	988,796
純資産額	1,773,055,457	151,206,169
発行済受益証券口数	177,305,545,727口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.85円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
	カナダ・ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	18,857,173	1,722,791
投資有価証券 - 期末評価額	18,862,648	1,723,292
現金および預金	8,239,317	752,744
未収投資有価証券利息	12,644	1,155
未収預金利息	128	12
未収申込金	566	52
資産合計	27,115,303	2,477,254
負債		
買戻未払金	39,811	3,637
未払分配金	2,629	240
未払代行協会員報酬	3,325	304
未払投資顧問報酬	2,329	213
未払管理事務代行報酬	498	45
未払保管報酬	337	31
未払年次税	681	62
未払弁護士報酬	438	40
未払管理報酬	170	16
未払公告費	6,922	632
未払設立費	9,571	874
負債合計	66,711	6,095
純資産額	27,048,592	2,471,159
発行済受益証券口数	2,704,859,200口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.91円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
	ニュージーランド・ ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	978,980,881	64,710,636
投資有価証券 - 期末評価額	978,764,943	64,696,363
現金および預金	135,324,687	8,944,962
未収投資有価証券利息	10,085,696	666,665
未収預金利息	56,569	3,739
未収申込金	1,711,019	113,098
資産合計	1,125,942,914	74,424,827
負債		
買戻未払金	6,910,766	456,802
未払分配金	1,867,455	123,439
未払代行協会員報酬	1,493,174	98,699
未払投資顧問報酬	342,452	22,636
未払管理事務代行報酬	179,064	11,836
未払保管報酬	119,463	7,897
未払年次税	28,097	1,857
未払弁護士報酬	16,880	1,116
未払管理報酬	29,864	1,974
未払設立費	21,695	1,434
負債合計	11,008,910	727,689
純資産額	1,114,934,004	73,697,138
発行済受益証券口数	111,493,400,355口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.66円

損益計算書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

結合

米ドル

千円

	米ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	71,519,722	6,654,195
預金利息	26,610,465	2,475,838
収益合計	98,130,187	9,130,033
費用		
代行協会員報酬	14,656,346	1,363,626
投資顧問報酬	4,140,083	385,193
管理事務代行報酬	1,894,595	176,273
保管報酬	1,263,803	117,584
公告費	827,276	76,970
年次税	440,776	41,010
管理報酬	368,131	34,251
弁護士報酬	134,297	12,495
専門家報酬	81,092	7,545
その他費用	15,708	1,461
費用合計	23,822,107	2,216,409
投資純利益	74,308,080	6,913,624
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(3,188,586)	(296,666)
当期実現純利益	71,119,494	6,616,958
投資有価証券未実現評価損の純変動	(1,235,300)	(114,932)
運用の結果による純資産の純増加	69,884,194	6,502,025
資本の変動		
受益証券発行	4,147,332,952	385,867,858
受益証券買戻し	(4,631,531,394)	(430,917,681)
資本の純変動	(484,198,442)	(45,049,823)
分配金	(69,884,193)	(6,502,025)
期首現在純資産	4,488,787,794	417,636,816
為替調整額	551,642,572	51,324,825
期末現在純資産	4,556,231,925	423,911,818

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

	USドル・ポートフォリオ	
	米ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	11,443,564	1,064,709
預金利息	635,087	59,088
収益合計	12,078,651	1,123,798
費用		
代行協会員報酬	2,038,402	189,653
投資顧問報酬	1,121,426	104,337
管理事務代行報酬	367,549	34,197
保管報酬	245,056	22,800
公告費	299,512	27,867
年次税	175,618	16,339
管理報酬	101,926	9,483
弁護士報酬	52,144	4,851
専門家報酬	19,288	1,795
その他費用	5,920	551
費用合計	4,426,841	411,873
投資純利益	7,651,810	711,924
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(541,552)	(50,386)
当期実現純利益	7,110,258	661,538
投資有価証券未実現評価損の純変動	(855,161)	(79,564)
運用の結果による純資産の純増加	6,255,097	581,974
資本の変動		
受益証券発行	1,265,249,972	117,718,857
受益証券買戻し	(1,320,670,368)	(122,875,171)
資本の純変動	(55,420,396)	(5,156,314)
分配金	(6,255,097)	(581,974)
期首現在純資産	1,843,567,541	171,525,524
期末現在純資産	1,788,147,145	166,369,210

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

	ユーロ・ポートフォリオ	
	ユーロ	千円
収益		
投資有価証券受取利息	1,724,352	215,406
預金利息	588,271	73,487
収益合計	2,312,623	288,893
費用		
代行協会員報酬	476,489	59,523
投資顧問報酬	269,823	33,706
管理事務代行報酬	66,726	8,335
保管報酬	44,501	5,559
公告費	43,808	5,472
年次税	25,180	3,145
管理報酬	19,094	2,385
弁護士報酬	7,640	954
専門家報酬	3,812	476
その他費用	937	117
費用合計	958,010	119,675
投資純利益	1,354,613	169,218
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(48,268)	(6,030)
当期実現純利益	1,306,345	163,189
投資有価証券未実現評価益の純変動	120,505	15,053
運用の結果による純資産の純増加	1,426,850	178,242
資本の変動		
受益証券発行	120,985,271	15,113,480
受益証券買戻し	(139,572,618)	(17,435,411)
資本の純変動	(18,587,347)	(2,321,931)
分配金	(1,426,851)	(178,242)
期首現在純資産	269,774,715	33,700,257
期末現在純資産	251,187,367	31,378,326

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	オーストラリア・ ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	47,758,224	4,072,821
預金利息	23,175,734	1,976,427
収益合計	70,933,958	6,049,248
費用		
代行協会員報酬	10,080,672	859,680
投資顧問報酬	2,180,955	185,992
管理事務代行報酬	1,208,899	103,095
保管報酬	806,515	68,780
公告費	399,436	34,064
年次税	190,452	16,242
管理報酬	201,618	17,194
弁護士報酬	63,132	5,384
専門家報酬	53,945	4,600
その他費用	7,542	643
費用合計	15,193,166	1,295,673
投資純利益	55,740,792	4,753,575
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(1,993,710)	(170,024)
当期実現純利益	53,747,082	4,583,551
投資有価証券未実現評価益の純変動	499,214	42,573
運用の結果による純資産の純増加	54,246,296	4,626,124
資本の変動		
受益証券発行	2,394,697,170	204,219,775
受益証券買戻し	(2,866,691,453)	(244,471,447)
資本の純変動	(471,994,283)	(40,251,672)
分配金	(54,246,296)	(4,626,124)
期首現在純資産	2,245,049,740	191,457,842
期末現在純資産	1,773,055,457	151,206,169

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
	カナダ・ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	234,896	21,460
預金利息	29,131	2,661
収益合計	264,027	24,122
費用		
代行協会員報酬	35,328	3,228
投資顧問報酬	18,267	1,669
管理事務代行報酬	4,808	439
保管報酬	3,212	293
年次税	2,786	255
管理報酬	1,279	117
弁護士報酬	608	56
専門家報酬	544	50
その他費用	93	8
費用合計	66,925	6,114
投資純利益	197,102	18,007
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(135,085)	(12,341)
当期実現純利益	62,017	5,666
投資有価証券未実現評価益の純変動	16,443	1,502
運用の結果による純資産の純増加	78,460	7,168
資本の変動		
受益証券発行	14,780,321	1,350,330
受益証券買戻し	(16,214,190)	(1,481,328)
資本の純変動	(1,433,869)	(130,998)
分配金	(78,461)	(7,168)
期首現在純資産	28,482,462	2,602,158
期末現在純資産	27,048,592	2,471,159

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	ニュージーランド・ ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	30,940,830	2,045,189
預金利息	10,673,911	705,546
収益合計	41,614,741	2,750,734
費用		
代行協会員報酬	6,204,718	410,132
投資顧問報酬	1,416,220	93,612
管理事務代行報酬	744,088	49,184
保管報酬	496,415	32,813
公告費	236,814	15,653
年次税	120,915	7,992
管理報酬	124,097	8,203
弁護士報酬	33,028	2,183
専門家報酬	20,934	1,384
その他費用	3,826	253
費用合計	9,401,055	621,410
投資純利益	32,213,686	2,129,325
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(1,389,272)	(91,831)
当期実現純利益	30,824,414	2,037,494
投資有価証券未実現評価損の純変動	(1,508,417)	(99,706)
運用の結果による純資産の純増加	29,315,997	1,937,787
資本の変動		
受益証券発行	1,266,351,872	83,705,859
受益証券買戻し	(1,310,230,788)	(86,606,255)
資本の純変動	(43,878,916)	(2,900,396)
分配金	(29,315,997)	(1,937,787)
期首現在純資産	1,158,812,920	76,597,534
期末現在純資産	1,114,934,004	73,697,138

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

重要な会計方針

財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.434650
豪ドル	0.892400
カナダ・ドル	0.954335
ニュージーランド・ドル	0.717200

結合運用計算書および純資産変動計算書は、年平均の為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用および純資産変動の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.394633
豪ドル	0.791807
カナダ・ドル	0.879505
ニュージーランド・ドル	0.635064

投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益／（損）の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。外貨取引にかかる損益は、当期の損益を決定する際に運用計算書および純資産変動計算書上で認識される。

設立費

設立費は、全額償却される。

収益

受取利息は日々発生する。

2 【2008年12月31日終了年度】

貸借対照表

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2008年12月31日現在

結合

米ドル

千円

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	2,753,598,105	256,194,768
投資有価証券 - 期末評価額	2,756,787,580	256,491,516
現金および預金	1,742,642,565	162,135,464
未収投資有価証券利息	5,304,344	493,516
未収預金利息	973,290	90,555
資産合計	4,505,707,779	419,211,052
負債		
未払分配金	9,592,921	892,525
未払代行協会員報酬	4,701,048	437,386
未払投資顧問報酬	1,222,974	113,786
未払管理事務代行報酬	647,591	60,252
未払保管報酬	432,013	40,194
未払年次税	112,024	10,423
未払管理報酬	107,997	10,048
未払公告費	57,760	5,374
未払設立費	24,413	2,271
未払専門家および弁護士報酬	21,244	1,977
負債合計	16,919,985	1,574,235
純資産額	4,488,787,794	417,636,816

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

米ドル 千円

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	1,413,588,738	131,520,296
投資有価証券 - 期末評価額	1,414,803,995	131,633,364
現金および預金	431,641,089	40,159,887
未収投資有価証券利息	867,650	80,726
未収預金利息	1,181	110
資産合計	1,847,313,915	171,874,087
負債		
未払分配金	1,085,605	101,005
未払代行協会員報酬	1,568,267	145,912
未払投資顧問報酬	497,246	46,264
未払管理事務代行報酬	271,894	25,297
未払保管報酬	181,373	16,875
未払年次税	46,129	4,292
未払管理報酬	45,341	4,219
未払公告費	36,051	3,354
未払専門家および弁護士報酬	14,468	1,346
負債合計	3,746,374	348,563
純資産額	1,843,567,541	171,525,524
発行済受益証券口数	184,356,754,118口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.93円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ

ユーロ 千円

	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	135,768,056	16,960,146
投資有価証券 - 期末評価額	135,863,512	16,972,070
現金および預金	134,258,899	16,771,622
未収投資有価証券利息	495,921	61,950
未収預金利息	56,170	7,017
資産合計	270,674,502	33,812,659
負債		
未払分配金	394,817	49,321
未払代行協会員報酬	326,616	40,801
未払投資顧問報酬	94,175	11,764
未払管理事務代行報酬	39,169	4,893
未払保管報酬	26,131	3,264
未払年次税	6,736	841
未払管理報酬	6,532	816
未払公告費	4,521	565
未払専門家報酬	1,090	136
負債合計	899,787	112,401
純資産額	269,774,715	33,700,257
発行済受益証券口数	26,977,471,475口	
1口当たり純資産価格	0.01	1.25円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	オーストラリア・ ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	1,136,463,849	96,917,637
投資有価証券 - 期末評価額	1,138,053,555	97,053,207
現金および預金	1,115,466,235	95,126,961
未収投資有価証券利息	1,881,476	160,452
未収預金利息	847,691	72,291
資産合計	2,256,248,957	192,412,911
負債		
未払分配金	7,403,037	631,331
未払代行協会員報酬	2,601,855	221,886
未払投資顧問報酬	561,654	47,898
未払管理事務代行報酬	312,028	26,610
未払保管報酬	208,164	17,752
未払年次税	55,671	4,748
未払管理報酬	52,038	4,438
未払専門家報酬	4,770	407
負債合計	11,199,217	955,069
純資産額	2,245,049,740	191,457,842
発行済受益証券口数	224,504,973,971口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.85円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
	カナダ・ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	14,439,264	1,319,171
投資有価証券 - 期末評価額	14,428,296	1,318,169
現金および預金	13,937,756	1,273,353
未収投資有価証券利息	224,306	20,493
未収預金利息	3,546	324
資産合計	28,593,904	2,612,339
負債		
未払分配金	35,806	3,271
未払代行協会員報酬	34,679	3,168
未払投資顧問報酬	10,406	951
未払管理事務代行報酬	4,159	380
未払保管報酬	2,774	253
未払年次税	713	65
未払管理報酬	693	63
未払公告費	12,435	1,136
未払設立費	9,570	874
未払専門家および弁護士報酬	207	19
負債合計	111,442	10,181
純資産額	28,482,462	2,602,158
発行済受益証券口数	2,848,246,160口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.91円

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	ニュージーランド・ ドル	千円
資産		
投資有価証券 - 取得原価	590,163,135	39,009,783
投資有価証券 - 期末評価額	591,455,614	39,095,216
現金および預金	570,026,383	37,678,744
未収投資有価証券利息	3,704,803	244,887
未収預金利息	518,020	34,241
資産合計	1,165,704,820	77,053,089
負債		
未払分配金	4,776,850	315,750
未払代行協会員報酬	1,420,876	93,920
未払投資顧問報酬	327,988	21,680
未払管理事務代行報酬	170,397	11,263
未払保管報酬	113,678	7,514
未払年次税	29,125	1,925
未払管理報酬	28,418	1,878
未払設立費	21,695	1,434
未払専門家報酬	2,873	190
負債合計	6,891,900	455,555
純資産額	1,158,812,920	76,597,534
発行済受益証券口数	115,881,291,992口	
1口当たり純資産価格	0.01	0.66円

損益計算書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

結合

米ドル

千円

	米ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	173,744,414	16,165,180
預金利息	42,325,739	3,937,987
収益合計	216,070,153	20,103,167
費用		
代行協会員報酬	20,309,943	1,889,637
投資顧問報酬	4,815,039	447,991
管理事務代行報酬	2,519,467	234,411
保管報酬	1,680,817	156,383
公告費	913,001	84,946
年次税	439,058	40,850
管理報酬	420,179	39,093
専門家報酬	82,832	7,707
弁護士報酬	57,116	5,314
その他費用	37,368	3,477
費用合計	31,274,820	2,909,809
投資純利益	184,795,333	17,193,358
投資有価証券売却にかかる実現純利益	4,445,521	413,611
当期実現純利益	189,240,854	17,606,969
投資有価証券未実現評価損の純変動	(8,504,631)	(791,271)
運用の結果による純資産の純増加	180,736,223	16,815,698
資本の変動		
受益証券発行	5,712,520,598	531,492,916
受益証券買戻し	(4,290,048,451)	(399,146,108)
資本の純変動	1,422,472,147	132,346,809
分配金	(180,736,223)	(16,815,698)
期首現在純資産	3,644,512,884	339,085,479
為替調整額	(578,197,237)	(53,795,471)
期末現在純資産	4,488,787,794	417,636,816

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

	USドル・ポートフォリオ	
	米ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	46,662,773	4,341,504
預金利息	7,019,843	653,126
収益合計	53,682,616	4,994,631
費用		
代行協会員報酬	8,266,341	769,100
投資顧問報酬	1,968,401	183,140
管理事務代行報酬	1,075,148	100,032
保管報酬	717,259	66,734
公告費	406,125	37,786
年次税	180,453	16,789
管理報酬	179,305	16,683
専門家報酬	39,062	3,634
弁護士報酬	2,750	256
その他費用	6,542	609
費用合計	12,841,386	1,194,763
投資純利益	40,841,230	3,799,868
投資有価証券売却にかかる実現純利益	66,776	6,213
当期実現純利益	40,908,006	3,806,081
投資有価証券未実現評価損の純変動	(4,009,078)	(373,005)
運用の結果による純資産の純増加	36,898,928	3,433,076
資本の変動		
受益証券発行	1,583,131,752	147,294,578
受益証券買戻し	(1,375,816,491)	(128,005,966)
資本の純変動	207,315,261	19,288,612
分配金	(36,898,928)	(3,433,076)
期首現在純資産	1,636,252,280	152,236,912
期末現在純資産	1,843,567,541	171,525,524

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

	ユーロ・ポートフォリオ	
	ユーロ	千円
収益		
投資有価証券受取利息	8,186,622	1,022,673
預金利息	2,252,868	281,428
収益合計	10,439,490	1,304,101
費用		
代行協会員報酬	1,168,687	145,992
投資顧問報酬	342,248	42,754
管理事務代行報酬	140,152	17,508
保管報酬	93,501	11,680
公告費	51,112	6,385
年次税	24,026	3,001
管理報酬	23,373	2,920
専門家報酬	4,451	556
弁護士報酬	4,055	507
その他費用	819	102
費用合計	1,852,424	231,405
投資純利益	8,587,066	1,072,696
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(45,722)	(5,712)
当期実現純利益	8,541,344	1,066,985
投資有価証券未実現評価損の純変動	(765,194)	(95,588)
運用の結果による純資産の純増加	7,776,150	971,397
資本の変動		
受益証券発行	226,074,959	28,241,284
受益証券買戻し	(162,764,481)	(20,332,539)
資本の純変動	63,310,478	7,908,745
分配金	(7,776,150)	(971,397)
期首現在純資産	206,464,237	25,791,512
期末現在純資産	269,774,715	33,700,257

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	オーストラリア・ ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	87,307,431	7,445,578
預金利息	24,811,471	2,115,922
収益合計	112,118,902	9,561,500
費用		
代行協会員報酬	8,357,085	712,692
投資顧問報酬	1,844,199	157,273
管理事務代行報酬	1,002,220	85,469
保管報酬	668,616	57,020
公告費	352,285	30,043
年次税	181,503	15,479
管理報酬	167,145	14,254
専門家報酬	31,286	2,668
弁護士報酬	39,456	3,365
その他費用	5,197	443
費用合計	12,648,992	1,078,706
投資純利益	99,469,910	8,482,794
投資有価証券売却にかかる実現純利益	2,833,884	241,674
当期実現純利益	102,303,794	8,724,468
投資有価証券未実現評価損の純変動	(642,452)	(54,788)
運用の結果による純資産の純増加	101,661,342	8,669,679
資本の変動		
受益証券発行	3,272,904,386	279,113,286
受益証券買戻し	(2,360,184,110)	(201,276,501)
資本の純変動	912,720,276	77,836,785
分配金	(101,661,341)	(8,669,679)
期首現在純資産	1,332,329,463	113,621,057
期末現在純資産	2,245,049,740	191,457,842

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
	カナダ・ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	663,258	60,595
預金利息	144,207	13,175
収益合計	807,465	73,770
費用		
代行協会員報酬	110,791	10,122
投資顧問報酬	33,245	3,037
管理事務代行報酬	13,286	1,214
保管報酬	8,863	810
年次税	2,416	221
管理報酬	2,215	202
専門家報酬	145	13
その他費用	10,347	945
費用合計	181,308	16,564
投資純利益	626,157	57,206
投資有価証券売却にかかる実現純損失	(15,266)	(1,395)
当期実現純利益	610,891	55,811
投資有価証券未実現評価損の純変動	(13,460)	(1,230)
運用の結果による純資産の純増加	597,431	54,581
資本の変動		
受益証券発行	23,697,129	2,164,970
受益証券買戻し	(13,112,549)	(1,197,962)
資本の純変動	10,584,580	967,007
分配金	(597,431)	(54,581)
期首現在純資産	17,897,882	1,635,150
期末現在純資産	28,482,462	2,602,158

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	ニュージーランド・ ドル	千円
収益		
投資有価証券受取利息	59,054,450	3,903,499
預金利息	15,850,630	1,047,727
収益合計	74,905,080	4,951,226
費用		
代行協会員報酬	4,606,526	304,491
投資顧問報酬	1,096,513	72,480
管理事務代行報酬	552,434	36,516
保管報酬	368,549	24,361
公告費	196,227	12,971
年次税	98,638	6,520
管理報酬	92,132	6,090
専門家報酬	15,619	1,032
弁護士報酬	22,034	1,456
その他費用	20,402	1,349
費用合計	7,069,074	467,266
投資純利益	67,836,006	4,483,960
投資有価証券売却にかかる実現純利益	2,983,360	197,200
当期実現純利益	70,819,366	4,681,160
投資有価証券未実現評価損の純変動	(4,023,607)	(265,960)
運用の結果による純資産の純増加	66,795,759	4,415,200
資本の変動		
受益証券発行	1,480,148,190	97,837,795
受益証券買戻し	(983,349,150)	(64,999,379)
資本の純変動	496,799,040	32,838,417
分配金	(66,795,759)	(4,415,200)
期首現在純資産	662,013,880	43,759,117
期末現在純資産	1,158,812,920	76,597,534

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2008年12月31日現在

重要な会計方針

財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末日現在の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	0.706789
豪ドル	1.444774
カナダ・ドル	0.812084
ニュージーランド・ドル	1.717917

結合運用計算書および純資産変動計算書は、年平均の為替レートを使用して米ドルに換算されている。

通貨	為替レート
ユーロ	0.683203
豪ドル	1.196973
カナダ・ドル	0.943768
ニュージーランド・ドル	1.424510

投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益／（損）の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。外貨取引にかかる損益は、当期の損益を決定する際に運用計算書および純資産変動計算書上で認識される。

設立費

設立費は、全額償却される。

収益

受取利息は日々発生する。

第3 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ、ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 ファンド証券の転換

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
 - (1) 受益者の権利等
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 販売及び買戻しの実績

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの追加情報】

1 【ファンドの沿革】

1990年8月9日	ユーロ・インデックス・ファンド・マネジメント・エス・エーの名称で管理会社設立
1990年12月14日	管理会社の定款変更および名称をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・エス・エーに変更
1992年1月13日	マネー・マーケット・ファンド(USドル)約款効力発生
1992年1月17日	トラストの運用開始
1992年2月27日	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(現管理会社)設立
1996年1月1日	トラストの約款変更効力発生
1996年1月1日	管理会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・エス・エーからトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(1992年2月27日設立)に変更
1996年1月1日	投資顧問会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・アドバイザーズからニッコウ・キャピタル・マネジメント(UK)リミテッドに変更
1996年5月30日	トラストの約款変更効力発生
1998年7月17日	アンブレラ・ファンドへの組織変更のための改正約款効力発生
1998年8月3日	アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
1998年10月12日	トラストの約款変更効力発生
1999年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2000年11月5日	トラストの改正約款効力発生
2002年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月28日	トラストの約款変更効力発生
2003年8月23日	トラストの約款変更効力発生
2007年2月15日	トラストの約款変更効力発生

2 【ファンドに係る法制度の概要】

(1) ファンドの名称

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(Nikko Money Market Fund)

(2) ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)パート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)との間の契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型の共有持分型投資信託である。トラスト証券は、いつでも、管理会社により、純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じて買戻される仕組みとなっている。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)が決定する投資方針に従い、別々に投資される。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做される。

USドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。

トラストは、1992年1月13日に効力を生じた約款により設定されたマネー・マーケット・ファンド(USドル)が改組されたものである。改組のために、当初1998年7月17日に改正約款が締結され、ファンドの名称がニッコウ・マネー・マーケット・ファンドへ、組織形態が、単一のファンドからアンブレラ型のファンドへと変更され、複数のサブ・ファンドを有することとなった。改組は、1998年8月3日をもって効力を生じた。

上記アンブレラ・ファンドへの組織変更に伴い、マネー・マーケット・ファンド(USドル)の既存の受益者は、1998年8月3日をもってUSドル・ポートフォリオの既存の口数と同数の受益証券の受益者となった。

マネー・マーケット・ファンド(ドイツ・マルク)は、1998年8月3日をもってユーロ・ポートフォリオに吸収合併され、既存の受益者には、あらかじめ定められたドイツ・マルクとECUの変換レートに基づき計算されるユーロ・ポートフォリオ受益証券が交付された。

マネー・マーケット・ファンド(オーストラリア・ドル)は、1998年8月3日をもってトラストのサブ・ファンドであるオーストラリア・ポートフォリオに吸収合併され、既存の受益者には、受益証券1口につき1口の割合で、新ファンド受益証券が交付された。

カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日に設定された。

(3) 準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、トラストは、ルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector)(旧ルクセンブルグ中央銀行、旧ルクセンブルグ金融庁)の通達等の規則に従っている。

3 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは、金融監督委員会の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(1) 登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければならない。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)で、欧州連合加盟国で設立され、かつ欧州連合理事会の1985年12月20日付通達(85/611 EEC)の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、金融監督委員会に事前に通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルクの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる通知および書類の提出から2カ月以内に異議を述べない場合は、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。

トラストは、パート UC1の投資信託として設定されており、トラストの受益証券につき、欧州連合加盟国では公衆に対する販売活動は行われない。

外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから国外の公衆に対して、その投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

(2) 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務および金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、金融監督委員会およびルクセンブルグの法律により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有していない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託についてはルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

(3) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請書に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

(4) 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全、または不正確であると判断した場合には、その旨を中央銀行に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

保有制限

管理会社は、受益証券の発行に関連して、受益証券が募集される国の法令を遵守する。管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または同地に設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護のため必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を停止することができる。

管理会社は、

- a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

特に、

- a 管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。
- b ファンド証券は、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領の市民もしくは居住者またはアメリカ合衆国または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対して発行、譲渡しまたはそれらの者のために登録を行ってはならない。

(a) 海外における申込手続等

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、上記保有制限に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、ユーロ・ポートフォリオの純資産価格はユーロで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格はカナダ・ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はニュージーランド・ドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。

ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1カナダ・セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1ニュージーランド・セントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、交付目論見書「第一部 証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に同書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建、ユーロ建、豪ドル建、カナダ・ドル建またはニュージーランド・ドル建で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う株式会社あおぞら銀行における申込単位は、申込日に株式会社あおぞら銀行が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。また、USドル・ポートフォリオ受益証券およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う静銀ティーエム証券株式会社における申込単位は、100,000口以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う中央証券株式会社における申込単位は、申込日に中央証券株式会社が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱うソニー銀行株式会社における申込は、各ポートフォリオの当該通貨のみによって行われ、それぞれ100米ドル以上1米セント単位、100ユーロ以上1ユーロ・セント単位、100豪ドル以上1豪セント単位、100カナダ・ドル以上1カナダ・セント単位および100ニュージーランド・ドル以上1ニュージーランド・セント単位とする。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該買付注文を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。買付注文がなされた営業日の翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込み等により米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払うこともできる。ソニー銀行での申込みの場合は、円貨での支払いは認められず、申込みにかかる受益証券の通貨での同銀行の外貨預金口座からの振替えによる支払いのみが認められる。

申込手数料はない。

なお、上記「(a)海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2 【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、毎営業日にファンド証券の買戻しを請求することができる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行うものとする。

買戻し価格は、買戻し請求が受領された営業日の翌営業日の前日に適用される純資産価格である。

買戻し請求は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。ルクセンブルグ時間午後2時以降に受領された買戻し請求は、翌営業日に受領されたものと見做される。当該買戻し請求は、ファンド証券の券面が発行されている場合には、券面の添付を要する。買戻し手数料はない。信託財産留保額もない。

各営業日に適用される買戻し価格は、当該営業日の営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻し請求がなされ、これに应付するためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻し価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻し価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻し代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻し請求に適用されるものとする。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

買戻し価格は、買戻しの日に適用されるファンド受益証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで、買戻請求が受領された営業日の翌営業日に(券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として)行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻代金の支払いと同時に支払われる。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

買戻代金(および発生済・未払いの分配金)は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日の翌営業日に支払われる。買戻代金(および発生済・未払いの分配金)が円貨で支払われる場合、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込み等により米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払われる。ファンド証券の買戻しは1口以上とし、1口を単位とする。

なお、上記「(a)海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

3 【ファンド証券の転換】

(a) 海外における転換

1つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、二つのファンドの共通営業日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される口数を指定するものとする。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定される。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 : 転換後の口数。端数は発行されない。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属する。

N_2 : 転換前の口数。これには、転換請求受益証券の発生済未払の分配金が、ルクセンブルグ、日本、その他の国の適用ある未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含む。

NAV_1 : 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

NAV_2 : 転換により発行される受益証券の基準通貨に適用される営業日の為替レートにより変換された転換される受益証券の適用純資産価格。

転換手数料は課されない。

(b) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限る。)に、販売取扱会社を通じてポートフォリオ証券の転換を請求することができる。転換についての内容は、「(a)海外における転換」に記載されているとおりである。ただし、日本における転換請求の受け取り取扱は、販売会社によっては転換のための事務処理が可能となった後に開始される。また、販売取扱会社によっては、日本における転換は、「1 (b)日本における申込手続等」および「2 (b)日本における買戻し手続等」に記載されているところによることもある。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価格の計算

各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、各ポートフォリオの表示通貨で表示され、毎日、管理会社が決定する。営業日でない日については、管理会社が、当該非営業日の直前の営業日に事前に当該非営業日に適用される1口当たり純資産価格を決定する。

USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ユーロ・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

管理会社は、純資産価格の計算をニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイに委託している。

ファンドの組入れ証券および金融市場証券は均等償却法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額が当該ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との乖離を判定するため、管理会社の取締役会により随時見直される。重大な稀薄化またはその他の不正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれる。受益証券1口当たり純資産価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしている。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる手続きに同意したものと見做される。

トラストの勘定において、受益者に対し宣言された日々の分配で未払いのものは、当該ファンドの債務として認識される。この債務は、ファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格の計算に当たりファンドの資産から控除される。

上記の管理会社の決定は、管理会社による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する政策に従って行われる。

すべての場合、各ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドのすべての組入証券およびその他の資産を合計し、その債務を控除し、発行済ファンド証券の口数で割ることにより決定される。

トラスト中の各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させられる。
- (e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。

各ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

直近の各ファンドの純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

販売および買戻しの停止

管理会社は、次の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (a) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資産の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかる停止は、発行、買戻しおよび転換請求を行った受益者に通知され、停止が一週間を超えるものと管理会社が判断する場合、かかる通知は公告される。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

トラストの存続期間は無期限である。ただし、トラストは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。

また、ファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散される。

ルクセンブルグ投信法第104条ないし107条によれば、トラストの登録が金融監督委員会により拒絶され、または撤回された場合には、トラストは地方裁判所の決定により解散されうる。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、()いつでもファンドを解散することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または()いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散される(監査報告により評価される)ファンドの資産を譲与し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンド受益者に分配することができる。上記()の解散および分配は、当該ファンドのサイズ、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。上記()のファンドの解散の場合、解散の効力発生日は受益者に郵便またはファックスにて通知される。上記()のファンドの解散の場合、当該ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとする。解散の効力発生日まで、受益者はファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

解散終結時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、6か月間保管受託銀行に保管され、その後、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管される。

トラストの解散事由が発生した場合、発行、買戻しおよび転換は、行われない。

(4) 【計算期間】

トラストの決算期は毎年12月31日である。

(5) 【その他】

(1) 約款

現行約款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所に寄託されており、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができる。

管理会社は、受益者の利益のため保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合は、トラストに関して管轄権ある監督当局の承認を得て約款の全部または一部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がメモリアル、ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンに公告される日に効力を生じる。

(2) ワラント・新受益証券引受権等の発行

ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買付ける権利を付与することを管理会社は、禁止されている。

2 【開示制度の概要】

(1) ルクセンブルグに対する開示

金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。

さらに、第11(5)-(4)「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、外部監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければならない。トラストの外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパース S. à r. l. (PricewaterhouseCoopers S. à r. l.)である。さらに、ファンドは、金融庁の1991年1月21日付通達91/75に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査の半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

(2) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、日本国関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付しなければならない。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を投資者に交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局またはEDINETにおいて閲覧することができる。

() 投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、トラスト受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と合併しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

3 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンドに登録されていなければならない。

従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

(2) 買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻しまたは転換を管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(1) 管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、
弁護士 一木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4 【ファンドの経理状況】

a トラストの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)

b トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

c トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ = 米ドル

ユーロ・ポートフォリオ = ユーロ

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ = オーストラリア・ドル

カナダ・ドル・ポートフォリオ = カナダ・ドル

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ = ニュージーランド・ドル

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成22年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル = 93.04円

1 ユーロ = 124.92円

1 オーストラリア・ドル = 85.28円

1 カナダ・ドル = 91.36円

1 ニュージーランド・ドル = 66.10円

1 【財務諸表】

(1) 【2009年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		3,768,323,950	350,604,860
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	3,770,708,382	350,826,708
現金および預金		783,589,461	72,905,163
未収投資有価証券利息	2.6	19,331,402	1,798,594
未収預金利息	2.6	220,848	20,548
未収申込金		7,269,819	676,384
資産合計		4,581,119,912	426,227,397
負債			
買戻未払金		13,763,147	1,280,523
未払分配金	9	5,726,099	532,756
未払代行協会員報酬	5	3,427,440	318,889
未払投資顧問報酬	4	903,035	84,018
未払管理事務代行報酬	7	422,422	39,302
未払保管報酬	6	281,795	26,218
未払年次税	8	114,353	10,639
未払弁護士報酬		85,009	7,909
未払管理報酬	3	79,919	7,436
未払公告費		38,643	3,595
未払設立費		24,692	2,297
未払専門家報酬		21,433	1,994
負債合計		24,887,987	2,315,578
純資産額		4,556,231,925	423,911,818

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,412,026,042	131,374,903
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,412,386,138	131,408,406
現金および預金		377,006,838	35,076,716
未収投資有価証券利息	2.6	1,235,723	114,972
未収預金利息	2.6	1,211	113
未収申込金		3,595,555	334,530
資産合計		1,794,225,465	166,934,737
負債			
買戻未払金		5,208,701	484,618
未払分配金	9	272,787	25,380
未払代行協会員報酬	5	281,994	26,237
未払投資顧問報酬	4	155,023	14,423
未払管理事務代行報酬	7	42,300	3,936
未払保管報酬	6	28,198	2,624
未払年次税	8	44,850	4,173
未払弁護士報酬		30,178	2,808
未払管理報酬	3	14,103	1,312
未払専門家報酬		186	17
負債合計		6,078,320	565,527
純資産額		1,788,147,145	166,369,210
発行済受益証券口数		178,814,714,466口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.93円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	ユーロ・ポートフォリオ	
		ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		200,002,458	24,984,307
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	200,218,419	25,011,285
現金および預金		50,605,839	6,321,681
未収投資有価証券利息	2.6	411,752	51,436
未収預金利息	2.6	3,229	403
未収申込金		298,943	37,344
資産合計		251,538,182	31,422,150
負債			
買戻未払金		135,837	16,969
未払分配金	9	71,930	8,985
未払代行協会員報酬	5	65,220	8,147
未払投資顧問報酬	4	45,652	5,703
未払管理事務代行報酬	7	9,784	1,222
未払保管報酬	6	6,525	815
未払年次税	8	6,281	785
未払弁護士報酬		4,552	569
未払管理報酬	3	3,261	407
未払公告費		1,438	180
未払専門家報酬		335	42
負債合計		350,815	43,824
純資産額		251,187,367	31,378,326
発行済受益証券口数		25,118,736,710口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.25円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,511,926,478	128,937,090
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,514,015,398	129,115,233
現金および預金		256,681,992	21,889,840
未収投資有価証券利息	2.6	11,496,449	980,417
未収預金利息	2.6	195,328	16,658
未収申込金		2,260,985	192,817
資産合計		1,784,650,152	152,194,965
負債			
買戻未払金		3,770,915	321,584
未払分配金	9	4,491,565	383,041
未払代行協会員報酬	5	2,216,271	189,004
未払投資顧問報酬	4	487,100	41,540
未払管理事務代行報酬	7	265,783	22,666
未払保管報酬	6	177,315	15,121
未払年次税	8	44,476	3,793
未払弁護士報酬		40,088	3,419
未払管理報酬	3	44,326	3,780
未払公告費		33,588	2,864
未払専門家報酬		23,268	1,984
負債合計		11,594,695	988,796
純資産額		1,773,055,457	151,206,169
発行済受益証券口数		177,305,545,727口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.85円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		18,857,173	1,722,791
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	18,862,648	1,723,292
現金および預金		8,239,317	752,744
未収投資有価証券利息	2.6	12,644	1,155
未収預金利息	2.6	128	12
未収申込金		566	52
資産合計		27,115,303	2,477,254
負債			
買戻未払金		39,811	3,637
未払分配金	9	2,629	240
未払代行協会員報酬	5	3,325	304
未払投資顧問報酬	4	2,329	213
未払管理事務代行報酬	7	498	45
未払保管報酬	6	337	31
未払年次税	8	681	62
未払弁護士報酬		438	40
未払管理報酬	3	170	16
未払公告費		6,922	632
未払設立費		9,571	874
負債合計		66,711	6,095
純資産額		27,048,592	2,471,159
発行済受益証券口数		2,704,859,200口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.91円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		978,980,881	64,710,636
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	978,764,943	64,696,363
現金および預金		135,324,687	8,944,962
未収投資有価証券利息	2.6	10,085,696	666,665
未収預金利息	2.6	56,569	3,739
未収申込金		1,711,019	113,098
資産合計		1,125,942,914	74,424,827
負債			
買戻未払金		6,910,766	456,802
未払分配金	9	1,867,455	123,439
未払代行協会員報酬	5	1,493,174	98,699
未払投資顧問報酬	4	342,452	22,636
未払管理事務代行報酬	7	179,064	11,836
未払保管報酬	6	119,463	7,897
未払年次税	8	28,097	1,857
未払弁護士報酬		16,880	1,116
未払管理報酬	3	29,864	1,974
未払設立費		21,695	1,434
負債合計		11,008,910	727,689
純資産額		1,114,934,004	73,697,138
発行済受益証券口数		111,493,400,355口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.66円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	71,519,722	6,654,195
預金利息	2.6	26,610,465	2,475,838
収益合計		98,130,187	9,130,033
費用			
代行協会員報酬	5	14,656,346	1,363,626
投資顧問報酬	4	4,140,083	385,193
管理事務代行報酬	7	1,894,595	176,273
保管報酬	6	1,263,803	117,584
公告費		827,276	76,970
年次税	8	440,776	41,010
管理報酬	3	368,131	34,251
弁護士報酬		134,297	12,495
専門家報酬		81,092	7,545
その他費用		15,708	1,461
費用合計		23,822,107	2,216,409
投資純利益		74,308,080	6,913,624
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(3,188,586)	(296,666)
当期実現純利益		71,119,494	6,616,958
投資有価証券未実現評価損の純変動		(1,235,300)	(114,932)
運用の結果による純資産の純増加		69,884,194	6,502,025
資本の変動			
受益証券発行		4,147,332,952	385,867,858
受益証券買戻し		(4,631,531,394)	(430,917,681)
資本の純変動		(484,198,442)	(45,049,823)
分配金	9	(69,884,193)	(6,502,025)
期首現在純資産		4,488,787,794	417,636,816
為替調整額		551,642,572	51,324,825
期末現在純資産		4,556,231,925	423,911,818

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

USドル・ポートフォリオ

	注	米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	11,443,564	1,064,709
預金利息	2.6	635,087	59,088
収益合計		12,078,651	1,123,798
費用			
代行協会員報酬	5	2,038,402	189,653
投資顧問報酬	4	1,121,426	104,337
管理事務代行報酬	7	367,549	34,197
保管報酬	6	245,056	22,800
公告費		299,512	27,867
年次税	8	175,618	16,339
管理報酬	3	101,926	9,483
弁護士報酬		52,144	4,851
専門家報酬		19,288	1,795
その他費用		5,920	551
費用合計		4,426,841	411,873
投資純利益		7,651,810	711,924
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(541,552)	(50,386)
当期実現純利益		7,110,258	661,538
投資有価証券未実現評価損の純変動		(855,161)	(79,564)
運用の結果による純資産の純増加		6,255,097	581,974
資本の変動			
受益証券発行		1,265,249,972	117,718,857
受益証券買戻し		(1,320,670,368)	(122,875,171)
資本の純変動		(55,420,396)	(5,156,314)
分配金	9	(6,255,097)	(581,974)
期首現在純資産		1,843,567,541	171,525,524
期末現在純資産		1,788,147,145	166,369,210

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

	注	ユーロ・ポートフォリオ	
		ユーロ	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	1,724,352	215,406
預金利息	2.6	588,271	73,487
収益合計		2,312,623	288,893
費用			
代行協会員報酬	5	476,489	59,523
投資顧問報酬	4	269,823	33,706
管理事務代行報酬	7	66,726	8,335
保管報酬	6	44,501	5,559
公告費		43,808	5,472
年次税	8	25,180	3,145
管理報酬	3	19,094	2,385
弁護士報酬		7,640	954
専門家報酬		3,812	476
その他費用		937	117
費用合計		958,010	119,675
投資純利益		1,354,613	169,218
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(48,268)	(6,030)
当期実現純利益		1,306,345	163,189
投資有価証券未実現評価益の純変動		120,505	15,053
運用の結果による純資産の純増加		1,426,850	178,242
資本の変動			
受益証券発行		120,985,271	15,113,480
受益証券買戻し		(139,572,618)	(17,435,411)
資本の純変動		(18,587,347)	(2,321,931)
分配金	9	(1,426,851)	(178,242)
期首現在純資産		269,774,715	33,700,257
期末現在純資産		251,187,367	31,378,326

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	注	オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	47,758,224	4,072,821
預金利息	2.6	23,175,734	1,976,427
収益合計		70,933,958	6,049,248
費用			
代行協会員報酬	5	10,080,672	859,680
投資顧問報酬	4	2,180,955	185,992
管理事務代行報酬	7	1,208,899	103,095
保管報酬	6	806,515	68,780
公告費		399,436	34,064
年次税	8	190,452	16,242
管理報酬	3	201,618	17,194
弁護士報酬		63,132	5,384
専門家報酬		53,945	4,600
その他費用		7,542	643
費用合計		15,193,166	1,295,673
投資純利益		55,740,792	4,753,575
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(1,993,710)	(170,024)
当期実現純利益		53,747,082	4,583,551
投資有価証券未実現評価益の純変動		499,214	42,573
運用の結果による純資産の純増加		54,246,296	4,626,124
資本の変動			
受益証券発行		2,394,697,170	204,219,775
受益証券買戻し		(2,866,691,453)	(244,471,447)
資本の純変動		(471,994,283)	(40,251,672)
分配金	9	(54,246,296)	(4,626,124)
期首現在純資産		2,245,049,740	191,457,842
期末現在純資産		1,773,055,457	151,206,169

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	234,896	21,460
預金利息	2.6	29,131	2,661
収益合計		264,027	24,122
費用			
代行協会員報酬	5	35,328	3,228
投資顧問報酬	4	18,267	1,669
管理事務代行報酬	7	4,808	439
保管報酬	6	3,212	293
年次税	8	2,786	255
管理報酬	3	1,279	117
弁護士報酬		608	56
専門家報酬		544	50
その他費用		93	8
費用合計		66,925	6,114
投資純利益		197,102	18,007
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(135,085)	(12,341)
当期実現純利益		62,017	5,666
投資有価証券未実現評価益の純変動		16,443	1,502
運用の結果による純資産の純増加		78,460	7,168
資本の変動			
受益証券発行		14,780,321	1,350,330
受益証券買戻し		(16,214,190)	(1,481,328)
資本の純変動		(1,433,869)	(130,998)
分配金	9	(78,461)	(7,168)
期首現在純資産		28,482,462	2,602,158
期末現在純資産		27,048,592	2,471,159

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	注	ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	30,940,830	2,045,189
預金利息	2.6	10,673,911	705,546
収益合計		41,614,741	2,750,734
費用			
代行協会員報酬	5	6,204,718	410,132
投資顧問報酬	4	1,416,220	93,612
管理事務代行報酬	7	744,088	49,184
保管報酬	6	496,415	32,813
公告費		236,814	15,653
年次税	8	120,915	7,992
管理報酬	3	124,097	8,203
弁護士報酬		33,028	2,183
専門家報酬		20,934	1,384
その他費用		3,826	253
費用合計		9,401,055	621,410
投資純利益		32,213,686	2,129,325
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(1,389,272)	(91,831)
当期実現純利益		30,824,414	2,037,494
投資有価証券未実現評価損の純変動		(1,508,417)	(99,706)
運用の結果による純資産の純増加		29,315,997	1,937,787
資本の変動			
受益証券発行		1,266,351,872	83,705,859
受益証券買戻し		(1,310,230,788)	(86,606,255)
資本の純変動		(43,878,916)	(2,900,396)
分配金	9	(29,315,997)	(1,937,787)
期首現在純資産		1,158,812,920	76,597,534
期末現在純資産		1,114,934,004	73,697,138

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 統計情報
 (各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	ユーロ・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数：					
2007年12月31日	163,625,228,037	20,646,423,717	133,232,946,321	1,789,788,195	66,201,388,025
2008年12月31日	184,356,754,118	26,977,471,475	224,504,973,971	2,848,246,160	115,881,291,992
当期発行口数	126,524,997,167	12,098,527,056	239,469,717,011	1,478,032,058	126,635,187,159
当期買戻し口数	(132,067,036,819)	(13,957,261,821)	(286,669,145,255)	(1,621,419,018)	(131,023,078,796)
2009年12月31日	178,814,714,466	25,118,736,710	177,305,545,727	2,704,859,200	111,493,400,355
	米ドル	ユーロ	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド ・ドル
期末現在純資産額：					
2007年12月31日	1,636,252,280	206,464,237	1,332,329,463	17,897,882	662,013,880
2008年12月31日	1,843,567,541	269,774,715	2,245,049,740	28,482,462	1,158,812,920
2009年12月31日	1,788,147,145	251,187,367	1,773,055,457	27,048,592	1,114,934,004
期末現在1口当たり純資産価格：					
2007年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2008年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2009年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2002年12月20日法（改正済）パートIIに基づいて組織されている。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い短期金融商品に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることである。

2009年12月31日現在、5つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・ポートフォリオ
（以下「ユーロ・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

2.2) 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.434650
豪ドル	0.892400
カナダ・ドル	0.954335
ニュージーランド・ドル	0.717200

結合運用計算書および純資産変動計算書は、年平均の為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用および純資産変動の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.394633
豪ドル	0.791807
カナダ・ドル	0.879505
ニュージーランド・ドル	0.635064

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/(損)の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。外貨取引にかかる損益は、当期の損益を決定する際に運用計算書および純資産変動計算書上で認識される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

以下の報酬に関連する注記3から7において、「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、各サブ・ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、()サブ・ファンドの総利益(有価証券の売買損益を含む。)より、()サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

2009年2月6日まで、管理会社は、各四半期末に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%を、管理報酬としてファンドの純資産から受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%を上限とする。

注4. 投資顧問報酬

2009年2月6日まで、投資顧問会社は、各四半期末毎に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の以下に示す年率を、投資顧問報酬として各サブ・ファンドの純資産から受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

ユーロ・ポートフォリオ

- 2億ユーロ以下の部分	0.15%
- 2億ユーロ超5億ユーロ以下の部分	0.125%
- 5億ユーロ超20億ユーロ以下の部分	0.10%
- 20億ユーロ超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

- 2億豪ドル以下の部分	0.15%
- 2億豪ドル超5億豪ドル以下の部分	0.125%
- 5億豪ドル超20億豪ドル以下の部分	0.10%
- 20億豪ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

2009年2月6日まで、日本における代行協会員は、各四半期末に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の年率0.50%の料率による報酬を各サブ・ファンドの純資産から受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.65%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

2009年2月6日まで、保管受託銀行は、各四半期末における各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.04%の料率で、四半期毎に後払いで、各サブ・ファンド資産から支払われる保管報酬を受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、保管報酬は、各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。また、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

2009年2月6日まで、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各四半期末における各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.06%の料率で、四半期毎に後払いで、各サブ・ファンド資産から支払われる管理事務代行報酬を受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税(「年次税」)が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01ユーロ、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

[前へ](#)

【投資有価証券明細表等】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託
投資有価証券明細表
2009年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			米ドル	米ドル	%
20,170,000	EIB 4.625 15SEP10	米ドル	20,867,882	20,780,647	1.16
35,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 20JAN10	米ドル	34,958,923	34,993,882	1.96
10,000,000	KREDITANST FUR WIED 4.25 15JUN10	米ドル	10,310,000	10,168,632	0.57
5,135,000	LANDWIRT RENTENBANK 3.875 15MAR10	米ドル	5,261,578	5,168,545	0.29
債券合計			71,398,383	71,111,706	3.98
B. 中期債券			米ドル	米ドル	%
85,000,000	KOMMUNALBANKEN 4.5 06OCT10	米ドル	87,968,050	87,643,685	4.90
中期債券合計			87,968,050	87,643,685	4.90
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			159,366,433	158,755,391	8.88

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券明細表

2009年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー			米ドル	米ドル	%
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 08JAN10	米ドル	49,956,829	49,996,190	2.80
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 21JAN10	米ドル	24,963,927	24,994,813	1.40
20,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26FEB10	米ドル	19,953,597	19,985,212	1.12
45,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 28JAN10	米ドル	44,885,293	44,981,919	2.51
30,000,000	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 26MAR10	米ドル	29,837,089	29,948,679	1.67
40,000,000	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 31DEC09	米ドル	39,885,838	39,999,380	2.24
27,200,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 01MAR10	米ドル	27,184,331	27,188,484	1.52
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 11FEB10	米ドル	19,943,935	19,986,898	1.12
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 12MAY10	米ドル	19,967,874	19,976,394	1.12
37,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 14JAN10	米ドル	36,985,611	36,996,193	2.07
35,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 15JAN10	米ドル	34,978,546	34,996,269	1.96
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 18FEB10	米ドル	19,992,425	19,993,892	1.12
50,000,000	DEXIA BANQUE INTL LUX CP 19JAN10	米ドル	49,957,155	49,990,980	2.80
30,000,000	DEXIA BANQUE INTL LUX CP 26FEB10	米ドル	29,908,281	29,971,089	1.68
30,000,000	DEXIA BANQUE INTL LUX CP 27JAN10	米ドル	29,877,833	29,981,409	1.68
10,000,000	EXPORT DEVELOP CANADA CP 16APR10	米ドル	9,988,389	9,991,984	0.56
20,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 08MAR10	米ドル	19,988,884	19,991,694	1.12
20,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 11MAR10	米ドル	19,988,257	19,990,736	1.12
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 13JAN10	米ドル	39,977,524	39,996,580	2.24
30,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 16MAR10	米ドル	29,982,951	29,985,441	1.68
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB10	米ドル	39,979,055	39,988,616	2.23
30,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 14JAN10	米ドル	29,995,351	29,997,750	1.67
20,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 16FEB10	米ドル	19,959,781	19,989,620	1.12
20,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 22FEB10	米ドル	19,992,717	19,993,552	1.12
50,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 03FEB10	米ドル	49,980,202	49,988,825	2.79
30,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 09FEB10	米ドル	29,972,862	29,990,955	1.68
50,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 10MAY10	米ドル	49,905,388	49,931,900	2.78
30,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 15JAN10	米ドル	29,968,516	29,995,872	1.67
30,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 28JAN10	米ドル	29,968,516	29,992,515	1.67
25,000,000	NORDEA BANK AB CP 12FEB10	米ドル	24,987,368	24,993,893	1.40
30,000,000	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 15MAR10	米ドル	29,981,262	29,984,385	1.68
20,000,000	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 16MAR10	米ドル	19,987,508	19,989,452	1.12
15,000,000	SUNCORP METWAY LIMITED CP 15APR10	米ドル	14,986,480	14,987,206	0.84
コマーシャル・ペーパー合計			987,869,575	988,768,777	55.30

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託
投資有価証券明細表
2009年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
. その他の債務証券(続き)					
B. 譲渡性預金証書			米ドル	米ドル	%
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSU ECD 25JAN10	米ドル	24,989,886	24,995,758	1.40
30,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 12JAN10	米ドル	29,988,059	29,997,456	1.68
20,000,000	BNP PARIBAS LDN CD 14JAN10	米ドル	19,996,728	19,998,416	1.12
35,000,000	JYSKE BANK CD 01MAR10	米ドル	34,961,106	34,973,638	1.96
30,000,000	JYSKE BANK CD 04MAR10	米ドル	29,969,281	29,978,157	1.68
50,000,000	JYSKE BANK CD 08MAR10	米ドル	49,948,179	49,960,845	2.78
45,000,000	JYSKE BANK CD 15MAR10	米ドル	44,952,276	44,960,666	2.51
30,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 11JAN10	米ドル	29,984,519	29,997,034	1.68
譲渡性預金証書合計			264,790,034	264,861,970	14.81
その他の債務証券合計			1,252,659,609	1,253,630,747	70.11
投資有価証券合計			1,412,026,042	1,412,386,138	78.99

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券の分類

2009年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
オランダ	モーゲージおよび資金調達機関	15.63
		15.63
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	9.25
	地方機関	3.91
		13.16
フランス	政府機関	12.82
		12.82
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	11.19
		11.19
デンマーク	銀行およびその他の金融機関	8.93
		8.93
ルクセンブルグ	銀行およびその他の金融機関	6.16
	国際機関	1.16
		7.32
ノルウェー	政府機関	4.90
		4.90
フィンランド	中央政府 - 債務証券	1.96
		1.96
スウェーデン	銀行およびその他の金融機関	1.40
		1.40
英国	銀行およびその他の金融機関	1.12
		1.12
カナダ	政府機関	0.56
		0.56
	投資有価証券合計	78.99

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2009年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ

(単位：ユーロ)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
1. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			ユーロ	ユーロ	%
9,000,000	BELGIUM KINGDOM T BILL 0.00 15APR10	ユーロ	8,980,542	8,986,779	3.57
23,000,000	CAISSE AMOR DETTE SOC 3.125 12JUL10	ユーロ	23,365,700	23,307,124	9.28
15,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 12JAN10	ユーロ	14,944,295	14,996,169	5.97
10,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 09FEB10	ユーロ	9,985,321	9,995,224	3.98
5,000,000	FRANCE T-BILL 0.00 01JUL10	ユーロ	4,967,545	4,982,324	1.98
10,000,000	FRANCE T-BILL 0.00 31DEC09	ユーロ	9,965,457	9,999,805	3.98
12,000,000	GERMAN T BILL 0.00 19MAY10	ユーロ	11,958,544	11,972,096	4.77
10,000,000	NEDERLAND T BILL 0.00 31DEC09	ユーロ	9,966,507	9,999,818	3.98
10,000,000	NEDERLAND T BILL 0.00 31MAR10	ユーロ	9,960,334	9,985,145	3.98
4,000,000	NRW BANK 3.25 SERIES 5 30JUN10	ユーロ	4,079,400	4,045,161	1.61
債券合計			108,173,645	108,269,645	43.10
B. 中期債券			ユーロ	ユーロ	%
3,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 15FEB12	ユーロ	2,999,250	2,999,667	1.19
4,000,000	ING BANK NV FRN 20OCT10	ユーロ	3,998,800	3,999,773	1.59
1,000,000	ROYAL BANK OF CANADA FRN 23MAR11	ユーロ	1,000,330	1,000,110	0.40
中期債券合計			7,998,380	7,999,550	3.18
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			116,172,025	116,269,195	46.28

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2009年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ(続き)

(単位:ユーロ)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー			ユーロ	ユーロ	%
15,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 15JAN10	ユーロ	14,954,141	14,996,012	5.97
10,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 29JAN10	ユーロ	9,972,120	9,995,429	3.98
5,000,000	SOCIETE GENERALE CP 18JAN10	ユーロ	4,994,067	4,998,801	1.99
7,000,000	SWEDBANK MORTGAGE AB CP 11JAN10	ユーロ	6,998,250	6,998,834	2.79
15,000,000	SWEDBANK MORTGAGE AB CP 21JAN10	ユーロ	14,951,855	14,994,242	5.97
コマーシャル・ペーパー合計			51,870,433	51,983,318	20.70
B. 譲渡性預金証書			ユーロ	ユーロ	%
7,000,000	BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 16FEB10	ユーロ	6,994,639	6,995,850	2.79
10,000,000	JYSKE BANK CD 10MAR10	ユーロ	9,986,144	9,989,223	3.98
15,000,000	JYSKE BANK CD 23MAR10	ユーロ	14,979,216	14,980,833	5.96
譲渡性預金証書合計			31,960,000	31,965,906	12.73
その他の債務証券合計			83,830,433	83,949,224	33.43
投資有価証券合計			200,002,458	200,218,419	79.71

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券の分類

2009年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
オランダ		
	銀行およびその他の金融機関	1.59
	中央政府 - 債務証券	7.96
	モーゲージおよび資金調達機関	9.95
		19.50
フランス		
	中央政府 - 債務証券	5.96
	政府機関	9.28
		15.24
フィンランド		
	中央政府 - 債務証券	9.95
		9.95
デンマーク		
	銀行およびその他の金融機関	9.94
		9.94
スウェーデン		
	モーゲージおよび資金調達機関	8.76
		8.76
ドイツ		
	中央政府 - 債務証券	4.77
	地方機関	1.61
		6.38
ベルギー		
	中央政府 - 債務証券	3.57
		3.57
英国		
	銀行およびその他の金融機関	2.79
		2.79
フランス		
	銀行およびその他の金融機関	1.99
		1.99
アメリカ合衆国		
	銀行およびその他の金融機関	1.19
		1.19

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型投資信託
投資有価証券の分類

ユーロ・ポートフォリオ(続き)

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
カナダ	銀行およびその他の金融機関	0.40
		0.40
投資有価証券合計		79.71

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券明細表

2009年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位:豪ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
1. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			豪ドル	豪ドル	%
15,000,000	CITIGROUP INC FRN 09JUN10	豪ドル	15,036,400	15,003,430	0.84
19,830,000	EIB 6.125 21MAY10	豪ドル	20,265,723	20,011,886	1.13
14,000,000	GENERAL ELEC CAP AUS FRN 10FEB11	豪ドル	14,000,420	14,000,094	0.79
42,000,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN 12APR11	豪ドル	41,994,740	41,998,172	2.36
15,000,000	HBOS TREASURY SERV FRN 19OCT11 S TD	豪ドル	15,000,000	15,000,000	0.85
4,000,000	HSBC FINANCE CORP FRN 22SEP11	豪ドル	4,000,400	4,000,141	0.23
18,200,000	KREDITANST FUR WIED 5.5 15AUG10	豪ドル	18,367,706	18,320,872	1.04
5,063,000	LANDWIRT RENTENBANK 6.25 19JUL10	豪ドル	5,167,804	5,122,676	0.29
12,500,000	MERRILL LYNCH FRN 02SEP10	豪ドル	12,515,750	12,502,761	0.71
20,000,000	MERRILL LYNCH FRN 09MAR10	豪ドル	20,099,000	20,005,646	1.13
10,000,000	MERRILL LYNCH FRN 15JUN11	豪ドル	10,010,100	10,003,212	0.56
15,000,000	MERRILL LYNCH FRN 30NOV11	豪ドル	15,000,000	15,000,000	0.85
19,817,000	NEDERLD WATERSCHAPBK 5.875 15MAR10	豪ドル	20,110,856	19,900,031	1.13
65,000,000	NETWORK RAIL INFRA FIN 5.5 20JUL10	豪ドル	65,771,400	65,487,887	3.70
10,000,000	ROYAL BANK OF CANADA FRN 01APR10	豪ドル	9,957,300	9,995,525	0.56
債券合計			287,297,599	286,352,333	16.17
B. 中期債券			豪ドル	豪ドル	%
25,000,000	ABU DHABI COM BK FRN 17JAN12	豪ドル	25,000,000	25,000,000	1.41
2,057,000	ANZ BANKING GROUP 5.75 22FEB10	豪ドル	2,063,521	2,061,633	0.12
5,501,000	ANZ BANKING GROUP 6.5 02FEB10	豪ドル	5,520,474	5,512,823	0.31
25,640,000	ASIAN DEV BANK 7.5 10JUN10	豪ドル	26,429,713	26,036,788	1.45
76,570,000	BANK NEDERLANDSE GEM 5 16JUL10	豪ドル	76,888,613	76,785,489	4.31
50,000,000	DANSKE BANK A/S FRN 11JUN10	豪ドル	50,000,000	50,000,000	2.82
50,000,000	DEXIA CREDIT LOC FRANCE FRN 03JUN10	豪ドル	50,000,000	50,000,000	2.82
9,380,000	EUROFIMA 6 15AUG10	豪ドル	9,540,492	9,481,644	0.53
12,500,000	EUROFIMA 6.9 30JUL10	豪ドル	12,751,100	12,678,890	0.71
9,380,000	GE CAPITAL AUST 5.75 18JAN10	豪ドル	9,393,920	9,385,887	0.53
25,361,000	IBRD 5.34 26OCT10	豪ドル	25,444,184	25,429,936	1.43
42,300,000	KOMMUNALBANKEN 5.625 17FEB10	豪ドル	42,489,590	42,387,845	2.40
17,053,000	KOMMUNALBANKEN 6.43 25FEB10	豪ドル	17,277,310	17,111,776	0.98
18,085,000	KOMMUNINVEST SVERIGE 6.8 25MAR10	豪ドル	18,402,126	18,203,597	1.02
18,564,000	MUNI FIN KUNTA PLC 6.5 28APR10	豪ドル	18,882,067	18,706,517	1.06
6,683,000	MUNICIPAL FINANCE PLC 6.75 27MAY10	豪ドル	6,800,601	6,748,391	0.38
10,530,000	OESTER KONTROLLBANK AG 6.75 29JAN10	豪ドル	10,574,555	10,551,784	0.59
4,000,000	RABOBANK NEDERLAND 5.1 04MAR10	豪ドル	4,009,320	4,006,936	0.23
5,806,000	RABOBANK NEDERLAND 5.5 27JAN10	豪ドル	5,816,451	5,811,852	0.33
6,449,000	RABOBANK NEDERLAND 8 11MAR10	豪ドル	6,508,073	6,494,099	0.37
4,316,000	SWEDISH EXPORT CREDIT 0.5 23JUN10	豪ドル	4,160,191	4,239,843	0.24
中期債券合計			427,952,301	426,635,730	24.04
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			715,249,900	712,988,063	40.21

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券明細表

2009年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:豪ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*	
. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー		豪ドル	豪ドル	%	
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26MAY10	豪ドル	48,571,956	49,231,055	2.78
50,000,000	BARCLAYS BANK PLC CP 26FEB10	豪ドル	49,519,441	49,683,270	2.80
50,000,000	BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 15MAR10	豪ドル	49,499,437	49,582,865	2.80
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 13MAY10	豪ドル	48,544,777	49,285,715	2.78
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 16DEC10	豪ドル	47,732,697	47,789,380	2.70
22,726,000	FANNIE MAE CP 02MAR10	豪ドル	22,387,942	22,587,194	1.27
17,011,000	FNMA ECP 01JUN10	豪ドル	16,687,845	16,703,902	0.94
20,300,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 10FEB10	豪ドル	20,166,631	20,209,653	1.14
37,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 11FEB10	豪ドル	36,753,020	36,831,428	2.08
24,100,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 11JAN10	豪ドル	23,981,027	24,069,624	1.36
11,800,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 17MAR10	豪ドル	11,688,035	11,699,752	0.66
26,100,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB10	豪ドル	25,932,548	25,958,092	1.46
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 21JAN10	豪ドル	49,513,851	49,883,745	2.81
50,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 21MAY10	豪ドル	49,139,043	49,184,960	2.77
50,000,000	NYKREDIT BANK CP 19MAY10	豪ドル	48,531,556	49,246,950	2.78
50,000,000	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 22FEB10	豪ドル	49,658,474	49,707,265	2.80
50,000,000	UBS AG LONDON CP 12JAN10	豪ドル	49,533,533	49,934,085	2.82
コマーシャル・ペーパー合計			647,841,813	651,588,935	36.75
B. 譲渡性預金証書			豪ドル	豪ドル	%
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSU ECD 04JAN10	豪ドル	49,828,590	49,973,215	2.82
50,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 15MAR10	豪ドル	49,492,074	49,581,380	2.80
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 21JAN10	豪ドル	49,514,101	49,883,805	2.81
譲渡性預金証書合計			148,834,765	149,438,400	8.43
その他の債務証券合計			796,676,578	801,027,335	45.18
投資有価証券合計			1,511,926,478	1,514,015,398	85.39

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託
投資有価証券の分類
2009年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	18.11
	持ち株会社および金融会社	1.32
		19.43
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	10.99
		10.99
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	10.84
		10.84
アメリカ合衆国		
	銀行およびその他の金融機関	3.20
	政府機関	2.21
	持ち株会社および金融会社	3.48
	国際機関	1.43
		10.32
デンマーク		
	銀行およびその他の金融機関	8.42
		8.42
英国		
	銀行およびその他の金融機関	2.82
	持ち株会社および金融会社	4.26
		7.08
フランス		
	政府機関	5.48
		5.48
ノルウェー		
	政府機関	3.38
		3.38
フィリピン		
	国際機関	1.45
		1.45
フィンランド		
	政府機関	1.44
		1.44

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券の分類

2009年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(続き)

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
アラブ首長国連邦	持ち株会社および金融会社	1.41
		1.41
スウェーデン	政府機関	1.26
		1.26
スイス	国際機関	1.24
		1.24
ルクセンブルグ	国際機関	1.13
		1.13
オランダ	銀行およびその他の金融機関	0.93
		0.93
オーストリア	モーゲージおよび資金調達機関	0.59
		0.59
投資有価証券合計		85.39

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券明細表

2009年12月31日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位：カナダ・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
1. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
4,000,000	CANADA T-BILL 0.00 04FEB10 SER182	カナダ・ドル	3,995,200	3,998,892	14.78
11,000,000	CANADA T-BILL 0.00 27MAY10 SER182	カナダ・ドル	10,985,810	10,987,500	40.63
債券合計			14,981,010	14,986,392	55.41
B. 中期債券			カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
658,000	BK NEDERLANDSE GEM 4.125 16JUL10	カナダ・ドル	672,347	671,091	2.48
510,000	IBRD 0.5 28MAY10	カナダ・ドル	509,878	509,917	1.89
中期債券合計			1,182,225	1,181,008	4.37
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			16,163,235	16,167,400	59.78
. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー			カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
2,700,000	FNMA ECP 06MAY10	カナダ・ドル	2,693,938	2,695,248	9.96
コマーシャル・ペーパー合計			2,693,938	2,695,248	9.96
その他の債務証券合計			2,693,938	2,695,248	9.96
投資有価証券合計			18,857,173	18,862,648	69.74

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券の分類

2009年12月31日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
カナダ		
	中央政府 - 債務証券	55.41
		55.41
アメリカ合衆国		
	政府機関	9.96
	国際機関	1.89
		11.85
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	2.48
		2.48
投資有価証券合計		69.74

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券明細表

2009年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
1. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
54,990,000	EIB 7.25 08FEB10	ニュージーランド・ドル	56,042,135	55,242,735	4.96
債券合計			56,042,135	55,242,735	4.96
B. 中期債券			ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
15,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	ニュージーランド・ドル	15,000,000	15,000,000	1.35
30,000,000	BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	ニュージーランド・ドル	29,997,800	29,999,325	2.69
30,000,000	BANK OF NEW ZEALAND FRN 16JAN11	ニュージーランド・ドル	29,996,750	29,999,261	2.69
15,000,000	BANK OF NOVA SCOTIA FRN 16FEB10	ニュージーランド・ドル	15,000,000	15,000,000	1.35
10,000,000	CAN IMPERIAL BK COMMERC FRN 20APR11	ニュージーランド・ドル	9,997,000	9,999,213	0.90
20,000,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	ニュージーランド・ドル	20,000,000	20,000,000	1.79
50,000,000	DANSKE BANK A/S FRN 11JUN10	ニュージーランド・ドル	50,000,000	50,000,000	4.49
70,000,000	EIB 7.38 22FEB10	ニュージーランド・ドル	71,095,801	70,445,941	6.32
11,000,000	EUROFIMA 6.9 15JAN10	ニュージーランド・ドル	11,053,200	11,017,989	0.99
31,410,000	GENERAL ELECTRIC CAP 6.625 04FEB10	ニュージーランド・ドル	31,621,238	31,500,531	2.83
1,375,000	GENERAL ELECTRIC CAP 7.25 08JAN10	ニュージーランド・ドル	1,384,625	1,376,083	0.12
14,000,000	INTER AMERICAN DEV BK 7.07 30APR10	ニュージーランド・ドル	14,239,540	14,191,456	1.27
15,000,000	INTER AMERICAN DEV BK 7.41 29JAN10	ニュージーランド・ドル	15,223,400	15,053,386	1.35
4,000,000	INTL FINANCE CORP 6.77 28MAY10	ニュージーランド・ドル	4,095,200	4,060,619	0.36
4,140,000	KOMMUNALBANKEN 7.25 16APR10	ニュージーランド・ドル	4,259,646	4,180,642	0.37
1,700,000	KOMMUNALBANKEN 7.7 26JAN10	ニュージーランド・ドル	1,739,440	1,705,220	0.15
4,000,000	KOMMUNALBANKEN 7.7 26JAN10	ニュージーランド・ドル	4,036,000	4,013,135	0.36
3,799,000	KOMMUNINVEST SVERIGE 7.1 28MAY10	ニュージーランド・ドル	3,902,638	3,853,000	0.35
1,751,000	KREDITANST FUR WIED 6.75 20APR10	ニュージーランド・ドル	1,773,238	1,769,843	0.16
38,815,000	KREDITANST FUR WIED 7.25 22FEB10	ニュージーランド・ドル	39,281,653	39,052,275	3.50
18,298,000	LANDWIRT RENTENBANK 6.625 27MAY10	ニュージーランド・ドル	18,861,578	18,532,297	1.66

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券明細表

2009年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:ニュージーランド・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
1. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 (続き)					
B. 中期債券(続き)			ニュージーラン ド・ドル	ニュージーラン ド・ドル	%
50,000,000	MUNICIPAL FINANCE PLC FRN 30JUN10	ニュージーラ ンド・ドル	50,000,000	50,000,000	4.48
6,903,000	TOYOTA MOTOR CREDIT 7.64 28JAN10	ニュージーラ ンド・ドル	6,936,119	6,925,306	0.62
7,000,000	WESTPAC SECS NZ LT 7.75 08MAR10	ニュージーラ ンド・ドル	7,061,939	7,050,088	0.63
中期債券合計			456,556,805	454,725,610	40.78
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			512,598,940	509,968,345	45.74

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券明細表

2009年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:ニュージーランド・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
. その他の債務証券				
A. コマーシャル・ペーパー		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
35,000,000 ANZ BANK CP 22MAR10	ニュージーランド・ドル	34,749,658	34,774,418	3.12
35,000,000 BARCLAYS BANK PLC CP 20JAN10	ニュージーランド・ドル	34,746,927	34,942,233	3.13
100,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 19JAN10	ニュージーランド・ドル	99,269,377	99,841,170	8.97
40,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20JAN10	ニュージーランド・ドル	39,709,766	39,933,752	3.58
40,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 29JAN10	ニュージーランド・ドル	39,716,885	39,906,664	3.58
75,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 05JAN10	ニュージーランド・ドル	74,468,276	74,967,113	6.72
10,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 06APR10	ニュージーランド・ドル	9,908,225	9,923,913	0.89
50,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 10MAR10	ニュージーランド・ドル	49,658,597	49,734,465	4.46
50,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 08FEB10	ニュージーランド・ドル	49,418,224	49,847,900	4.47
35,000,000 UBS AG LONDON CP 26JAN10	ニュージーランド・ドル	34,736,006	34,924,970	3.13
コマーシャル・ペーパー合計		466,381,941	468,796,598	42.05
その他の債務証券合計		466,381,941	468,796,598	42.05
投資有価証券合計		978,980,881	978,764,943	87.79

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

投資有価証券の分類

2009年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	17.39
		17.39
フランス	政府機関	16.13
		16.13
ルクセンブルグ	国際機関	11.28
		11.28
アメリカ合衆国	持ち株会社および金融会社	3.57
	国際機関	2.98
	銀行およびその他の金融機関	1.35
		7.90
英国	銀行およびその他の金融機関	6.26
		6.26
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	4.91
		4.91
デンマーク	銀行およびその他の金融機関	4.49
		4.49
フィンランド	政府機関	4.48
		4.48
オランダ	モーゲージおよび資金調達機関	4.47
		4.47
ニュージーランド	銀行およびその他の金融機関	2.69
	持ち株会社および金融会社	0.63
		3.32

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2009年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ(続き)

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
アイルランド		
	銀行およびその他の金融機関	2.69
		2.69
カナダ		
	銀行およびその他の金融機関	2.25
		2.25
スイス		
	国際機関	0.99
		0.99
ノルウェー		
	政府機関	0.88
		0.88
スウェーデン		
	政府機関	0.35
		0.35
投資有価証券合計		87.79

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at December 31, 2009

Combined statement

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Combined USD (*)
Assets		
Investments		
At cost		3,768,323,950
At year-end value	2.3	3,770,708,382
Cash at bank		783,589,461
Interest receivable on investments	2.6	19,331,402
Interest receivable on cash	2.6	220,848
Receivable on subscriptions		7,269,819
Total assets		4,581,119,912
Liabilities		
Payable on redemptions		13,763,147
Dividend payable	9	5,726,099
Agent securities fee payable	5	3,427,440
Investment advisory fee payable	4	903,035
Administration fee payable	7	422,422
Custodian fee payable	6	281,795
“Taxe d’abonnement” payable	8	114,353
Legal expenses payable		85,009
Management fees payable	3	79,919
Publication expenses payable		38,643
Formation expenses payable		24,692
Professional expenses payable		21,433
Total liabilities		24,887,987
Total net assets		4,556,231,925

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Assets		
Investments		
At cost		1,412,026,042
At year-end value	2.3	1,412,386,138
Cash at bank		377,006,838
Interest receivable on investments	2.6	1,235,723
Interest receivable on cash	2.6	1,211
Receivable on subscriptions		3,595,555
Total assets		1,794,225,465
Liabilities		
Payable on redemptions		5,208,701
Dividend payable	9	272,787
Agent securities fee payable	5	281,994
Investment advisory fee payable	4	155,023
Administration fee payable	7	42,300
Custodian fee payable	6	28,198
“Taxe d’abonnement” payable	8	44,850
Legal expenses payable		30,178
Management fees payable	3	14,103
Professional expenses payable		186
Total liabilities		6,078,320
Total net assets		1,788,147,145
Number of shares outstanding		178,814,714,466
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

Euro Portfolio		(Expressed in Euro)
	Notes	Euro Portfolio EUR
Assets		
Investments		
At cost		200,002,458
At year-end value	2.3	200,218,419
Cash at bank		50,605,839
Interest receivable on investments	2.6	411,752
Interest receivable on cash	2.6	3,229
Receivable on subscriptions		298,943
Total assets		251,538,182
Liabilities		
Payable on redemptions		135,837
Dividend payable	9	71,930
Agent securities fee payable	5	65,220
Investment advisory fee payable	4	45,652
Administration fee payable	7	9,784
Custodian fee payable	6	6,525
“Taxe d’abonnement” payable	8	6,281
Legal expenses payable		4,552
Management fees payable	3	3,261
Publication expenses payable		1,438
Professional expenses payable		335
Total liabilities		350,815
Total net assets		251,187,367
Number of shares outstanding		25,118,736,710
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Assets		
Investments		
At cost		1,511,926,478
At year-end value	2.3	1,514,015,398
Cash at bank		256,681,992
Interest receivable on investments	2.6	11,496,449
Interest receivable on cash	2.6	195,328
Receivable on subscriptions		2,260,985
Total assets		1,784,650,152
Liabilities		
Payable on redemptions		3,770,915
Dividend payable	9	4,491,565
Agent securities fee payable	5	2,216,271
Investment advisory fee payable	4	487,100
Administration fee payable	7	265,783
Custodian fee payable	6	177,315
“Taxe d’abonnement” payable	8	44,476
Legal expenses payable		40,088
Management fees payable	3	44,326
Publication expenses payable		33,588
Professional expenses payable		23,268
Total liabilities		11,594,695
Total net assets		1,773,055,457
Number of shares outstanding		177,305,545,727
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Assets		
Investments		
At cost		18,857,173
At year-end value	2.3	18,862,648
Cash at bank		8,239,317
Interest receivable on investments	2.6	12,644
Interest receivable on cash	2.6	128
Receivable on subscriptions		566
Total assets		27,115,303
Liabilities		
Payable on redemptions		39,811
Dividend payable	9	2,629
Agent securities fee payable	5	3,325
Investment advisory fee payable	4	2,329
Administration fee payable	7	498
Custodian fee payable	6	337
“Taxe d’abonnement” payable	8	681
Legal expenses payable		438
Management fees payable	3	170
Publication expenses payable		6,922
Formation expenses payable		9,571
Total liabilities		66,711
Total net assets		27,048,592
Number of shares outstanding		2,704,859,200
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Assets		
Investments		
At cost		978,980,881
At year-end value	2.3	978,764,943
Cash at bank		135,324,687
Interest receivable on investments	2.6	10,085,696
Interest receivable on cash	2.6	56,569
Receivable on subscriptions		1,711,019
Total assets		1,125,942,914
Liabilities		
Payable on redemptions		6,910,766
Dividend payable	9	1,867,455
Agent securities fee payable	5	1,493,174
Investment advisory fee payable	4	342,452
Administration fee payable	7	179,064
Custodian fee payable	6	119,463
“Taxe d’abonnement” payable	8	28,097
Legal expenses payable		16,880
Management fees payable	3	29,864
Formation expenses payable		21,695
Total liabilities		11,008,910
Total net assets		1,114,934,004
Number of shares outstanding		111,493,400,355
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2009

Combined statement

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Combined USD (*)
Income		
Interest income on investments	2.6	71,519,722
Bank interest	2.6	26,610,465
Total income		98,130,187
Expenses		
Agent securities fee	5	14,656,346
Investment advisory fee	4	4,140,083
Administration fee	7	1,894,595
Custodian fee	6	1,263,803
Publication expenses		827,276
“Taxe d'abonnement”	8	440,776
Management fee	3	368,131
Legal expenses		134,297
Professional expenses		81,092
Other expenses		15,708
Total expenses		23,822,107
Net investment gain		74,308,080
Net realised :		
Loss on investments		(3,188,586)
Net realised gain for the year		71,119,494
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(1,235,300)
Net increase in net assets as result of operations		69,884,194
Movements in capital		
Subscription of shares		4,147,332,952
Redemption of shares		(4,631,531,394)
Net movement in capital		(484,198,442)
Dividend distributed	9	(69,884,193)
Net assets at the beginning of the year		4,488,787,794
Exchange difference		551,642,572
Net assets at the end of the year		4,556,231,925

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31,
 2009**

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Income		
Interest income on investments	2.6	11,443,564
Bank interest	2.6	635,087
Total income		12,078,651
Expenses		
Agent securities fee	5	2,038,402
Investment advisory fee	4	1,121,426
Administration fee	7	367,549
Custodian fee	6	245,056
Publication expenses		299,512
“Taxe d’abonnement”	8	175,618
Management fee	3	101,926
Legal expenses		52,144
Professional expenses		19,288
Other expenses		5,920
Total expenses		4,426,841
Net investment gain		7,651,810
Net realised :		
Loss on investments		(541,552)
Net realised gain for the year		7,110,258
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(855,161)
Net increase in net assets as result of operations		6,255,097
Movement in capital		
Subscription of shares		1,265,249,972
Redemption of shares		(1,320,670,368)
Net movement in capital		(55,420,396)
Dividend distributed	9	(6,255,097)
Net assets at the beginning of the year		1,843,567,541
Net assets at the end of the year		1,788,147,145

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31,
 2009**

Euro Portfolio		(Expressed in Euro)	
	Notes	Euro Portfolio EUR	
Income			
Interest income on investments	2.6	1,724,352	
Bank interest	2.6	588,271	
Total income		2,312,623	
Expenses			
Agent securities fee	5	476,489	
Investment advisory fee	4	269,823	
Administration fee	7	66,726	
Custodian fee	6	44,501	
Publication expenses		43,808	
“Taxe d’abonnement”	8	25,180	
Management fee	3	19,094	
Legal expenses		7,640	
Professional expenses		3,812	
Other expenses		937	
Total expenses		958,010	
Net investment gain		1,354,613	
Net realised :			
Loss on investments		(48,268)	
Net realised gain for the year		1,306,345	
Net change in unrealised :			
Appreciation on investments		120,505	
Net increase in net assets as result of operations		1,426,850	
Movement in capital			
Subscription of shares		120,985,271	
Redemption of shares		(139,572,618)	
Net movement in capital		(18,587,347)	
Dividend distributed	9	(1,426,851)	
Net assets at the beginning of the year		269,774,715	
Net assets at the end of the year		251,187,367	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31,
2009**

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	47,758,224
Bank interest	2.6	23,175,734
Total income		70,933,958
Expenses		
Agent securities fee	5	10,080,672
Investment advisory fee	4	2,180,955
Administration fee	7	1,208,899
Custodian fee	6	806,515
Publication expenses		399,436
“Taxe d’abonnement”	8	190,452
Management fee	3	201,618
Legal expenses		63,132
Professional expenses		53,945
Other expenses		7,542
Total expenses		15,193,166
Net investment gain		55,740,792
Net realised :		
Loss on investments		(1,993,710)
Net realised gain for the year		53,747,082
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		499,214
Net increase in net assets as result of operations		54,246,296
Movement in capital		
Subscription of shares		2,394,697,170
Redemption of shares		(2,866,691,453)
Net movement in capital		(471,994,283)
Dividend distributed	9	(54,246,296)
Net assets at the beginning of the year		2,245,049,740
Net assets at the end of the year		1,773,055,457

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2009

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	234,896
Bank interest	2.6	29,131
Total income		264,027
Expenses		
Agent securities fee	5	35,328
Investment advisory fee	4	18,267
Administration fee	7	4,808
Custodian fee	6	3,212
“Taxe d’abonnement”	8	2,786
Management fee	3	1,279
Legal expenses		608
Professional expenses		544
Other expenses		93
Total expenses		66,925
Net investment gain		197,102
Net realised :		
Loss on investments		(135,085)
Net realised gain for the year		62,017
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		16,443
Net increase in net assets as result of operations		78,460
Movement in capital		
Subscription of shares		14,780,321
Redemption of shares		(16,214,190)
Net movement in capital		(1,433,869)
Dividend distributed	9	(78,461)
Net assets at the beginning of the year		28,482,462
Net assets at the end of the year		27,048,592

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2009

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	30,940,830
Bank interest	2.6	10,673,911
Total income		41,614,741
Expenses		
Agent securities fee	5	6,204,718
Investment advisory fee	4	1,416,220
Administration fee	7	744,088
Custodian fee	6	496,415
Publication expenses		236,814
“Taxe d’abonnement”	8	120,915
Management fee	3	124,097
Legal expenses		33,028
Professional expenses		20,934
Other expenses		3,826
Total expenses		9,401,055
Net investment gain		32,213,686
Net realised :		
Loss on investments		(1,389,272)
Net realised gain for the year		30,824,414
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(1,508,417)
Net increase in net assets as result of operations		29,315,997
Movement in capital		
Subscription of shares		1,266,351,872
Redemption of shares		(1,310,230,788)
Net movement in capital		(43,878,916)
Dividend distributed	9	(29,315,997)
Net assets at the beginning of the year		1,158,812,920
Net assets at the end of the year		1,114,934,004

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statistical information

	US Dollar Portfolio	Euro Portfolio	Australian Dollar Portfolio	Canadian Dollar Portfolio	New Zealand Dollar Portfolio
Number of shares outstanding at the end of the year :					
December 31, 2007	163,625,228,037	20,646,423,717	133,232,946,321	1,789,788,195	66,201,388,025
December 31, 2008	184,356,754,118	26,977,471,475	224,504,973,971	2,848,246,160	115,881,291,992
Shares issued	126,524,997,167	12,098,527,056	239,469,717,011	1,478,032,058	126,635,187,159
Shares redeemed	(132,067,036,819)	(13,957,261,821)	(286,669,145,255)	(1,621,419,018)	(131,023,078,796)
December 31, 2009	178,814,714,466	25,118,736,710	177,305,545,727	2,704,859,200	111,493,400,355
Total net assets at the end of the year :					
	USD	EUR	AUD	CAD	NZD
December 31, 2007	1,636,252,280	206,464,237	1,332,329,463	17,897,882	662,013,880
December 31, 2008	1,843,567,541	269,774,715	2,245,049,740	28,482,462	1,158,812,920
December 31, 2009	1,788,147,145	251,187,367	1,773,055,457	27,048,592	1,114,934,004
Net assets per share at the end of the year :					
	USD	EUR	AUD	CAD	NZD
December 31, 2007	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2008	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2009	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[前△](#) [次△](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements

(As of December 31, 2009)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the "Fund"), organised as a mutual investment umbrella fund is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Custodian or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the Luxembourg law of December 20, 2002, as amended.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to earn a high level of income while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2009, there were five sub-funds in operation :

- * NIKKO MONEY MARKET FUND - US DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "US Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - EURO PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Euro Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Australian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Canadian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "New Zealand Dollar Portfolio")

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing.

Currency	Exchange rate
EUR	1.434650
AUD	0.892400
CAD	0.954335
NZD	0.717200

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As of December 31, 2009)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets (continued)

The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds operations and changes in net assets converted in USD at average exchange rates of the year.

Currency	Exchange rate
EUR	1.394633
AUD	0.791807
CAD	0.879505
NZD	0.635064

2.3 - Investments in securities

Each sub-fund's portfolio bonds, debt securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of changes in net assets under the heading "Change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments". At maturity, the net income realised is included under the heading of "Interest income on investments".

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the currency of the sub-fund are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of the sub-fund at exchange rates ruling at the transaction dates. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result for the year.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.6 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

In the following fees related in notes 3 to 7, Gross Yield Less Other Expenses ("GYLOE") means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties and "Gross Income Less Other Expenses" ("GILOE") means an amount, calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties.

Note 3 - Management fee

Up to February 6, 2009, the Management Company was entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.01% of the average daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment advisory fee

Up to February 6, 2009, the Investment Adviser was entitled to an investment advisory fee payable quarterly out of the net assets of each sub-fund at an annual rate calculated as below on the basis of the average of the daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Investment Adviser is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund at the end of each quarter calculated as below. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Adviser is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. If daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the total fees payable to the Investment Adviser is calculated as below on the basis of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

US Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) U.S.\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than U.S.\$ 200 million, to (and including) U.S.\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than U.S.\$ 500 million, to (and including) U.S.\$ 2 billion; and
Up to 0.09% for a portion of more than U.S.\$ 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Note 4 - Investment advisory fee (continued)**Euro Portfolio**

Up to 0.15 % up to (and including) Euro 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than Euro 200 million, to (and including) Euro 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than Euro 500 million, to (and including) Euro 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than Euro 2 billion.

Australian Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) A\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than A\$ 200 million, to (and including) A\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than A\$ 500 million, to (and including) A\$ 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than A\$ 2 billion.

Canadian Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) CA\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than CA\$ 200 million, to (and including) CA\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than CA\$ 500 million, to (and including) CA\$ 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than CA\$ 2 billion.

New Zealand Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) NZ\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than NZ\$ 200 million, to (and including) NZ\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than NZ\$ 500 million, to (and including) NZ\$ 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than NZ\$ 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Note 5 - Agent securities fee

Up to February 6, 2009, the Agent Securities Company in Japan was entitled to a fee payable, out of the net assets of each sub-fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.50% of the average daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Agent Securities Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Securities Company is 20% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable is at an annual rate of up to 0.65% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter. The distributors in Japan receive any fees payable out of the fee payable to the Agent Securities Company. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Securities Company are borne by the relevant sub-fund.

Note 6 - Custodian fee

Up to February 6, 2009, the Custodian was entitled to a custodian fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.04% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Custodian is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Custodian is 2% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fees payable to the Custodian is up to 0.04% of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the custodian and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Note 7 - Administration fee

Up to February 6, 2009, the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent was entitled to an administration fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.06% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fees payable are up to 0.06% of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent are borne by the Fund.

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg the Fund is subject to a capital tax (the "taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under present law neither the Fund nor the Shareholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Dividend policy

The objective of the Management Company is to maintain each sub-fund's net assets per share at USD 0.01, EUR 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

The dividend declared and accrued is paid at the time of the shares' repurchase together with the relevant repurchase price.

Furthermore, on the last business day of each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day, and not yet paid are automatically reinvested against issue of further shares at the net asset value per share of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2009

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			USD	USD	%
20,170,000	EIB 4.625 15SEP10	USD	20,867,882	20,780,647	1.16
35,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 20JAN10	USD	34,958,923	34,993,882	1.96
10,000,000	KREDITANST FUR WIED 4.25 15JUN10	USD	10,310,000	10,168,632	0.57
5,135,000	LANDWIRT RENTENBANK 3.875 15MAR10	USD	5,261,578	5,168,545	0.29
Total bonds			71,398,383	71,111,706	3.98
B. Medium term note			USD	USD	%
85,000,000	KOMMUNALBANKEN 4.5 06OCT10	USD	87,968,050	87,643,685	4.90
Total medium term note			87,968,050	87,643,685	4.90
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			159,366,433	158,755,391	8.88

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2009

US Dollar Portfolio (continued)

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers					
			USD	USD	%
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 08JAN10	USD	49,956,829	49,996,190	2.80
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 21JAN10	USD	24,963,927	24,994,813	1.40
20,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26FEB10	USD	19,953,597	19,985,212	1.12
45,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 28JAN10	USD	44,885,293	44,981,919	2.51
30,000,000	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 26MAR10	USD	29,837,089	29,948,679	1.67
40,000,000	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 31DEC09	USD	39,885,838	39,999,380	2.24
27,200,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 01MAR10	USD	27,184,331	27,188,484	1.52
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 11FEB10	USD	19,943,935	19,986,898	1.12
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 12MAY10	USD	19,967,874	19,976,394	1.12
37,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 14JAN10	USD	36,985,611	36,996,193	2.07
35,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 15JAN10	USD	34,978,546	34,996,269	1.96
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 18FEB10	USD	19,992,425	19,993,892	1.12
50,000,000	DEXIA BANQUE INTL LUX CP 19JAN10	USD	49,957,155	49,990,980	2.80
30,000,000	DEXIA BANQUE INTL LUX CP 26FEB10	USD	29,908,281	29,971,089	1.68
30,000,000	DEXIA BANQUE INTL LUX CP 27JAN10	USD	29,877,833	29,981,409	1.68
10,000,000	EXPORT DEVELOP CANADA CP 16APR10	USD	9,988,389	9,991,984	0.56
20,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 08MAR10	USD	19,988,884	19,991,694	1.12
20,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 11MAR10	USD	19,988,257	19,990,736	1.12
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 13JAN10	USD	39,977,524	39,996,580	2.24
30,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 16MAR10	USD	29,982,951	29,985,441	1.68
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB10	USD	39,979,055	39,988,616	2.23
30,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 14JAN10	USD	29,995,351	29,997,750	1.67
20,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 16FEB10	USD	19,959,781	19,989,620	1.12
20,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 22FEB10	USD	19,992,717	19,993,552	1.12
50,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 03FEB10	USD	49,980,202	49,988,825	2.79
30,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 09FEB10	USD	29,972,862	29,990,955	1.68
50,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 10MAY10	USD	49,905,388	49,931,900	2.78
30,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 15JAN10	USD	29,968,516	29,995,872	1.67
30,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 28JAN10	USD	29,968,516	29,992,515	1.67
25,000,000	NORDEA BANK AB CP 12FEB10	USD	24,987,368	24,993,893	1.40
30,000,000	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 15MAR10	USD	29,981,262	29,984,385	1.68
20,000,000	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 16MAR10	USD	19,987,508	19,989,452	1.12
15,000,000	SUNCORP METWAY LIMITED CP 15APR10	USD	14,986,480	14,987,206	0.84
Total commercial papers			987,869,575	988,768,777	55.30

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2009

US Dollar Portfolio (continued)

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments (continued)					
B. Certificate of deposit			USD	USD	%
25,000,000	BANK OF TOKYO MITSU ECD 25JAN10	USD	24,989,886	24,995,758	1.40
30,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 12JAN10	USD	29,988,059	29,997,456	1.68
20,000,000	BNP PARIBAS LDN CD 14JAN10	USD	19,996,728	19,998,416	1.12
35,000,000	JYSKE BANK CD 01MAR10	USD	34,961,106	34,973,638	1.96
30,000,000	JYSKE BANK CD 04MAR10	USD	29,969,281	29,978,157	1.68
50,000,000	JYSKE BANK CD 08MAR10	USD	49,948,179	49,960,845	2.78
45,000,000	JYSKE BANK CD 15MAR10	USD	44,952,276	44,960,666	2.51
30,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 11JAN10	USD	29,984,519	29,997,034	1.68
Total certificate of deposit			264,790,034	264,861,970	14.81
Total other debt instruments			1,252,659,609	1,253,630,747	70.11
Total investments			1,412,026,042	1,412,386,138	78.99

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Classification of investments
US Dollar Portfolio
Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Netherlands		
	Mortgage & Funding Institutions	15.63
		15.63
Germany		
	Mortgage & Funding Institutions	9.25
	Regional Agencies	3.91
		13.16
France		
	Government Agencies	12.82
		12.82
Australia		
	Banks & Other Credit Institutions	11.19
		11.19
Denmark		
	Banks & Other Credit Institutions	8.93
		8.93
Luxembourg		
	Banks & Other Credit Institutions	6.16
	Supra-National Institution	1.16
		7.32
Norway		
	Government Agencies	4.90
		4.90
Finland		
	Central Government - Debt Issues	1.96
		1.96
Sweden		
	Banks & Other Credit Institutions	1.40
		1.40
United Kingdom		
	Banks & Other Credit Institutions	1.12
		1.12
Canada		
	Government Agencies	0.56
		0.56
Total investments		78.99

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2009

Euro Portfolio		(Expressed in Euro)			
Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			EUR	EUR	%
9,000,000	BELGIUM KINGDOM T BILL 0.00 15APR10	EUR	8,980,542	8,986,779	3.57
23,000,000	CAISSE AMOR DETTE SOC 3.125 12JUL10	EUR	23,365,700	23,307,124	9.28
15,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 12JAN10	EUR	14,944,295	14,996,169	5.97
10,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 09FEB10	EUR	9,985,321	9,995,224	3.98
5,000,000	FRANCE T-BILL 0.00 01JUL10	EUR	4,967,545	4,982,324	1.98
10,000,000	FRANCE T-BILL 0.00 31DEC09	EUR	9,965,457	9,999,805	3.98
12,000,000	GERMAN T BILL 0.00 19MAY10	EUR	11,958,544	11,972,096	4.77
10,000,000	NEDERLAND T BILL 0.00 31DEC09	EUR	9,966,507	9,999,818	3.98
10,000,000	NEDERLAND T BILL 0.00 31MAR10	EUR	9,960,334	9,985,145	3.98
4,000,000	NRW BANK 3.25 SERIES 5 30JUN10	EUR	4,079,400	4,045,161	1.61
Total bonds			108,173,645	108,269,645	43.10
B. Medium term note			EUR	EUR	%
3,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 15FEB12	EUR	2,999,250	2,999,667	1.19
4,000,000	ING BANK NV FRN 20OCT10	EUR	3,998,800	3,999,773	1.59
1,000,000	ROYAL BANK OF CANADA FRN 23MAR11	EUR	1,000,330	1,000,110	0.40
Total medium term note			7,998,380	7,999,550	3.18
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			116,172,025	116,269,195	46.28

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2009

Euro Portfolio (continued)		(Expressed in Euro)			
Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers			EUR	EUR	%
15,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 15JAN10	EUR	14,954,141	14,996,012	5.97
10,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPSBK CP 29JAN10	EUR	9,972,120	9,995,429	3.98
5,000,000	SOCIETE GENERALE CP 18JAN10	EUR	4,994,067	4,998,801	1.99
7,000,000	SWEDBANK MORTGAGE AB CP 11JAN10	EUR	6,998,250	6,998,834	2.79
15,000,000	SWEDBANK MORTGAGE AB CP 21JAN10	EUR	14,951,855	14,994,242	5.97
Total commercial papers			51,870,433	51,983,318	20.70
B. Certificates of deposit			EUR	EUR	%
7,000,000	BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 16FEB10	EUR	6,994,639	6,995,850	2.79
10,000,000	JYSKE BANK CD 10MAR10	EUR	9,986,144	9,989,223	3.98
15,000,000	JYSKE BANK CD 23MAR10	EUR	14,979,216	14,980,833	5.96
Total certificates of deposit			31,960,000	31,965,906	12.73
Total other debt instruments			83,830,433	83,949,224	33.43
Total investments			200,002,458	200,218,419	79.71

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

Euro Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Netherlands	Banks & Other Credit Institutions	1.59
	Central Government - Debt Issues	7.96
	Mortgage & Funding Institutions	9.95
		<u>19.50</u>
France	Central Government - Debt Issues	5.96
	Government Agencies	9.28
		<u>15.24</u>
Finland	Central Government - Debt Issues	9.95
		<u>9.95</u>
Denmark	Banks & Other Credit Institutions	9.94
		<u>9.94</u>
Sweden	Mortgage & Funding Institutions	8.76
		<u>8.76</u>
Germany	Central Government - Debt Issues	4.77
	Regional Agencies	1.61
		<u>6.38</u>
Belgium	Central Government - Debt Issues	3.57
		<u>3.57</u>
United Kingdom	Banks & Other Credit Institutions	2.79
		<u>2.79</u>
France	Banks & Other Credit Institutions	1.99
		<u>1.99</u>
USA	Banks & Other Credit Institutions	1.19
		<u>1.19</u>

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Classification of investments****Euro Portfolio (continued)**

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Canada		
	Banks & Other Credit Institutions	0.40
		0.40
Total investments		79.71

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of investments as at December 31, 2009
Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			AUD	AUD	%
15,000,000	CITIGROUP INC FRN 09JUN10	AUD	15,036,400	15,003,430	0.84
19,830,000	EIB 6.125 21MAY10	AUD	20,265,723	20,011,886	1.13
14,000,000	GENERAL ELEC CAP AUS FRN 10FEB11	AUD	14,000,420	14,000,094	0.79
42,000,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN 12APR11	AUD	41,994,740	41,998,172	2.36
15,000,000	HBOS TREASURY SERV FRN 19OCT11 S TD	AUD	15,000,000	15,000,000	0.85
4,000,000	HSBC FINANCE CORP FRN 22SEP11	AUD	4,000,400	4,000,141	0.23
18,200,000	KREDITANST FUR WIED 5.5 15AUG10	AUD	18,367,706	18,320,872	1.04
5,063,000	LANDWIRT RENTENBANK 6.25 19JUL10	AUD	5,167,804	5,122,676	0.29
12,500,000	MERRILL LYNCH FRN 02SEP10	AUD	12,515,750	12,502,761	0.71
20,000,000	MERRILL LYNCH FRN 09MAR10	AUD	20,099,000	20,005,646	1.13
10,000,000	MERRILL LYNCH FRN 15JUN11	AUD	10,010,100	10,003,212	0.56
15,000,000	MERRILL LYNCH FRN 30NOV11	AUD	15,000,000	15,000,000	0.85
19,817,000	NEDERLD WATERSCHAPBK 5.875 15MAR10	AUD	20,110,856	19,900,031	1.13
65,000,000	NETWORK RAIL INFRA FIN 5.5 20JUL10	AUD	65,771,400	65,487,887	3.70
10,000,000	ROYAL BANK OF CANADA FRN 01APR10	AUD	9,957,300	9,995,525	0.56
Total bonds			287,297,599	286,352,333	16.17
B. Medium term note			AUD	AUD	%
25,000,000	ABU DHABI COM BK FRN 17JAN12	AUD	25,000,000	25,000,000	1.41
2,057,000	ANZ BANKING GROUP 5.75 22FEB10	AUD	2,063,521	2,061,633	0.12
5,501,000	ANZ BANKING GROUP 6.5 02FEB10	AUD	5,520,474	5,512,823	0.31
25,640,000	ASIAN DEV BANK 7.5 10JUN10	AUD	26,429,713	26,036,788	1.45
76,570,000	BANK NEDERLANDSE GEM 5 16JUL10	AUD	76,888,613	76,785,489	4.31
50,000,000	DANSKE BANK A/S FRN 11JUN10	AUD	50,000,000	50,000,000	2.82
50,000,000	DEXIA CREDIT LOC FRANCE FRN 03JUN10	AUD	50,000,000	50,000,000	2.82
9,380,000	EUROFIMA 6 15AUG10	AUD	9,540,492	9,481,644	0.53
12,500,000	EUROFIMA 6.9 30JUL10	AUD	12,751,100	12,678,890	0.71
9,380,000	GE CAPITAL AUST 5.75 18JAN10	AUD	9,393,920	9,385,887	0.53
25,361,000	IBRD 5.34 26OCT10	AUD	25,444,184	25,429,936	1.43
42,300,000	KOMMUNALBANKEN 5.625 17FEB10	AUD	42,489,590	42,387,845	2.40
17,053,000	KOMMUNALBANKEN 6.43 25FEB10	AUD	17,277,310	17,111,776	0.98
18,085,000	KOMMUNINVEST SVERIGE 6.8 25MAR10	AUD	18,402,126	18,203,597	1.02
18,564,000	MUNI FIN KUNTA PLC 6.5 28APR10	AUD	18,882,067	18,706,517	1.06
6,683,000	MUNICIPAL FINANCE PLC 6.75 27MAY10	AUD	6,800,601	6,748,391	0.38
10,530,000	OESTER KONTROLLBANK AG 6.75 29JAN10	AUD	10,574,555	10,551,784	0.59
4,000,000	RABOBANK NEDERLAND 5.1 04MAR10	AUD	4,009,320	4,006,936	0.23
5,806,000	RABOBANK NEDERLAND 5.5 27JAN10	AUD	5,816,451	5,811,852	0.33
6,449,000	RABOBANK NEDERLAND 8 11MAR10	AUD	6,508,073	6,494,099	0.37
4,316,000	SWEDISH EXPORT CREDIT 0.5 23JUN10	AUD	4,160,191	4,239,843	0.24
Total medium term note			427,952,301	426,635,730	24.04
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			715,249,900	712,988,063	40.21

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of investments as at December 31, 2009

Australian Dollar Portfolio (continued)		(Expressed in Australian Dollar)			
Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers			AUD	AUD	%
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26MAY10	AUD	48,571,956	49,231,055	2.78
50,000,000	BARCLAYS BANK PLC CP 26FEB10	AUD	49,519,441	49,683,270	2.80
50,000,000	BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 15MAR10	AUD	49,499,437	49,582,865	2.80
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 13MAY10	AUD	48,544,777	49,285,715	2.78
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 16DEC10	AUD	47,732,697	47,789,380	2.70
22,726,000	FANNIE MAE CP 02MAR10	AUD	22,387,942	22,587,194	1.27
17,011,000	FNMA ECP 01JUN10	AUD	16,687,845	16,703,902	0.94
20,300,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 10FEB10	AUD	20,166,631	20,209,653	1.14
37,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 11FEB10	AUD	36,753,020	36,831,428	2.08
24,100,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 11JAN10	AUD	23,981,027	24,069,624	1.36
11,800,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 17MAR10	AUD	11,688,035	11,699,752	0.66
26,100,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18FEB10	AUD	25,932,548	25,958,092	1.46
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 21JAN10	AUD	49,513,851	49,883,745	2.81
50,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 21MAY10	AUD	49,139,043	49,184,960	2.77
50,000,000	NYKREDIT BANK CP 19MAY10	AUD	48,531,556	49,246,950	2.78
50,000,000	SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 22FEB10	AUD	49,658,474	49,707,265	2.80
50,000,000	UBS AG LONDON CP 12JAN10	AUD	49,533,533	49,934,085	2.82
Total commercial papers			647,841,813	651,588,935	36.75
B. Certificates of deposit			AUD	AUD	%
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSU ECD 04JAN10	AUD	49,828,590	49,973,215	2.82
50,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 15MAR10	AUD	49,492,074	49,581,380	2.80
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 21JAN10	AUD	49,514,101	49,883,805	2.81
Total certificates of deposit			148,834,765	149,438,400	8.43
Total other debt instruments			796,676,578	801,027,335	45.18
Total investments			1,511,926,478	1,514,015,398	85.39

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

Australian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Australia		
	Banks & Other Credit Institutions	18.11
	Holding & Finance Companies	1.32
		<u>19.43</u>
Netherlands		
	Mortgage & Funding Institutions	10.99
		<u>10.99</u>
Germany		
	Mortgage & Funding Institutions	10.84
		<u>10.84</u>
USA		
	Banks & Other Credit Institutions	3.20
	Government Agencies	2.21
	Holding & Finance Companies	3.48
	Supra-National Institution	1.43
		<u>10.32</u>
Denmark		
	Banks & Other Credit Institutions	8.42
		<u>8.42</u>
United Kingdom		
	Banks & Other Credit Institutions	2.82
	Holding & Finance Companies	4.26
		<u>7.08</u>
France		
	Government Agencies	5.48
		<u>5.48</u>
Norway		
	Government Agencies	3.38
		<u>3.38</u>
Philippines		
	Supra-National Institution	1.45
		<u>1.45</u>
Finland		
	Government Agencies	1.44
		<u>1.44</u>

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

Australian Dollar Portfolio (continued)

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
United Arab Emirates		
	Holding & Finance Companies	1.41
		1.41
Sweden		
	Government Agencies	1.26
		1.26
Switzerland		
	Supra-National Institution	1.24
		1.24
Luxembourg		
	Supra-National Institution	1.13
		1.13
Netherlands		
	Banks & Other Credit Institutions	0.93
		0.93
Austria		
	Mortgage & Funding Institutions	0.59
		0.59
Total investments		85.39

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2009

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			CAD	CAD	%
4,000,000	CANADA T-BILL 0.00 04FEB10 SER182	CAD	3,995,200	3,998,892	14.78
11,000,000	CANADA T-BILL 0.00 27MAY10 SER182	CAD	10,985,810	10,987,500	40.63
Total bonds			14,981,010	14,986,392	55.41
B. Medium term note			CAD	CAD	%
658,000	BK NEDERLANDSE GEM 4.125 16JUL10	CAD	672,347	671,091	2.48
510,000	IBRD 0.5 28MAY10	CAD	509,878	509,917	1.89
Total medium term note			1,182,225	1,181,008	4.37
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			16,163,235	16,167,400	59.78
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers			CAD	CAD	%
2,700,000	FNMA ECP 06MAY10	CAD	2,693,938	2,695,248	9.96
Total commercial papers			2,693,938	2,695,248	9.96
Total other debt instruments			2,693,938	2,695,248	9.96
Total investments			18,857,173	18,862,648	69.74

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

Canadian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Canada	Central Government - Debt Issues	55.41
		55.41
USA	Government Agencies	9.96
	Supra-National Institution	1.89
		11.85
Netherlands	Mortgage & Funding Institutions	2.48
		2.48
Total investments		69.74

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of investments as at December 31, 2009
New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			NZD	NZD	%
54,990,000	EIB 7.25 08FEB10	NZD	56,042,135	55,242,735	4.96
Total bonds			56,042,135	55,242,735	4.96
B. Medium term note			NZD	NZD	%
15,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	NZD	15,000,000	15,000,000	1.35
30,000,000	BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	NZD	29,997,800	29,999,325	2.69
30,000,000	BANK OF NEW ZEALAND FRN 16JAN11	NZD	29,996,750	29,999,261	2.69
15,000,000	BANK OF NOVA SCOTIA FRN 16FEB10	NZD	15,000,000	15,000,000	1.35
10,000,000	CAN IMPERIAL BK COMMERC FRN 20APR11	NZD	9,997,000	9,999,213	0.90
20,000,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	NZD	20,000,000	20,000,000	1.79
50,000,000	DANSKE BANK A/S FRN 11JUN10	NZD	50,000,000	50,000,000	4.49
70,000,000	EIB 7.38 22FEB10	NZD	71,095,801	70,445,941	6.32
11,000,000	EUROFIMA 6.9 15JAN10	NZD	11,053,200	11,017,989	0.99
31,410,000	GENERAL ELECTRIC CAP 6.625 04FEB10	NZD	31,621,238	31,500,531	2.83
1,375,000	GENERAL ELECTRIC CAP 7.25 08JAN10	NZD	1,384,625	1,376,083	0.12
14,000,000	INTER AMERICAN DEV BK 7.07 30APR10	NZD	14,239,540	14,191,456	1.27
15,000,000	INTER AMERICAN DEV BK 7.41 29JAN10	NZD	15,223,400	15,053,386	1.35
4,000,000	INTL FINANCE CORP 6.77 28MAY10	NZD	4,095,200	4,060,619	0.36
4,140,000	KOMMUNALBANKEN 7.25 16APR10	NZD	4,259,646	4,180,642	0.37
1,700,000	KOMMUNALBANKEN 7.7 26JAN10	NZD	1,739,440	1,705,220	0.15
4,000,000	KOMMUNALBANKEN 7.7 26JAN10	NZD	4,036,000	4,013,135	0.36
3,799,000	KOMMUNINVEST SVERIGE 7.1 28MAY10	NZD	3,902,638	3,853,000	0.35
1,751,000	KREDITANST FUR WIED 6.75 20APR10	NZD	1,773,238	1,769,843	0.16
38,815,000	KREDITANST FUR WIED 7.25 22FEB10	NZD	39,281,653	39,052,275	3.50
18,298,000	LANDWIRT RENTENBANK 6.625 27MAY10	NZD	18,861,578	18,532,297	1.66
50,000,000	MUNICIPAL FINANCE PLC FRN 30JUN10	NZD	50,000,000	50,000,000	4.48
6,903,000	TOYOTA MOTOR CREDIT 7.64 28JAN10	NZD	6,936,119	6,925,306	0.62
7,000,000	WESTPAC SECS NZ LT 7.75 08MAR10	NZD	7,061,939	7,050,088	0.63
Total medium term note			456,556,805	454,725,610	40.78
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			512,598,940	509,968,345	45.74

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2009

New Zealand Dollar Portfolio (continued)

(Expressed in New Zealand Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers					
			NZD	NZD	%
35,000,000	ANZ BANK CP 22MAR10	NZD	34,749,658	34,774,418	3.12
35,000,000	BARCLAYS BANK PLC CP 20JAN10	NZD	34,746,927	34,942,233	3.13
100,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 19JAN10	NZD	99,269,377	99,841,170	8.97
40,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20JAN10	NZD	39,709,766	39,933,752	3.58
40,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 29JAN10	NZD	39,716,885	39,906,664	3.58
75,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 05JAN10	NZD	74,468,276	74,967,113	6.72
10,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 06APR10	NZD	9,908,225	9,923,913	0.89
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 10MAR10	NZD	49,658,597	49,734,465	4.46
50,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS BK CP 08FEB10	NZD	49,418,224	49,847,900	4.47
35,000,000	UBS AG LONDON CP 26JAN10	NZD	34,736,006	34,924,970	3.13
Total commercial papers			466,381,941	468,796,598	42.05
Total other debt instruments			466,381,941	468,796,598	42.05
Total investments			978,980,881	978,764,943	87.79

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

New Zealand Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Germany		
	Mortgage & Funding Institutions	17.39
		17.39
France		
	Government Agencies	16.13
		16.13
Luxembourg		
	Supra-National Institution	11.28
		11.28
USA		
	Holding & Finance Companies	3.57
	Supra-National Institution	2.98
	Banks & Other Credit Institutions	1.35
		7.90
United Kingdom		
	Banks & Other Credit Institutions	6.26
		6.26
Australia		
	Banks & Other Credit Institutions	4.91
		4.91
Denmark		
	Banks & Other Credit Institutions	4.49
		4.49
Finland		
	Government Agencies	4.48
		4.48
Netherlands		
	Mortgage & Funding Institutions	4.47
		4.47
New Zealand		
	Banks & Other Credit Institutions	2.69
	Holding & Finance Companies	0.63
		3.32

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

New Zealand Dollar Portfolio (continued)

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Ireland		
	Banks & Other Credit Institutions	2.69
		2.69
Canada		
	Banks & Other Credit Institutions	2.25
		2.25
Switzerland		
	Supra-National Institution	0.99
		0.99
Norway		
	Government Agencies	0.88
		0.88
Sweden		
	Government Agencies	0.35
		0.35
Total investments		87.79

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[前△](#)

(2) 【2008年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2008年12月31日現在

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		2,753,598,105	256,194,768
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	2,756,787,580	256,491,516
現金および預金		1,742,642,565	162,135,464
未収投資有価証券利息	2.6	5,304,344	493,516
未収預金利息	2.6	973,290	90,555
資産合計		4,505,707,779	419,211,052
負債			
未払分配金	9	9,592,921	892,525
未払代行協会員報酬	5	4,701,048	437,386
未払投資顧問報酬	4	1,222,974	113,786
未払管理事務代行報酬	7	647,591	60,252
未払保管報酬	6	432,013	40,194
未払年次税	8	112,024	10,423
未払管理報酬	3	107,997	10,048
未払公告費		57,760	5,374
未払設立費		24,413	2,271
未払専門家および弁護士報酬		21,244	1,977
負債合計		16,919,985	1,574,235
純資産額		4,488,787,794	417,636,816

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,413,588,738	131,520,296
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,414,803,995	131,633,364
現金および預金		431,641,089	40,159,887
未収投資有価証券利息	2.6	867,650	80,726
未収預金利息	2.6	1,181	110
資産合計		1,847,313,915	171,874,087
負債			
未払分配金	9	1,085,605	101,005
未払代行協会員報酬	5	1,568,267	145,912
未払投資顧問報酬	4	497,246	46,264
未払管理事務代行報酬	7	271,894	25,297
未払保管報酬	6	181,373	16,875
未払年次税	8	46,129	4,292
未払管理報酬	3	45,341	4,219
未払公告費		36,051	3,354
未払専門家および弁護士報酬		14,468	1,346
負債合計		3,746,374	348,563
純資産額		1,843,567,541	171,525,524
発行済受益証券口数		184,356,754,118口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.93円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ

	注	ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		135,768,056	16,960,146
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	135,863,512	16,972,070
現金および預金		134,258,899	16,771,622
未収投資有価証券利息	2.6	495,921	61,950
未収預金利息	2.6	56,170	7,017
資産合計		270,674,502	33,812,659
負債			
未払分配金	9	394,817	49,321
未払代行協会員報酬	5	326,616	40,801
未払投資顧問報酬	4	94,175	11,764
未払管理事務代行報酬	7	39,169	4,893
未払保管報酬	6	26,131	3,264
未払年次税	8	6,736	841
未払管理報酬	3	6,532	816
未払公告費		4,521	565
未払専門家報酬		1,090	136
負債合計		899,787	112,401
純資産額		269,774,715	33,700,257
発行済受益証券口数		26,977,471,475口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.25円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ド ル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,136,463,849	96,917,637
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,138,053,555	97,053,207
現金および預金		1,115,466,235	95,126,961
未収投資有価証券利息	2.6	1,881,476	160,452
未収預金利息	2.6	847,691	72,291
資産合計		2,256,248,957	192,412,911
負債			
未払分配金	9	7,403,037	631,331
未払代行協会員報酬	5	2,601,855	221,886
未払投資顧問報酬	4	561,654	47,898
未払管理事務代行報酬	7	312,028	26,610
未払保管報酬	6	208,164	17,752
未払年次税	8	55,671	4,748
未払管理報酬	3	52,038	4,438
未払専門家報酬		4,770	407
負債合計		11,199,217	955,069
純資産額		2,245,049,740	191,457,842
発行済受益証券口数		224,504,973,971口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.85円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		14,439,264	1,319,171
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	14,428,296	1,318,169
現金および預金		13,937,756	1,273,353
未収投資有価証券利息	2.6	224,306	20,493
未収預金利息	2.6	3,546	324
資産合計		28,593,904	2,612,339
負債			
未払分配金	9	35,806	3,271
未払代行協会員報酬	5	34,679	3,168
未払投資顧問報酬	4	10,406	951
未払管理事務代行報酬	7	4,159	380
未払保管報酬	6	2,774	253
未払年次税	8	713	65
未払管理報酬	3	693	63
未払公告費		12,435	1,136
未払設立費		9,570	874
未払専門家および弁護士報酬		207	19
負債合計		111,442	10,181
純資産額		28,482,462	2,602,158
発行済受益証券口数		2,848,246,160口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.91円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2008年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		590,163,135	39,009,783
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	591,455,614	39,095,216
現金および預金		570,026,383	37,678,744
未収投資有価証券利息	2.6	3,704,803	244,887
未収預金利息	2.6	518,020	34,241
資産合計		1,165,704,820	77,053,089
負債			
未払分配金	9	4,776,850	315,750
未払代行協会員報酬	5	1,420,876	93,920
未払投資顧問報酬	4	327,988	21,680
未払管理事務代行報酬	7	170,397	11,263
未払保管報酬	6	113,678	7,514
未払年次税	8	29,125	1,925
未払管理報酬	3	28,418	1,878
未払設立費		21,695	1,434
未払専門家報酬		2,873	190
負債合計		6,891,900	455,555
純資産額		1,158,812,920	76,597,534
発行済受益証券口数		115,881,291,992口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.66円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	173,744,414	16,165,180
預金利息	2.6	42,325,739	3,937,987
収益合計		216,070,153	20,103,167
費用			
代行協会員報酬	5	20,309,943	1,889,637
投資顧問報酬	4	4,815,039	447,991
管理事務代行報酬	7	2,519,467	234,411
保管報酬	6	1,680,817	156,383
公告費		913,001	84,946
年次税	8	439,058	40,850
管理報酬	3	420,179	39,093
専門家報酬		82,832	7,707
弁護士報酬		57,116	5,314
その他費用		37,368	3,477
費用合計		31,274,820	2,909,809
投資純利益		184,795,333	17,193,358
投資有価証券売却にかかる実現純利益		4,445,521	413,611
当期実現純利益		189,240,854	17,606,969
投資有価証券未実現評価損の純変動		(8,504,631)	(791,271)
運用の結果による純資産の純増加		180,736,223	16,815,698
資本の変動			
受益証券発行		5,712,520,598	531,492,916
受益証券買戻し		(4,290,048,451)	(399,146,108)
資本の純変動		1,422,472,147	132,346,809
分配金	9	(180,736,223)	(16,815,698)
期首現在純資産		3,644,512,884	339,085,479
為替調整額		(578,197,237)	(53,795,471)
期末現在純資産		4,488,787,794	417,636,816

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

USドル・ポートフォリオ

	注	米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	46,662,773	4,341,504
預金利息	2.6	7,019,843	653,126
収益合計		53,682,616	4,994,631
費用			
代行協会員報酬	5	8,266,341	769,100
投資顧問報酬	4	1,968,401	183,140
管理事務代行報酬	7	1,075,148	100,032
保管報酬	6	717,259	66,734
公告費		406,125	37,786
年次税	8	180,453	16,789
管理報酬	3	179,305	16,683
専門家報酬		39,062	3,634
弁護士報酬		2,750	256
その他費用		6,542	609
費用合計		12,841,386	1,194,763
投資純利益		40,841,230	3,799,868
投資有価証券売却にかかる実現純利益		66,776	6,213
当期実現純利益		40,908,006	3,806,081
投資有価証券未実現評価損の純変動		(4,009,078)	(373,005)
運用の結果による純資産の純増加		36,898,928	3,433,076
資本の変動			
受益証券発行		1,583,131,752	147,294,578
受益証券買戻し		(1,375,816,491)	(128,005,966)
資本の純変動		207,315,261	19,288,612
分配金	9	(36,898,928)	(3,433,076)
期首現在純資産		1,636,252,280	152,236,912
期末現在純資産		1,843,567,541	171,525,524

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

ユーロ・ポートフォリオ

	注	ユーロ	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	8,186,622	1,022,673
預金利息	2.6	2,252,868	281,428
収益合計		10,439,490	1,304,101
費用			
代行協会員報酬	5	1,168,687	145,992
投資顧問報酬	4	342,248	42,754
管理事務代行報酬	7	140,152	17,508
保管報酬	6	93,501	11,680
公告費		51,112	6,385
年次税	8	24,026	3,001
管理報酬	3	23,373	2,920
専門家報酬		4,451	556
弁護士報酬		4,055	507
その他費用		819	102
費用合計		1,852,424	231,405
投資純利益		8,587,066	1,072,696
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(45,722)	(5,712)
当期実現純利益		8,541,344	1,066,985
投資有価証券未実現評価損の純変動		(765,194)	(95,588)
運用の結果による純資産の純増加		7,776,150	971,397
資本の変動			
受益証券発行		226,074,959	28,241,284
受益証券買戻し		(162,764,481)	(20,332,539)
資本の純変動		63,310,478	7,908,745
分配金	9	(7,776,150)	(971,397)
期首現在純資産		206,464,237	25,791,512
期末現在純資産		269,774,715	33,700,257

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	注	オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	87,307,431	7,445,578
預金利息	2.6	24,811,471	2,115,922
収益合計		112,118,902	9,561,500
費用			
代行協会員報酬	5	8,357,085	712,692
投資顧問報酬	4	1,844,199	157,273
管理事務代行報酬	7	1,002,220	85,469
保管報酬	6	668,616	57,020
公告費		352,285	30,043
年次税	8	181,503	15,479
管理報酬	3	167,145	14,254
専門家報酬		31,286	2,668
弁護士報酬		39,456	3,365
その他費用		5,197	443
費用合計		12,648,992	1,078,706
投資純利益		99,469,910	8,482,794
投資有価証券売却にかかる実現純利益		2,833,884	241,674
当期実現純利益		102,303,794	8,724,468
投資有価証券未実現評価損の純変動		(642,452)	(54,788)
運用の結果による純資産の純増加		101,661,342	8,669,679
資本の変動			
受益証券発行		3,272,904,386	279,113,286
受益証券買戻し		(2,360,184,110)	(201,276,501)
資本の純変動		912,720,276	77,836,785
分配金	9	(101,661,341)	(8,669,679)
期首現在純資産		1,332,329,463	113,621,057
期末現在純資産		2,245,049,740	191,457,842

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	663,258	60,595
預金利息	2.6	144,207	13,175
収益合計		807,465	73,770
費用			
代行協会員報酬	5	110,791	10,122
投資顧問報酬	4	33,245	3,037
管理事務代行報酬	7	13,286	1,214
保管報酬	6	8,863	810
年次税	8	2,416	221
管理報酬	3	2,215	202
専門家報酬		145	13
その他費用		10,347	945
費用合計		181,308	16,564
投資純利益		626,157	57,206
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(15,266)	(1,395)
当期実現純利益		610,891	55,811
投資有価証券未実現評価損の純変動		(13,460)	(1,230)
運用の結果による純資産の純増加		597,431	54,581
資本の変動			
受益証券発行		23,697,129	2,164,970
受益証券買戻し		(13,112,549)	(1,197,962)
資本の純変動		10,584,580	967,007
分配金	9	(597,431)	(54,581)
期首現在純資産		17,897,882	1,635,150
期末現在純資産		28,482,462	2,602,158

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2008年12月31日に終了した年度

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	注	ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	59,054,450	3,903,499
預金利息	2.6	15,850,630	1,047,727
収益合計		74,905,080	4,951,226
費用			
代行協会員報酬	5	4,606,526	304,491
投資顧問報酬	4	1,096,513	72,480
管理事務代行報酬	7	552,434	36,516
保管報酬	6	368,549	24,361
公告費		196,227	12,971
年次税	8	98,638	6,520
管理報酬	3	92,132	6,090
専門家報酬		15,619	1,032
弁護士報酬		22,034	1,456
その他費用		20,402	1,349
費用合計		7,069,074	467,266
投資純利益		67,836,006	4,483,960
投資有価証券売却にかかる実現純利益		2,983,360	197,200
当期実現純利益		70,819,366	4,681,160
投資有価証券未実現評価損の純変動		(4,023,607)	(265,960)
運用の結果による純資産の純増加		66,795,759	4,415,200
資本の変動			
受益証券発行		1,480,148,190	97,837,795
受益証券買戻し		(983,349,150)	(64,999,379)
資本の純変動		496,799,040	32,838,417
分配金	9	(66,795,759)	(4,415,200)
期首現在純資産		662,013,880	43,759,117
期末現在純資産		1,158,812,920	76,597,534

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2008年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2002年12月20日法パートIIに基づいて組織されている。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い短期金融商品に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることである。

2008年12月31日現在、5つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・ポートフォリオ
（以下「ユーロ・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

2.2) 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末日現在の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	0.706789
豪ドル	1.444774
カナダ・ドル	0.812084
ニュージーランド・ドル	1.717917

結合運用計算書および純資産変動計算書は、年平均の為替レートを使用して米ドルに換算されている。

通貨	為替レート
ユーロ	0.683203
豪ドル	1.196973
カナダ・ドル	0.943768
ニュージーランド・ドル	1.424510

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益 / (損) の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。外

貨取引にかかる損益は、当期の損益を決定する際に運用計算書および純資産変動計算書上で認識される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

注3. 管理報酬

管理会社は、各四半期末に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%を、管理報酬としてファンドの純資産から受領する権利を有する。

注4. 投資顧問報酬

投資顧問会社は、各四半期毎に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の以下に示す年率を、投資顧問報酬として各サブ・ファンドの純資産から受領する権利を有する。

USドル・ポートフォリオ

- 2億米ドル以下	0.150%
- 2億米ドル超5億米ドル以下	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下	0.100%
- 20億米ドル超	0.090%

ユーロ・ポートフォリオ

- 2億ユーロ以下	0.150%
- 2億ユーロ超5億ユーロ以下	0.125%
- 5億ユーロ超20億ユーロ以下	0.100%
- 20億ユーロ超	0.090%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

- 2億オーストラリア・ドル以下	0.150%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下	0.100%
- 20億オーストラリア・ドル超	0.090%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

- 2億カナダ・ドル以下	0.150%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下	0.100%
- 20億カナダ・ドル超	0.090%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

- 2億ニュージーランド・ドル以下	0.150%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下	0.100%
- 20億ニュージーランド・ドル超	0.090%

注5. 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各四半期末に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の年率0.65%を上限とする料率による報酬を各サブ・ファンドの純資産から受領する権利を有する。代行協会員より発生した合理的な支出および立替金は、各サブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各四半期末における各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.04%の料率で、四半期毎に後払いで、各サブ・ファンド資産から支払われる保管報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行において発生した合理的な実費（電話、通信および郵便の費用を含むが、これに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各四半期末における各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.06%の料率で、四半期毎に後払いで、各サブ・ファンド資産から支払われる管理事務代行報酬を受領する権利を有する。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社において発生した合理的な実費（電話、通信および郵便の費用を含むが、これに限定されない。）は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のも

とでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税(「年次税」)が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01ユーロ、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注10. 後発事象 - 報酬計算方法の変更

各通貨の利回りおよび各ファンドの利回りが減少していることに関連して、管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドの利回りを可能な限り維持するために、四半期毎に支払われる報酬(投資顧問報酬、代行協会員報酬、保管報酬、管理事務代行報酬および管理報酬)の計算方法を変更することを決定した。報酬計算方法の変更は、2009年2月6日から実施されている。

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at December 31, 2008

Combined statement		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Combined USD (*)
Assets		
Investments		
At cost		2,753,598,105
At year-end value	2.3	2,756,787,580
Cash at bank		1,742,642,565
Interest receivable on investments	2.6	5,304,344
Interest receivable on cash	2.6	973,290
Total assets		4,505,707,779
Liabilities		
Dividend payable	9	9,592,921
Agent securities fee payable	5	4,701,048
Investment advisory fee payable	4	1,222,974
Administration fee payable	7	647,591
Custodian fee payable	6	432,013
“Taxe d’abonnement” payable	8	112,024
Management fees payable	3	107,997
Publication expenses payable		57,760
Formation expenses payable		24,413
Professional and legal expenses payable		21,244
Total liabilities		16,919,985
Total net assets		4,488,787,794

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2008

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Assets		
Investments		
At cost		1,413,588,738
At year-end value	2.3	1,414,803,995
Cash at bank		431,641,089
Interest receivable on investments	2.6	867,650
Interest receivable on cash	2.6	1,181
Total assets		1,847,313,915
Liabilities		
Dividend payable	9	1,085,605
Agent securities fee payable	5	1,568,267
Investment advisory fee payable	4	497,246
Administration fee payable	7	271,894
Custodian fee payable	6	181,373
“Taxe d’abonnement” payable	8	46,129
Management fees payable	3	45,341
Publication expenses payable		36,051
Professional and legal expenses payable		14,468
Total liabilities		3,746,374
Total net assets		1,843,567,541
Number of shares outstanding		184,356,754,118
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2008

Euro Portfolio

(Expressed in Euro)

	Notes	Euro Portfolio EUR
Assets		
Investments		
At cost		135,768,056
At year-end value	2.3	135,863,512
Cash at bank		134,258,899
Interest receivable on investments	2.6	495,921
Interest receivable on cash	2.6	56,170
Total assets		270,674,502
Liabilities		
Dividend payable	9	394,817
Agent securities fee payable	5	326,616
Investment advisory fee payable	4	94,175
Administration fee payable	7	39,169
Custodian fee payable	6	26,131
“Taxe d’abonnement” payable	8	6,736
Management fees payable	3	6,532
Publication expenses payable		4,521
Professional expenses payable		1,090
Total liabilities		899,787
Total net assets		269,774,715
Number of shares outstanding		26,977,471,475
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2008

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Assets		
Investments		
At cost		1,136,463,849
At year-end value	2.3	1,138,053,555
Cash at bank		1,115,466,235
Interest receivable on investments	2.6	1,881,476
Interest receivable on cash	2.6	847,691
Total assets		2,256,248,957
Liabilities		
Dividend payable	9	7,403,037
Agent securities fee payable	5	2,601,855
Investment advisory fee payable	4	561,654
Administration fee payable	7	312,028
Custodian fee payable	6	208,164
“Taxe d’abonnement” payable	8	55,671
Management fees payable	3	52,038
Professional expenses payable		4,770
Total liabilities		11,199,217
Total net assets		2,245,049,740
Number of shares outstanding		224,504,973,971
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2008

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Assets		
Investments		
At cost		14,439,264
At year-end value	2.3	14,428,296
Cash at bank		13,937,756
Interest receivable on investments	2.6	224,306
Interest receivable on cash	2.6	3,546
Total assets		28,593,904
Liabilities		
Dividend payable	9	35,806
Agent securities fee payable	5	34,679
Investment advisory fee payable	4	10,406
Administration fee payable	7	4,159
Custodian fee payable	6	2,774
"Taxe d'abonnement" payable	8	713
Management fees payable	3	693
Publication expenses payable		12,435
Formation expenses payable		9,570
Professional and legal expenses payable		207
Total liabilities		111,442
Total net assets		28,482,462
Number of shares outstanding		2,848,246,160
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2008

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Assets		
Investments		
At cost		590,163,135
At year-end value	2.3	591,455,614
Cash at bank		570,026,383
Interest receivable on investments	2.6	3,704,803
Interest receivable on cash	2.6	518,020
Total assets		1,165,704,820
Liabilities		
Dividend payable	9	4,776,850
Agent securities fee payable	5	1,420,876
Investment advisory fee payable	4	327,988
Administration fee payable	7	170,397
Custodian fee payable	6	113,678
“Taxe d’abonnement” payable	8	29,125
Management fees payable	3	28,418
Formation expenses payable		21,695
Professional expenses payable		2,873
Total liabilities		6,891,900
Total net assets		1,158,812,920
Number of shares outstanding		115,881,291,992
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

**Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2008**

Combined statement

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Combined USD (*)
Income		
Interest income on investments	2.6	173,744,414
Bank interest	2.6	42,325,739
Total income		216,070,153
Expenses		
Agent securities fee	5	20,309,943
Investment advisory fee	4	4,815,039
Administration fee	7	2,519,467
Custodian fee	6	1,680,817
Publication expenses		913,001
“Taxe d’abonnement”	8	439,058
Management fee	3	420,179
Professional expenses		82,832
Legal expenses		57,116
Other expenses		37,368
Total expenses		31,274,820
Net investment gain		184,795,333
Net realised :		
Gain on investments		4,445,521
Net realised gain for the year		189,240,854
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(8,504,631)
Net increase in net assets as result of operations		180,736,223
Movements in capital		
Subscription of shares		5,712,520,598
Redemption of shares		(4,290,048,451)
Net movement in capital		1,422,472,147
Dividend distributed	9	(180,736,223)
Net assets at the beginning of the year		3,644,512,884
Exchange difference		(578,197,237)
Net assets at the end of the year		4,488,787,794

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2008

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Income		
Interest income on investments	2.6	46,662,773
Bank interest	2.6	7,019,843
Total income		53,682,616
Expenses		
Agent securities fee	5	8,266,341
Investment advisory fee	4	1,968,401
Administration fee	7	1,075,148
Custodian fee	6	717,259
Publication expenses		406,125
“Taxe d’abonnement”	8	180,453
Management fee	3	179,305
Professional expenses		39,062
Legal expenses		2,750
Other expenses		6,542
Total expenses		12,841,386
Net investment gain		40,841,230
Net realised :		
Gain on investments		66,776
Net realised gain for the year		40,908,006
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(4,009,078)
Net increase in net assets as result of operations		36,898,928
Movement in capital		
Subscription of shares		1,583,131,752
Redemption of shares		(1,375,816,491)
Net movement in capital		207,315,261
Dividend distributed	9	(36,898,928)
Net assets at the beginning of the year		1,636,252,280
Net assets at the end of the year		1,843,567,541

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2008

Euro Portfolio

(Expressed in Euro)

	Notes	Euro Portfolio EUR
Income		
Interest income on investments	2.6	8,186,622
Bank interest	2.6	2,252,868
Total income		10,439,490
Expenses		
Agent securities fee	5	1,168,687
Investment advisory fee	4	342,248
Administration fee	7	140,152
Custodian fee	6	93,501
Publication expenses		51,112
“Taxe d’abonnement”	8	24,026
Management fee	3	23,373
Professional expenses		4,451
Legal expenses		4,055
Other expenses		819
Total expenses		1,852,424
Net investment gain		8,587,066
Net realised :		
Loss on investments		(45,722)
Net realised gain for the year		8,541,344
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(765,194)
Net increase in net assets as result of operations		7,776,150
Movement in capital		
Subscription of shares		226,074,959
Redemption of shares		(162,764,481)
Net movement in capital		63,310,478
Dividend distributed	9	(7,776,150)
Net assets at the beginning of the year		206,464,237
Net assets at the end of the year		269,774,715

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2008

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	87,307,431
Bank interest	2.6	24,811,471
Total income		112,118,902
Expenses		
Agent securities fee	5	8,357,085
Investment advisory fee	4	1,844,199
Administration fee	7	1,002,220
Custodian fee	6	668,616
Publication expenses		352,285
“Taxe d’abonnement”	8	181,503
Management fee	3	167,145
Professional expenses		31,286
Legal expenses		39,456
Other expenses		5,197
Total expenses		12,648,992
Net investment gain		99,469,910
Net realised :		
Gain on investments		2,833,884
Net realised gain for the year		102,303,794
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(642,452)
Net increase in net assets as result of operations		101,661,342
Movement in capital		
Subscription of shares		3,272,904,386
Redemption of shares		(2,360,184,110)
Net movement in capital		912,720,276
Dividend distributed	9	(101,661,341)
Net assets at the beginning of the year		1,332,329,463
Net assets at the end of the year		2,245,049,740

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2008

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	663,258
Bank interest	2.6	144,207
Total income		807,465
Expenses		
Agent securities fee	5	110,791
Investment advisory fee	4	33,245
Administration fee	7	13,286
Custodian fee	6	8,863
"Taxe d'abonnement"	8	2,416
Management fee	3	2,215
Professional expenses		145
Other expenses		10,347
Total expenses		181,308
Net investment gain		626,157
Net realised :		
Loss on investments		(15,266)
Net realised gain for the year		610,891
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(13,460)
Net increase in net assets as result of operations		597,431
Movement in capital		
Subscription of shares		23,697,129
Redemption of shares		(13,112,549)
Net movement in capital		10,584,580
Dividend distributed	9	(597,431)
Net assets at the beginning of the year		17,897,882
Net assets at the end of the year		28,482,462

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2008

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	59,054,450
Bank interest	2.6	15,850,630
Total income		74,905,080
Expenses		
Agent securities fee	5	4,606,526
Investment advisory fee	4	1,096,513
Administration fee	7	552,434
Custodian fee	6	368,549
Publication expenses		196,227
“Taxe d’abonnement”	8	98,638
Management fee	3	92,132
Professional expenses		15,619
Legal expenses		22,034
Other expenses		20,402
Total expenses		7,069,074
Net investment gain		67,836,006
Net realised :		
Gain on investments		2,983,360
Net realised gain for the year		70,819,366
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(4,023,607)
Net increase in net assets as result of operations		66,795,759
Movement in capital		
Subscription of shares		1,480,148,190
Redemption of shares		(983,349,150)
Net movement in capital		496,799,040
Dividend distributed	9	(66,795,759)
Net assets at the beginning of the year		662,013,880
Net assets at the end of the year		1,158,812,920

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[前△](#) [次△](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2008)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND, organised as a mutual investment umbrella fund is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the custodian or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the Luxembourg law of December 20, 2002.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to earn a high level of income while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2008, there were five sub-funds in operation :

- * NIKKO MONEY MARKET FUND - US DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "US Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - EURO PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Euro Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Australian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Canadian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "New Zealand Dollar Portfolio")

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As of December 31, 2008)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end.

Currency	Exchange rate
EUR	0.706789
AUD	1.444774
CAD	0.812084
NZD	1.717917

The combined statement of operations and changes in net assets is converted in USD at annual average exchange rates.

Currency	Exchange rate
EUR	0.683203
AUD	1.196973
CAD	0.943768
NZD	1.424510

2.3 - Investments in securities

Each sub-fund's portfolio bonds, debt securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of changes in net assets under the heading "Change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments". At maturity, the net income realised is included under the heading of "Interest income on investments".

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the currency of the sub-fund are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of the sub-fund at exchange rates ruling at the transaction dates. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result for the year.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As of December 31, 2008)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.6 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Management fee

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.01% of the average daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment advisory fee

The investment advisor is entitled to an investment advisory fee payable quarterly out of the net assets of each sub-fund at the following annual rates of the average of the daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter :

US Dollar Portfolio

Up to (and including) USD 200 million	0.150%
Over USD 200 million and up to (and including) USD 500 million	0.125%
Over USD 500 million and up to (and including) USD 2 billion	0.100%
Over USD 2 billion	0.090%

Euro Portfolio

Up to (and including) EUR 200 million	0.150%
Over EUR 200 million and up to (and including) EUR 500 million	0.125%
Over EUR 500 million and up to (and including) EUR 2 billion	0.100%
Over EUR 2 billion	0.090%

Australian Dollar Portfolio

Up to (and including) AUD 200 million	0.150%
Over AUD 200 million and up to (and including) AUD 500 million	0.125%
Over AUD 500 million and up to (and including) AUD 2 billion	0.100%
Over AUD 2 billion	0.090%

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As of December 31, 2008)

Note 4 - Investment advisory fee (continued)

Canadian Dollar Portfolio

Up to (and including) CAD 200 million	0.150%
Over CAD 200 million and up to (and including) CAD 500 million	0.125%
Over CAD 500 million and up to (and including) CAD 2 billion	0.100%
Over CAD 2 billion	0.090%

New Zealand Dollar Portfolio

Up to (and including) NZD 200 million	0.150%
Over NZD 200 million and up to (and including) NZD 500 million	0.125%
Over NZD 500 million and up to (and including) NZD 2 billion	0.100%
Over NZD 2 billion	0.090%

Note 5 - Agent securities fee

The agent securities company in Japan is entitled to a fee payable, out of the net assets of each sub-fund, at the end of each quarter, at an annual rate up to 0.65% of the average daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the agent securities company are borne by each sub-fund.

Note 6 - Custodian fee

The custodian is entitled to a custodian fee payable in arrears, out of the assets of the sub-fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.04% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

Note 7 - Administration fee

The administrative agent, domiciliary, registrar and transfer agent is entitled to an administration fee payable in arrears, out of the assets of the sub-fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.06% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (included without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the administrative agent, domiciliary, registrar and transfer agent are borne by the Fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2008)

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg the Fund is subject to a capital tax (the “taxe d’abonnement”) on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under present law neither the Fund nor the Shareholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Dividend policy

The objective of the Management Company is to maintain each sub-fund’s net assets per share at USD 0.01, EUR 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

The dividend declared and accrued is paid at the time of the shares’ repurchase together with the relevant repurchase price.

Furthermore, on the last business day of each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day, and not yet paid are automatically reinvested against issue of further shares at the net asset value per share of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

Note 10 - Subsequent event - Change in the fee calculation method

In the context of decrease of the yield of each currency and the yield of each Fund, the Board of Directors of the Management Company has resolved to change the method of calculation of the quarterly fees payable (investment advisor, agent company, custodian, administrator and Management Company fees) in order to maintain as much as possible the yield of each sub-fund. The change in the fee calculation method is in place since February 6, 2009.

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

()USドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	1,775,541,767	165,196,406
負債総額	808,752	75,246
純資産総額(-)	1,774,733,015	165,121,160
発行済口数	177,472,577,779口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()ユーロ・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	ユーロ(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	268,447,637	33,534,479
負債総額	204,139	25,501
純資産総額(-)	268,243,498	33,508,978
発行済口数	26,824,167,682口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	豪ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	1,693,431,828	144,415,866
負債総額	8,397,733	716,159
純資産総額(-)	1,685,034,095	143,699,708
発行済口数	168,486,987,727口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	加ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	25,218,508	2,303,963
負債総額	26,856	2,454
純資産総額(-)	25,191,652	2,301,509
発行済口数	2,519,155,099口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2010年3月末日現在)

	NZドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	1,091,731,160	72,163,430
負債総額	4,061,529	268,467
純資産総額(-)	1,087,669,631	71,894,963
発行済口数	108,760,751,853口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

第5 【販売及び買戻しの実績】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	139,746,822,294 (139,746,132,048)	152,348,113,097 (152,342,098,550)	186,156,761,139 (186,148,528,654)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	197,070,151,578 (197,068,092,132)	247,924,084,841 (247,924,084,841)	135,302,827,876 (135,292,535,945)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	194,746,768,593 (194,746,662,894)	191,607,154,206 (191,607,154,206)	138,442,442,263 (138,432,044,633)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	160,775,714,531 (160,775,656,971)	153,398,932,864 (153,398,932,864)	145,819,223,930 (145,808,768,740)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	155,340,718,983 (155,340,646,696)	122,259,626,856 (122,259,626,856)	178,900,316,057 (178,889,788,580)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	153,800,090,165 (153,799,803,703)	176,486,243,109 (176,486,243,109)	156,214,163,113 (156,203,349,174)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	133,327,400,835 (133,327,013,529)	125,619,261,045 (125,619,261,045)	163,922,302,903 (163,911,101,658)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	129,052,206,313 (129,051,731,347)	129,349,281,179 (129,349,281,179)	163,625,228,037 (163,613,551,826)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	158,396,467,342 (158,396,259,075)	137,664,941,261 (137,664,941,261)	184,356,754,118 (184,344,869,640)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	126,524,997,167 (126,524,980,047)	132,067,036,819 (132,056,913,058)	178,814,714,466 (178,812,936,629)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	9,904,845,312 (9,904,845,312)	5,749,203,710 (5,749,203,710)	13,530,215,770 (13,530,215,770)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	27,555,501,736 (27,555,501,736)	16,957,997,568 (16,957,997,568)	24,127,719,938 (24,127,719,938)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	24,997,424,145 (24,997,424,145)	29,899,067,298 (29,899,067,298)	19,226,076,785 (19,226,076,785)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	17,869,544,035 (17,869,544,035)	22,868,607,205 (22,868,607,205)	14,227,013,615 (14,227,013,615)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	11,367,293,662 (11,367,293,662)	10,652,376,230 (10,652,376,230)	14,941,931,047 (14,941,931,047)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	13,764,889,390 (13,764,889,390)	14,131,730,207 (14,131,730,207)	14,575,090,230 (14,575,090,230)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	11,491,469,776 (11,491,469,776)	10,844,805,421 (10,844,805,421)	15,221,754,585 (15,221,754,585)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	20,639,171,962 (20,639,171,962)	15,214,502,830 (15,214,502,830)	20,646,423,717 (20,646,423,717)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	22,608,849,845 (22,608,849,845)	16,277,802,087 (16,277,802,087)	26,977,471,475 (26,977,471,475)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	12,098,527,056 (12,098,527,056)	13,957,261,821 (13,957,261,821)	25,118,736,710 (25,118,736,710)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度 (自2000年1月1日至2000年12月31日)	32,852,402,570 (32,852,402,570)	30,916,860,300 (30,916,860,300)	71,156,338,197 (71,156,338,197)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	14,128,703,511 (14,128,703,511)	27,983,810,714 (27,983,810,714)	57,301,230,994 (57,301,230,994)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	52,646,483,020 (52,646,483,020)	63,815,127,519 (63,815,127,519)	46,132,586,495 (46,132,586,495)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	123,585,130,264 (123,585,130,264)	125,881,275,438 (125,881,275,438)	43,836,441,321 (43,836,441,321)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	106,090,105,135 (106,090,105,135)	83,975,533,905 (83,975,533,905)	65,951,012,551 (65,951,012,551)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	124,197,672,574 (124,197,672,574)	108,894,007,567 (108,894,007,567)	81,254,677,558 (81,254,677,558)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	204,280,877,613 (204,280,877,613)	177,226,066,918 (177,226,066,918)	108,309,488,253 (108,309,488,253)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	245,698,340,783 (245,698,340,783)	220,774,882,715 (220,774,882,715)	133,232,946,321 (133,232,946,321)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	327,341,921,568 (327,341,921,568)	236,069,893,918 (236,069,893,918)	224,504,973,971 (224,504,973,971)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	239,469,717,011 (239,469,717,011)	286,669,145,255 (286,669,145,255)	177,305,545,727 (177,305,545,727)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (自2003年8月28日至2003年12月31日)	3,768,777,432 (3,768,777,432)	59,644,989 (59,644,989)	3,709,132,443 (3,709,132,443)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	2,051,742,270 (2,051,742,270)	1,911,064,929 (1,911,064,929)	3,849,809,784 (3,849,809,784)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1,183,477,527 (1,183,477,527)	1,574,845,705 (1,574,845,705)	3,458,441,606 (3,458,441,606)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	1,244,954,631 (1,244,954,631)	3,154,231,681 (3,154,231,681)	1,549,164,556 (1,549,164,556)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	1,585,020,520 (1,585,020,520)	1,344,396,881 (1,344,396,881)	1,789,788,195 (1,789,788,195)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	2,369,712,856 (2,369,712,856)	1,311,254,891 (1,311,254,891)	2,848,246,160 (2,848,246,160)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	1,478,032,058 (1,478,032,058)	1,621,419,018 (1,621,419,018)	2,704,859,200 (2,704,859,200)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (自2003年8月28日至2003年12月31日)	14,646,672,026 (14,646,672,026)	8,433,756,197 (8,433,756,197)	6,212,915,829 (6,212,915,829)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	28,481,000,141 (28,481,000,141)	25,617,366,054 (25,617,366,054)	9,076,549,916 (9,076,549,916)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	63,723,979,334 (63,723,979,334)	45,627,672,445 (45,627,672,445)	27,172,856,805 (27,172,856,805)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	121,120,963,951 (121,120,963,951)	84,845,757,976 (84,845,757,976)	63,448,062,780 (63,448,062,780)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	112,551,243,306 (112,551,243,306)	109,797,918,061 (109,797,918,061)	66,201,388,025 (66,201,388,025)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	148,140,368,498 (148,140,368,498)	98,460,464,531 (98,460,464,531)	115,881,291,992 (115,881,291,992)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	126,635,187,159 (126,635,187,159)	131,023,078,796 (131,023,078,796)	111,493,400,355 (111,493,400,355)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

第四部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本の額

2010年3月末日現在、管理会社の資本は446,220ユーロ(約5,574万円)で、全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約3,097円)で記名株式18,000株を発行済である。

最近5年間における資本の額の増減は以下の通りである。

1997年2月末日	資本金額：1,800万ルクセンブルグ・フラン
1999年4月2日	ルクセンブルグ・フランからユーロに通貨変更 資本金額：446,220ユーロ
提出日現在	資本金額：446,220ユーロ

(2) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は、適式に招集された株主総会において選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までとし、再選されるかまたは後任者が選任され就任するまではその地位に留まるが、株主総会の決議により、いつでも、理由の有無を問わず、解任されおよび/または更迭させられる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。また、取締役である必要のない秘書役1名さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を指名して、取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は書面により行うこともでき、各取締役により署名された決議を含む複数の書類から構成される場合もある。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実践方法を決定する権限を有する。

投資顧問会社は、管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

(3) 役員および従業員の状況

(提出日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
加茂政司	取締役 会長	ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ、副社長
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役	ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ、社長
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、パートナー
ケーピーエムジー・オーディット サール (KPMG Audit S.ar.l.)	監査役	2009年3月31日 管理会社の独立監査人就任

(注) 管理会社の従業員はいない。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグ投信法第91条に定める範囲内において、契約型投資信託を運用することを目的とするが、一つ以上のルクセンブルグの投資信託を運用しなくてはならない。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、転換および交付ならびにトラスト資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を、2002年12月20日法第14章の範囲内において行う。

管理会社は、投資助言の提供のために投資顧問会社として日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドを任命しており、またトラスト資産の保管業務ならびに登録・名義書換・支払事務・所在地事務および管理事務代行をニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイに委託している。

管理会社は、2010年3月末日現在、19本のファンドを運用している。

管理会社が運用している19本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類	内訳
A分類	通貨建て別運用金額 米ドル建：2,138,542,163 ユーロ建：281,925,795 日本円建：237,968,537,060 豪ドル建：1,715,291,963 カナダ・ドル建：25,191,652 ニュージーランド・ドル建：1,087,669,631
B分類	ファンドの種類 (基本的性格) ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：4本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：15本

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、監査報告書を受領している。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成22年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.92円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2008年12月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2008年12月31日		2008年2月29日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売上および役務提供により生じた 売掛金/債権					
1年以内に支払期限の到来するもの	3	1,138,620	142,236	1,112,582	138,984
- 現金および預金		2,213,831	276,552	2,188,050	273,331
資産合計		3,352,451	418,788	3,300,632	412,315
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	55,742	446,220	55,742
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,574	44,622	5,574
特別納税引当金	6, 7	194,450	24,291	194,450	24,291
任意積立金	7	726,313	90,731	675,290	84,357
		965,385	120,596	914,362	114,222
- 当期純利益		458,833	57,317	537,022	67,085
		1,870,437	233,655	1,897,604	237,049
負債引当金および費用引当金					
- 納税引当金	9	490,949	61,329	410,783	51,315
債務					
- 購入債務および役務引当金					
1年以内に支払期限の到来するもの		7,822	977	2,298	287
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	10	983,243	122,827	989,947	123,664
		991,065	123,804	992,245	123,951
負債合計		3,352,451	418,788	3,300,632	412,315

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2008年12月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2008年12月31日		2008年 2月29日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の営業費用		27,027	3,376	70,113	8,759
法人所得税	9	193,188	24,133	224,437	28,037
		220,215	27,509	294,550	36,795
当期純利益		458,833	57,317	537,022	67,085
費用合計		679,048	84,827	831,572	103,880
収益					
純売上高	8	567,416	70,882	756,032	94,444
その他の未収利息および類似収益		111,632	13,945	75,540	9,436
		679,048	84,827	831,572	103,880
収益合計		679,048	84,827	831,572	103,880

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2008年12月31日現在

注1．事業活動

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理(2002年12月20日法の第91条の意味における)を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けすることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法14章の制限の範囲内とされる。

当社は2008年12月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興トラスト、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、ニッコウ・プライム・セレクト・ファンド、ニッコウ・フューチャーズ・ファンド、日興グローバル・ファンズ、日興グローバル・ファンズ(定期分配)、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005-05、日興アクティビスト・ファンド 2005-08、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、の19の投資信託を管理・運用している(2008年2月29日現在:19)。

2008年7月18日に開催された臨時株主総会で、会計年度末を2月末日から12月31日に変更することが決定された。その結果、本年次財務書類における会計期間は、2008年3月1日から2008年12月31日である。損益勘定の比較数値については、2008年2月29日終了会計年度は12か月間の事業活動を対象としているのに対し、2008年12月31日終了会計期間の損益勘定は10か月のみであるため、注意が必要である。

注2．重要な会計方針

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は当期の損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合は、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 . 債権

2008年12月31日および2008年2月29日現在の債権は、未収管理報酬である。

注4 . 払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注5 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注6．特別納税引当金

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金	特別納税 引当金	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2008年3月1日現在残高	446,220	44,622	675,290	194,450	537,022
損益の繰入額	-	-	537,023	-	(537,022)
支払配当金	-	-	(486,000)	-	-
振替額	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	458,833
2008年12月31日現在残高	446,220	44,622	726,313	194,450	458,833

2008年4月30日に開催された年次株主総会は、2008年2月29日に終了した年度の利益処分を承認し、2008年5月2日の落ち日における1株当たり27ユーロの金額による配当の支払いを決議した。

注8．純売上高

純売上高の内訳は、以下の通りである。

	2008年 12月31日 ユーロ	2008年 2月29日 ユーロ
受領管理報酬	4,666,786	5,430,580
受領実績報酬	92,788	1,697,182
払戻し投資顧問および販売会社報酬	(4,101,497)	(4,674,548)
払戻し実績報酬	(90,661)	(1,697,182)
	<u>567,416</u>	<u>756,032</u>

2008年12月31日現在の適用ある報酬料率は、以下の通りである。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興リアル・アセット・ファンド、日興トラストおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスペリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、日々計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎日計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

ニコウ・フューチャーズ・ファンドに対する報酬は課されない。

当社は、ニコウ・プライム・セレクト・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、支払われる。

当社は、ニコウ・プライム・セレクト・ファンドから、各暦四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、支払われていない。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005-05および日興アクティビスト・ファンド 2005-08から、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産額に対して0.005%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - グローバル・インカム・プラス・ストラテジー・トラック、日興オフショア・ファンズ - SA ジャパン・エクイティ・マーケット・ニュートラル・ファンド、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド(毎月分配型)、日興オフショア・ファンズ - 日興アクサ・ローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エネルギー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、12,639,794円（92,788ユーロ）であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、日興グローバル・ファンズ（定期分配）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.36%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35%の年次報酬を払戻す。

注9．税金

当社は複数の投資信託の管理を行っており、そのため税務当局により、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象の会社と考えられている。

税金負債は、貸借対照表上で「負債引当金および費用引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税および都市事業税については2005年まで（同年を含む。）、ならびに純資産税については2006年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注10．その他の債務

2008年12月31日および2008年2月29日現在のその他の債務の内訳は、以下の通りである。

	2008年 12月31日 ユーロ	2008年 2月29日 ユーロ
未払投資顧問報酬	599,179	599,716
未払販売報酬	384,064	390,231
	<u>983,243</u>	<u>989,947</u>

[次へ](#)

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at December 31, 2008**

(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors/claim resulting from sales and the provision of services			
- becoming due and payable within one year	3	1 138 620	1 112 582
- Cash at bank		<u>2 213 831</u>	<u>2 188 050</u>
Total assets		<u>3 352 451</u>	<u>3 300 632</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at December 31, 2008 (cont.)**

(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. special tax reserve	6, 7	194 450	194 450
. free reserve	7	<u>726 313</u>	<u>675 290</u>
		965 385	914 362
- Profit for the financial year		<u>458 833</u>	<u>537 022</u>
		1 870 437	1 897 604
Provisions for liabilities and charges			
- Provision for taxation	9	490 949	410 783
Creditors			
- Debts on purchases and provisions of services			
. becoming due and payable within one year		7 822	2 298
- Other creditors			
. becoming due and payable within one year	10	<u>983 243</u>	<u>989 947</u>
		<u>991 065</u>	<u>992 245</u>
Total liabilities		<u>3 352 451</u>	<u>3 300 632</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Profit and loss account for the year ended December 31, 2008**

(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
CHARGES			
Other operating charges		27 027	70 113
Income tax	9	<u>193 188</u> 220 215	<u>224 437</u> 294 550
Profit for the financial year		<u>458 833</u>	<u>537 022</u>
Total charges		<u>679 048</u>	<u>831 572</u>
INCOME			
Net turnover	8	567 416	756 032
Other interest receivable and similar income		<u>111 632</u> <u>679 048</u>	<u>75 540</u> <u>831 572</u>
Total income		<u>679 048</u>	<u>831 572</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 1 - Activity

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 91 of the law of December 20, 2002) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 14 of Luxembourg law of December 20, 2002 on undertakings for collective investment.

The Company manages at December 31, 2008 19 investment funds (19 investment funds at February 29, 2008): Nikko Money Market Fund, Nikko Trust, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Prime Select Fund, Nikko Futures Fund, Nikko Global Funds, Nikko Global Funds (Periodic Distribution), Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05, Nikko Activist Fund 2005-08, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds and Nikko Country Funds.

The Extraordinary Shareholders Meeting held on July 18, 2008 decided to change the accounting year-end from last day of February to the 31 December. As a consequence, the financial period presented in these annual accounts is from March 1, 2008 to December 31, 2008. Attention is drawn on comparative figures of the profit and loss accounts since the financial year ended February 29, 2008 covered 12 months of activities while profit and loss account for the financial period ended December 31, 2008 covered 10 months of activities.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than Euro (“EUR”) are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are thus recorded in the profit and loss account.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

2.1 Foreign currency translation (cont.)

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange. The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as the to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at December 31, 2008 and February 29, 2008 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 6 - Special tax reserve

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the news tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Wealth Tax was reduced.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 1, 2008	446 220	44 622	675 290	194 450	537 022
Allocation of the result	-	-	537 023	-	(537 022)
Dividend distributed	-	-	(486 000)	-	-
Transfer	-	-	-	-	-
Result for the financial year	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>458 833</u>
Balance at December 31, 2008	<u>446 220</u>	<u>44 622</u>	<u>726 313</u>	<u>194 450</u>	<u>458 833</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on April 30, 2008 approved the allocation of the result for the year ended February 29, 2008 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 27 per share with ex-date May 2, 2008.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 8 - Net turnover

The net turnover can be broken down as follows:

	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
Management fees received	4 666 786	5 430 580
Performance fees received	92 788	1 697 182
Advisory and Distributor fees paid back	(4 101 497)	(4 674 548)
Performance fees paid back	<u>(90 661)</u>	<u>(1 697 182)</u>
	<u>567 416</u>	<u>756 032</u>

The related applicable fees rates as at December 31, 2008 are as follows:

The Company receives from Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, Nikko Trust and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

No fees have been charged to Nikko Futures Funds.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 8 - Net turnover (cont.)

The Company receives from Nikko Prime Select Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated and paid monthly.

The Company receives from Nikko Prime Select Fund a performance fee realised and paid at the end of each calendar quarter. Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund. No performance fee has been paid for the period ended December 31, 2008.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee at the rate of 0.005% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Global Income Plus Strategy Tracker, Nikko Offshore Funds - SA Japan Equity Market Neutral Fund, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution), Nikko Offshore Funds - Nikko AXA Rosenberg Japan Long Short Equity Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended December 31, 2008 amounts to JPY 12 639 794 (EUR 92 788). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund.

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company receives from Nikko Global Funds (Periodic Distribution) an annual management fee of 0.36% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.35% in total.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 9 - Taxation

The Company manages more than one investment fund and is therefore considered by the tax authorities as a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provision for liabilities and charges” in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2005 for income and municipal business tax, and 2006 for net worth tax.

Note 10 – Other creditors

Other creditors as at December 31, 2008 and February 29, 2008 can be analysed as follows:

	December 31, 2008	February 29, 2008
	EUR	EUR
Advisory fees payable	599 179	599 716
Distribution fees payable	<u>384 064</u>	<u>390 231</u>
	<u>983 243</u>	<u>989 947</u>

[前へ](#) [次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成22年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.92円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#) [次へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2009年6月30日現在

(単位：ユーロ)

	2009年6月30日		2008年8月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
未収管理報酬	719,415.32	89,869	943,827.56	117,903
現金預金	2,078,285.80	259,619	2,057,797.89	257,060
資産合計	2,797,701.12	349,489	3,001,625.45	374,963
負債				
特別納税引当金	194,450.00	24,291	213,300.00	26,645
引受済資本金	446,220.00	55,742	446,220.00	55,742
法定準備金	44,622.00	5,574	44,622.00	5,574
任意積立金	4,012,009.30	501,180	3,534,326.64	441,508
資本金および準備金	4,697,301.30	586,787	4,238,468.64	529,470
株主配当金	(3,276,863.99)	(409,346)	(2,826,863.99)	(353,132)
未収/未払監査報酬	12,263.39	1,532	7,353.39	919
未払顧問報酬	372,925.90	46,586	505,647.10	63,165
未払販売報酬	239,464.82	29,914	325,402.52	40,649
納税引当金	537,735.92	67,174	463,319.62	57,878
債務	(2,114,473.96)	(264,140)	(1,525,141.36)	(190,521)
当期利益	214,873.78	26,842	288,298.17	36,014
負債合計	2,797,701.12	349,489	3,001,625.45	374,963

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2009年6月30日に終了した6か月間

(単位：ユーロ)

	2009年6月30日		2008年8月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
管理報酬	1,690,147.04	211,133	2,941,327.74	367,431
預金利息	10,606.31	1,325	41,196.28	5,146
実現外国為替益	0.00	0	0.00	0
収益合計	1,700,753.35	212,458	2,982,524.02	372,577
費用				
当期利益	214,873.41	26,842	288,298.15	36,014
税金	84,010.00	10,495	112,634.13	14,070
その他の専門家費用	1,372,880.03	171,500	2,581,494.80	322,480
実現外国為替損	28,989.91	3,621	96.94	12
費用合計	1,700,753.35	212,458	2,982,524.02	372,577

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5 【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は適式に招集された株主総会において株主により選任され、いつでも理由の有無にかかわらず株主の議決により解任または更迭される。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができる。

(2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件を満たした株主総会の決議が必要である。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社の本国における独立監査人は、平成21年3月31日付でケーピーエムジー・オーディット サールに変更されている。管理会社の会計年度は、平成22年以降、4月1日に始まり翌年の3月末日に終了する1年に変更された。なお、経過措置として、平成21年1月1日に開始した会計年度は、平成22年3月31日に終了した。

上記の他、本書提出前1年以内において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会の決議によりいつでも解散することもできる。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資顧問会社」)

(Nikko Asset Management Europe Ltd)

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在、230万スターリング・ポンド(約3億2,292万円)

(注) スターリング・ポンドの円貨換算は、2010年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値(1スターリング・ポンド=140.40円)による。

(2) 事業の内容

日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドは、英国法人であるニッコウ・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの完全子会社であり、ニッコウ・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドは日本法人である日興アセットマネジメント株式会社(「日興アセットマネジメント」)の完全子会社である。日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドの主な業務は、第三者および他のグループ企業に対して投資運用および投資顧問サービスを提供することである。同社の投資運用・顧問の資産は、2010年3月末日現在、約139億1,700万スターリング・ポンド(約1兆9,539億円)である。

同社は、現地の専門家による資産運用および投資顧問サービスを行っている。最高投資責任者スチュアート・キナーズリーは、以前、フォーリン&コロニアル・マネジメントの債券運用ディレクターおよびLTCBフォーリン&コロニアルのマネジング・ディレクターを務めており、豊富な運用経験を有している。ロンドン大学卒。

2 ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(Nikko Bank(Luxembourg)S.A.)

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在、40,154,672ユーロ(約50億円)

(2) 事業の内容

ルクセンブルグ法に基づき1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、日興コーディアル証券株式会社の子会社である。

3 日興コーディアル証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、日興コーディアル証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

4 かざか証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

5 東海東京証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年4月1日現在 60億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

6 東洋証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 約134億9,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

7 マネックス証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 74億2,500万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

8 水戸証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 約122億7,200万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

9 静銀ティーエム証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

10 SMBCフレンド証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 272億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

11 株式会社あおぞら銀行

(1) 資本金の額(連結)

2010年3月末日現在 4,197億8,100万円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

12 みずほ証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 約1,251億6,700万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

13 岡三証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

14 ばんせい山丸証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 約15億5,800万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

15 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年5月1日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

17 安藤証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 22億8,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

18 宇都宮証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 約3億100万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

19 中央証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 約43億7,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

20 ソニー銀行株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 310億円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

21 みずほインベスターズ証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 約802億8,800万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

22 ニューズ証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 8億7,750万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

23 キャピタル・パートナーズ証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 28億5,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

24 エイチ・エス証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

25 ワイエム証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 12億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

26 前田証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 2,198,988千円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

27 常陽証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

28 立花証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 66億9,570万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

29 浜銀TT証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 330,798万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

30 楽天証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 7,477百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

31 株式会社SBI証券

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 479億3,792万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

32 中銀証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年5月6日現在 20億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

33 西日本シティIT証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年5月6日現在 15億7,500万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

34 百五証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

35 むさし証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年5月6日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

36 新潟証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 6億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2 【関係業務の概要】

- 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資顧問会社」)
(Nikko Asset Management Europe Ltd)
管理会社との投資顧問契約に基づき、トラスト資産の投資顧問業務を行う。
- 2 ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務
代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)
(Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)
管理会社との契約に基づき、トラスト資産の保管業務を行う。また、ファンドの所在地事務・管理事務代行会
社および登録・名義書換事務代行会社であり、トラスト証券の発行、買戻し、転換、登録・名義書換、分配金支払
ならびに純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務を行う。
- 3 日興コーディアル証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行う。
- 4 かざか証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 5 東海東京証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 6 東洋証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 7 マネックス証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 8 水戸証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 9 静銀ティーエム証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 10 SMBCフレンド証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 11 株式会社あおぞら銀行
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 12 みずほ証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 13 岡三証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 14 ばんせい山丸証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 15 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 17 安藤証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 18 宇都宮証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 19 中央証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 20 ソニー銀行株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 21 みずほインベスターズ証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 22 ニューズ証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 23 キャピタル・パートナーズ証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 24 エイチ・エス証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 25 ワイエム証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 26 前田証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 27 常陽証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 28 立花証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 29 浜銀TT証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 30 楽天証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 31 株式会社SBI証券
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 32 中銀証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 33 西日本シティTT証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 34 百五証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 35 むさし証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 36 新潟証券株式会社
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイは、日興コーディアル証券の子会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
SIF法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
CSSF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国である国
パートIファンド	2002年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85/611/EEC（改正済）をルクセンブルグ法に導入） - かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2002年法パートIIに基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する会社型投資信託
SICAV	変動資本を有する会社型投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2008年12月末日現在でファンド数は1,910、その純資産総額は5,672億ユーロ（70兆8,546億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2008年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,461、その純資産総額は、9,925億ユーロ（123兆9,831億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	602,239	4,463	557,518	9,284	1,159,757
2002	4,358	544,401	4,087	510,548	8,445	1,054,949
2003	4,662	582,377	4,871	608,485	9,533	1,190,862
2004	5,040	629,597	6,023	752,393	11,062	1,381,865
2005	6,243	779,876	9,009	1,125,404	15,252	1,905,280
2006	6,813	851,080	11,635	1,453,444	18,449	2,304,649
2007	7,487	935,276	13,107	1,637,326	20,594	2,572,602
2008	5,672	708,546	9,925	1,239,831	15,597	1,948,377

（注） 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン = 2.68円）により、ユーロの円貨換算は、平成22年3月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.92円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（IML）に付託され（金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（「中央銀行」）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（“CSSF”）によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

II. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済み）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済み）（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済み）に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託（以下「SIFs」という。）は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってUCISに区分されている。SIFsは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2002年12月20日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

- | | |
|--------|----------------------------|
| パートI | UCITS |
| パートII | その他の投資信託 |
| パートIII | 外国の投資信託 |
| パートIV | 管理会社の認可 |
| パートV | UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定 |

2002年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（UCIs）を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートI UCITS」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、適用あるEU通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パートIファンドとみなされる投資信託を、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
- 2002年法第5章によりパートI UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託

- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託、ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託（「レバレッジ・ファンド」）
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパートIの条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託（"fonds commun de placement" (FCP), common fund）
- 2) 会社型投資信託（investment companies）
 - 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
 - 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）および2002年法に従っている。

投資者は、FCPに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款（以下参照）に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のFCPの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) FCPの会計期間。
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由。
 - (h) 約款変更手続。
 - (i) 受益証券発行手続。
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

(注) 緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) FCPIに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パートIファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のUCISsに適用される制限とを明確に区別している。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達 85/611/EECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に（設立国がEU加盟国であるか否かに拘わらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかる投資信託は、金融監督委員会がEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85/611/EECの要件と同等であること。
 - かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されているUCITSまたはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他のUCITSまたは投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。

- OTCデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方政府、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。

- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのOTCデリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。

(d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。
- (c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていない。
- (b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債券の10%
 - (iii) 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則(「1996年12月24日付大公規則」)(「大公規則」)は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE(「2007/16通達」)をルクセンブルグにおいて実施した。
- CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339(「通達」)を示達した。
- 通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。
- CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パートIファンドに該当しないIFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

（注）かかる大公規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パートIIファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パートIファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される（以下参照）。

2.2.1.2.1 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店（中央管理機構）および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる（現在はかかる規則は存在しない。）。
- b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- c) 管理会社の株主またはパートナーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。
- d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。
- (5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
 - a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。
- (7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

- (1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。
- (2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下で他のEC加盟国に販売できない。

FCPおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。
 - (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む)
 - (b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。

- (4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。
- (5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。
- (a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。
 - 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用機能を委託したFCPのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信
 - (iii) その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別添IVに規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
 - (c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
 - (d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- 金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行行使することが困難な場合は、認可を付与しない。
- 金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。
- (9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。
 - (e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接・間接、自然人・法人を問わず）の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勧告し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。
- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパートIファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- (i) 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (ii) (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)に基づく通達97/9/ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
 - b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。

- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
 - b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
 - c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
 - d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85/611/EECに従い、EU加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、他のEU加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03/108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社がその職務の一部の委任を認められるため充足するべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能にかかる企業に委託できると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出するべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パートIファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2の(15)に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当たり純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない（下記参照）。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託（société d'investissement à capital variable - SICAV）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法（改正済み）の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。）。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りSICAVの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パートIファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パートIIファンドについては最低一か月に1回とする。）。
- 定款中にSICAVが負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パートIファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) SICAVが、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、SICAVの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。
- SICAVの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。SICAVの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- 更に、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

SICAVは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、SICAVに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) SICAVが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しているSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、SICAVの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、FCPの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済み）第26条）

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済み）第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 発起人の氏名
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的

- (v) 払込資本および授權資本の額
- (vi) 募集に際し払い込まれた額
- (vii) 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もし存在すれば）に対する制限規定
- (ix) 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名
 - (注) 1915年8月10日法（改正済み）に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載
- (xii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法（改正済み）第29条）

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- (i) 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年8月10日法（改正済み）第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
 - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。

(b) EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所（the Council of State）に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達 91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証券、またはかかる証券もしくは証券を表象しもしくはその取得権を与える一切の証券の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パートIファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。

- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会
が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければ
ならない。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

(v) 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会に対して、監査人がその職務遂行に知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管会社を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について）適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIsの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97/136(金融監督委員会通達08/348により改正)に基づき、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合、
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合、
- c. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合、

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もし存在すれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税 制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、(i)その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび(ii)従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCIsである。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所また恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

（注）二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を承認した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するUCIsを更に区別するため、SIF法では新規ヴィークルを「専門投資信託」（以下「SIFs」という。）と称する。

既存の機関UCIsは、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に準拠するSIFsになった。

3.1 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるUCIsおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIsに適用される。

SIFsは、リスク分散原則に従う投資信託であり、UCIsとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFsは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がSIFsへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 投資規則

EU圏外の統一UCIsについて定める2002年法パートIIと同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

SIFsはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なUCIsよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるUCIsに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（「FCP」）および変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 会社型投資信託（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2002年法に準拠するSICAVsの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFsについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するUCIsについては6か月以内である。FCPIに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、その形態を問わず、一部払込済の株式 / 受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。更に、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

3.3.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するUCIsに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するSICAVまたはFCPIの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、SIFsは、このため、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

SIFsは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

SIFsは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家に確保を要するものと同様の保護を要しないという事実を照らし、SIFsは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するUCIsの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するUCIsについて、金融監督委員会は、設立文書、SIFsの取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

しかし、SIF法の規定により、SIFsは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、SIFsを設立し、運用を開始し、それ以後に金融監督委員会の承認を得ることができる。

3.4.2 保管受託銀行

UCIsと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登記上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になるとと思われる。

3.4.3 監査人

SIFの財務書類は、十分な専門経験を有するので正当であると証明され得るルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFsは、監査済年次報告書とその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFsは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5 SIFの税制の特徴

SIFsは、0.01%の年次税（2002年法に基づき存続する大部分のUCIsについて、0.05%）を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、SIF法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグUCIsに投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、SIF法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを（2002年法とは異なり）要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

SIFsが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

SIF法第67条の廃止に従い、会社型SIFsは、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

第4 【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1 表面

- a ファンドの名称
- b 表象される口数
- c 管理会社および保管受託銀行の署名
- d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社(Soci  t   Anonyme)である旨の表示
- e 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

2 裏面

特記事項なし。

第5 【その他】

- (1) 目論見書に届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報、第1 ファンドの状況」および第四部「特別情報、第2 その他の関係法人の概況」の主要内容等を要約し、「目論見書の概要」および「ご投資の手引き(Q&A)」として冒頭に記載することがある。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、販売取扱会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (3) 交付目論見書の表紙の裏面には次の文章が記載されることがある。

「交付目論見書は、金融商品取引法第15条第2項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。」

および

「請求目論見書(記載項目等については交付目論見書「第二部 ファンド情報 第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照下さい。)は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっておりますので御留意下さい。」

または

「請求目論見書(記載項目等については交付目論見書「第二部 ファンド情報 第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照下さい。)は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっておりますが、便宜上、交付目論見書と併せて掲載しておりますので御留意下さい。」
- (4) 請求目論見書の表紙の裏面には次の文章が記載されることがある。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」

または

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。なお、便宜上、前記の交付目論見書と併せて掲載しておりますので、御留意下さい。」
- (5) 交付目論見書および請求目論見書において、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することがある。
- (6) また、交付目論見書の表紙の次に、「ご留意事項」等を記載することがある。

[次へ](#)

目論見書の概要 ファンドの概要

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド -日興外貨MMF-

当概要は、目論見書(*)の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。
詳細は目論見書本文をご覧ください。

商品分類	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託(*) USドル・ポートフォリオ「米ドルMMF」(米ドル建) ユーロ・ポートフォリオ「ユーロMMF」(ユーロ建) オーストラリア・ドル・ポートフォリオ「豪ドルMMF」(豪ドル建) カナダ・ドル・ポートフォリオ「カナダ・ドルMMF」(カナダ・ドル建) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ「ニュージーランド・ドルMMF」(ニュージーランド・ドル建)
ファンドの特色	米ドルMMF、ユーロMMF、豪ドルMMF、カナダ・ドルMMF、ニュージーランド・ドルMMFの5本をサブ・ファンドとするアンブレラ(傘)型(*)MMFです。 USドル・ポートフォリオはムーディーズ社から最高の格付である「Aaa/MR1+」の格付を取得しています。 ムーディーズ社による格付はファンドのパフォーマンス、純資産価格(*)の変動性、利回り等の見通しを考慮したものではありません。 いつでも出し入れできます。 分配金は毎日宣言され、毎月最終ファンド営業日に税引きで再投資されます(1ヶ月複利)。
ファンドの目的	格付けの高い米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドル、ニュージーランド・ドル建の短期証券で運用し、好利回りを目指します。 質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性(*)を保ちながら、好収益を得ることを目的とします。
投資の基本方針	管理会社は、1口当たり純資産価格(*)をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1カナダ・セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1ニュージーランド・セントに、それぞれ維持するように最善を尽くします。

主な投資対象	投資対象は、主として、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル建の短期債券および証書です。
主な投資制限	買付時において、証券または証書はS&Pによる格付がA - 1以上またはムーディーズ社による格付がP - 1以上のもの、債券はS&Pによる格付がAA - 以上またはムーディーズ社による格付がAa3以上のものに限られます。
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
純資産価額の 価額変動リスク および信用リスク	<p>ファンドは、主に外貨建の公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価額も変動します。また、ファンドの受益証券は、純資産価額が外貨建で算出されるため、円貨で受取の際には為替相場の影響も受けます。したがって投資元本を割り込むことがあります。ファンドは元金が保証されている商品ではありません。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。</p> <p>ファンドの純資産価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替リスク」などがあります。</p> <p>詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。</p>
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日（年1回）
収益分配	<p>日々分配が宣言されます。</p> <p>買注文の受渡日当日から換金の受渡日の前日まで付利、計上されます。分配は毎月最終ファンド営業日に税引手取額が自動再投資されます。</p>
お買付・ ご換金(買戻し)	毎ファンド営業日にお買付・ご換金（買戻し）が行えます。受渡は翌ファンド営業日です。適用為替レートは約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するものいたします。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
お申込価額	各申込が受領されたファンド営業日の翌ファンド営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格(*)とします。（通常は、1口当たり1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セント）
お申込単位	<p>原則1,000口以上1口単位。</p> <p>（通常、1,000口 = 10米ドル、10ユーロ、10豪ドル、10カナダ・ドルまたは10ニュージーランド・ドル）</p> <p>ただし、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従います。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
お申込手数料	お買付、ご換金（買戻し）ともありません。信託財産留保額もありません。

<p>国内における 販売会社</p>	<p><u>USドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、水戸証券、静銀ティーエム証券、SMBCフレンド証券、あおぞら銀行、ばんせい山丸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、エイチ・エス証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、浜銀TT証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、新潟証券（2010年7月1日申込取扱い開始予定）</p> <p><u>ユーロ・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、ニュース証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、安藤証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券</p> <p><u>オーストラリア・ドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、みずほ証券、岡三証券、三菱UFJメリルリンチPB証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、安藤証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、静銀ティーエム証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、常陽証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券、新潟証券（2010年7月1日申込取扱い開始予定）</p> <p><u>カナダ・ドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、安藤証券、みずほ証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券</p> <p><u>ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、岡三証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、みずほ証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券</p>
-------------------------------	--

<p>管理報酬等(*)</p>	<p>日々の純資産総額に対して年率0.91%(上限)を乗じた額およびその他費用がファンド資産より控除されます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p><内訳></p> <p>管理報酬 日々の平均純資産総額(*)の年率0.01%(上限)</p> <p>投資顧問報酬 日々の平均純資産総額に対する下記の料率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">純資産総額</th> <th style="text-align: center;">料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドル、またはニュージーランド・ドル)以下の部分</td> <td style="text-align: right;">年率0.150%(上限)</td> </tr> <tr> <td>2億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超5億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)以下の部分</td> <td style="text-align: right;">年率0.125%(上限)</td> </tr> <tr> <td>5億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超20億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)以下の部分</td> <td style="text-align: right;">年率0.100%(上限)</td> </tr> <tr> <td>20億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超の部分</td> <td style="text-align: right;">年率0.090%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>代行協会員報酬 日々の平均純資産総額の年率0.65%(上限)</p> <p>保管受託報酬 日々の平均純資産総額の年率0.04%(上限)</p> <p>管理事務代行報酬 日々の平均純資産総額の年率0.06%(上限)</p> <p>ただし、ファンドのグロス・イールド(その他費用控除後)が、年率1.00%未満の場合は、ファンドの関係法人の報酬合計は、グロス・インカム(その他費用控除後)の40%を超えない額とします。</p> <p>その他の費用として、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬、有価証券届出書・目論見書等の印刷費用を含みますが、これらに限られません。)をファンドより間接的にご負担いただいております。これらの費用は、運用状況等により変動しますので、事前にその料率および上限額を表示することはできません。</p> <p>上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。</p> <p>詳しくは交付目論見書の「手数料等及び税金」をご覧ください。</p>	純資産総額	料率	2億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドル、またはニュージーランド・ドル)以下の部分	年率0.150%(上限)	2億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超5億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)以下の部分	年率0.125%(上限)	5億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超20億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)以下の部分	年率0.100%(上限)	20億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超の部分	年率0.090%(上限)
純資産総額	料率										
2億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドル、またはニュージーランド・ドル)以下の部分	年率0.150%(上限)										
2億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超5億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)以下の部分	年率0.125%(上限)										
5億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超20億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)以下の部分	年率0.100%(上限)										
20億米ドル(ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル)超の部分	年率0.090%(上限)										
<p>税金のお取扱い</p>	<p>分配金に対し所得税15%、住民税5%が源泉徴収されます。詳細については、交付目論見書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。</p>										

(注) *印は「目論見書の概要」ページ巻末の「基本用語の解説」をご参照ください。

ご投資の手引き（Q & A）

Q1．投資方針について説明してください。

質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し、流動性(*)を保ちながら好収益を得ることを目的とします。1口当たり純資産価格(*)をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1カナダ・セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1ニュージーランド・セントに、それぞれ維持するように最善を尽くします。証券または証書は、買付時においてS&Pによる格付が、A - 1以上またはムーディーズ社による格付がP - 1以上のもの、債券はS&Pによる格付がA A - 以上またはムーディーズ社による格付がAa 3以上のものに限られます。

ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有します。

Q2．買付けはどのようにしたらいいのですか？

お買付けは、毎ファンド営業日にお申込みいただけます。お申込金額は、原則として円貨でお支払いいただくものといたします。米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算はすべて各約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するものといたします。お申込金額は、販売会社が応じる範囲内で米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルでお支払いいただくこともできますが、その場合は販売会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込みを行っていただくこととなります。

（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）

（注）ファンドは、米国の市民、居住者、法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができます。

Q3．「ファンド営業日」とはいつでしょうか？

ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグ（さらにユーロ・ポートフォリオの場合フランクフルト、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合シドニー、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合トロント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合ウェリントン、オークランド）の銀行営業日であり、かつ、日本の金融商品取引業者および銀行の営業日です。

（詳しくは、販売会社までお問い合わせください。）

Q4．存続期間はいつまでですか？

無期限です。ただし、管理会社と保管受託銀行の合意により、信託期間中でも解散されることがあります。

Q5 . 換金（買戻し）の場合、手取額はどのようにになりますか？

ご換金（買戻し）の請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各ファンド営業日に販売会社を通じて行うことができます。ご換金（買戻し）は1口単位から可能です。

ファンド証券1口当たりの換金（買戻）価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日の翌ファンド営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格です。買戻代金（および発生済の未払い分配金）は、販売会社を通じて、買戻請求が行われたファンド営業日の翌ファンド営業日に、お支払いいたします。買戻代金（および発生済の未払い分配金）が円貨で支払われる場合、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものといたします。また、販売会社が応じ得る場合は、買戻請求されたお客様の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込みにより米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルでお支払いいたします。（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）

Q6 . どのようなリスクがありますか？

ファンドは、主に外貨建の公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資します。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価額も変動します。また、ファンドの受益証券は、純資産価額が外貨建で算出されるため、円貨で受取の際には為替相場の影響も受けます。したがって投資元本を割り込むことがあります。ファンドは元金が保証されている商品ではありません。また、ファンドは預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。

ファンドの純資産価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

Q7 . 運用状況はどのように知ることができますか？

毎決算後、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、組入有価証券の明細などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社からお届けいたします。

また販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。

Q8 . 税金の取扱いはどのようにになりますか？

分配金に対して所得税15%、地方税5%が源泉徴収されます。詳細については、交付目論見書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等および税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

なお、将来の税務当局の判断、今後の税制の改正などにより、上記課税上の取扱いは変更されることがあります。

基本用語の解説

<p>目論見書</p>	<p>各ファンドの仕組みや運用方法などを詳しく説明している法定文書で、ファンドの申込者に必ずあらかじめまたは同時に交付または送付されますので、ファンドをご購入いただく前に必ずお読みください。 (注)目論見書は、交付目論見書と請求目論見書とに分かれています。また、「目論見書」という正式名称に代えて、「投資信託説明書」という別称を用いることがあります。</p>
<p>契約型公募 外国投資信託</p>	<p>管理会社と保管受託銀行との契約（信託証書またはファンド約款）によって設定され、日本で募集される投資信託で、外国籍のものをいいます。</p>
<p>アンブレラ(傘)型 ファンド</p>	<p>投資対象の異なる複数のファンド（サブ・ファンド）を有する傘型ファンドを総称してアンブレラファンドといいます。</p>
<p>流動性</p>	<p>債券などの組入る有価証券等の売買が迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。</p>
<p>純資産総額</p>	<p>ファンドに組入れられている債券などの合計金額（時価）からファンドの債務（運用にかかる費用で未払いのもの等）を差し引いた信託財産の総額をいいます。</p>
<p>(1口当たり) 純資産価格</p>	<p>純資産総額をファンドの発行済全口数で除した1口当たりの時価のことをいいます。</p>
<p>管理報酬等</p>	<p>ファンド資産から支払われる費用のひとつで、ファンドの関係法人がその業務に対する報酬として、通常、ファンド資産に対する一定料率または所定の方法で算出された金額を受け取ります。</p>
<p>運用報告書</p>	<p>毎期決算後に期中の運用経過、組入る有価証券の内容などを受益者の皆様へお知らせする報告書のことで、</p>

独立監査人報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドの受益者各位

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2008年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針および財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を実施した。

管理会社の取締役会の財務書類に対する責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a)不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の設計、実施および維持、(b)適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c)状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、管理会社の取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2008年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の運用実績および純資産額の変動を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

我々は年次報告書に含まれる補足情報について、検討を加えているが、上記基準に準拠して実施された特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、当該情報に対し我々は意見を表明しない。然しながら当該補足情報について、財務書類全体との関連では特に問題となるべき事項はないと我々は考えている。

プライスウォーターハウスクーパース S.a.r.l.

2009年4月27日、ルクセンブルグ

独立監査人
代表者

ローラン・マークス

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report**To the Shareholders of Nikko Money Market Fund**

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Money Market Fund and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2008 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company ' s responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the " Institut des Réviseurs d ' Entreprises " . Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditor ' s Report (continued)

To the Shareholders of Nikko Money Market Fund

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Money Market Fund and of each of its sub-funds as of December 31, 2008, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.a r.l.
Reviseur d ' entreprises
Represented by

Luxembourg, April 27, 2009

Laurent Marx

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

年次財務書類に対する報告書

2007年4月30日の株主総会における任命を受け、我々は、2008年2月29日現在の貸借対照表、同日をもって終了した年度の損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、(a)不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b)適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c)状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年2月29日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウオーターハウスクーパーズ S.à.r.l. 2008年5月16日、ルクセンブルグ

監査人
代 表

ローラン・マークス

[前へ](#) [次へ](#)

PricewaterhouseCoopers
Société à responsabilité limitée
Réviseur d'Entreprises
400, route d'Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 30, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at February 29, 2008, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of February 29, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg, May 16, 2008

Laurent Marx

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドの受益者各位

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2009年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針および財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を実施した。

管理会社の取締役会の財務書類に対する責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a)不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の設計、実施および維持、(b)適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c)状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、管理会社の取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2009年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の運用実績および純資産額の変動を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

我々は年次報告書に含まれる補足情報について、検討を加えているが、上記基準に準拠して実施された特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、当該情報に対し我々は意見を表明しない。然しながら当該補足情報について、財務書類全体との関連では特に問題となるべき事項はないと我々は考えている。

プライスウォーターハウスクーパース S.à.r.l.

2010年3月31日、ルクセンブルグ

独立監査人

代表者

ローラン・マークス

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report**To the Shareholders of Nikko Money Market Fund**

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Money Market Fund and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2009 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company ' s responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the " Institut des Réviseurs d ' Entreprises ". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditor ' s Report (continued)To the Shareholders of **Nikko Money Market Fund****Opinion**

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Money Market Fund and of each of its sub-funds as of December 31, 2009, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg, March 31, 2010

Laurent Marx

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

年次財務書類に対する報告書

我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年12月31日現在の財政状態および2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパースS.à.r.l.

2009年3月31日、ルクセンブルグ

監査人
代表

ローラン・マークス

[前へ](#) [次へ](#)

PricewaterhouseCoopers
Société à responsabilité limitée
Réviseur d'Entreprises
400, route d'Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008, the profit and loss account for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg,

March 31, 2009

Réviseur d'entreprises

Represented by

Laurent Marx

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[前へ](#)